官庁会計システムのハードウェア等の賃貸借（ＩＤＳ及びＩＰＳ）　一式

仕　様　書（案）

平成２７年９月

財　務　省

目　次

１　概要　・・・

７．２．６　信頼性要件　・・・

１３　その他の要件　・・・

1　概要

1．1　目的

官庁会計システムは、国の予算の執行等の会計事務の効率的な処理を目的としたシステムである。予算・決算業務・システムの最適化計画（平成１８年3月３１日：各府省情報統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づきシステムの整備を進め、平成２１年1月にサービスを開始し、機器等の賃貸借期間の終了に伴い、当該機器等の更新を平成２５年1月に完了した。

一方、歳入金電子納付システムは、国民等が電子申請・届出等に際しての手数料等の電子納付を実現するため、これに必要な納付の原因の確認、納付が誤りなく歳入徴収官等に行われることの確認を可能とすることを目的としたシステムである。平成１６年1月にサービスを開始し、平成２１年1月に導入した機器等の賃貸借期間の終了に伴い、当該機器等の更新を平成２５年1月に完了した。

これら両システムで現在使用する機器等（以下「現行機器等」という。）は、いずれも平成２７年度に賃貸借期間の終了を迎えることから、現行機器等の更新及び機器の更新に伴う設計、製造、試験（動作確認、運用確認及び外部システムとの接続試験等）（以下「ハード更新」という。）を行う。また、ハード更新の直後に運用が必要となる機能追加についても、合わせて調達を行う。その他同時期に必要となる物品及び特定役務の調達も行う。

なお、現行機器等の更新に伴い、官庁会計システム及び歳入金電子納付システム（以下「官庁会計システム等」という。）の運用経費の削減を目的に、現行機器等におけるＯＳをオープンソースソフトウェアのＯＳへと変更（以下「ＯＳＳ化」という。）する。そのうえで、当該変更に伴う業務ソフトウェア等への影響を考慮し、現行のシステム運用を維持できるハードウェア等（ＯＳ・ミドルウェア等）の構成とすることを前提とする。

本仕様書は、官庁会計システム等における情報セキュリティの脅威への対策として、不正侵入検知システム及び不正侵入防止システムの賃貸借（以下「本件特定役務」という。）の調達を行うための基本的な要求要件を記載したものである。なお、不正侵入検知システムは、現行機器等の更新を行い、平成２８年１２月までの運用を予定している。また、不正侵入防止システムは、次期機器等のセキュリティ向上を目的として平成２９年1月からの運用を予定している。

1．2　全体調達計画

本件特定役務を含め、官庁会計システム等のハード更新及びその他同時期に必要となる物品及び特定役務全体の調達計画を以下に示す。

なお、以下に掲げる調達計画は、それぞれ個別に調達を行う。また、各調達計画は、「予算・決算業務の業務・システム最適化計画（平成１８年3月３１日：各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）」に基づいて構築された情報システムの方式は変更しないこと、現行機器等の更新に伴って官庁会計システム等のアプリケーションプログラム（以下「ＡＰ」という。）の変更は必要に応じて現行のシステム運用を維持できる範囲で実施することとしている。

（1）官庁会計システム等のハード更新に伴う設計等及び機能追加に係る業務一式

官庁会計システム等の現行機器等の更新に伴う設計、製造、試験（動作確認、運用確認、外部システムとの接続試験等）及びこれと同時に行う機能追加に係る等業務一式（以下「設計等」という。）の調達計画。

契約期間は平成２７年5月１日から平成２９年1月４日まで。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は請負契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。当該役務については調達済。

（2）ハードウェア等の賃貸借一式

官庁会計システム等のハード更新及びその後の運用に必要となる機器等（以下「次期機器等」という。）の賃貸借業務一式の調達計画。官庁会計システム用機器等、歳入金電子納付システム用機器等、監視支援用機器等に分けて個別に調達を行う。さらに、官庁会計システム用機器等は、各機器等の用途に応じ

て３つに分割（以下に示すイ（イ）～（ハ））し調達を行う。

イ　官庁会計システム用機器等

官庁会計システム用機器等の調達を（イ）から（ハ）に示す。

（イ）分割単位Ⅰ

本番環境、試験環境及び研修環境におけるオンライン処理及びバッチ処理等で使用する機器等（以下「センター設備」という。）の調達計画。

賃貸借期間は、本番環境、試験環境及び研修環境の各環境により異なる。本番環境の賃貸借期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として平成２８年２月１日から平成３２年３月３１日までの５０ヶ月間を予定。試験環境の賃貸借期間は、同様に平成２８年４月１日から平成３２年３月３１日までの４８ヶ月間を予定。研修環境の賃貸借期間は、同様に平成２８年６月１日から平成３２年３月３１日までの４６ヶ月間を予定。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は賃貸借契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

（ロ）　分割単位Ⅱ

本件特定役務の調達計画。

現行機器等の本番環境におけるＩＤＳ（不正侵入検知システム）及び次期機器等の本番環境におけるＩＰＳ（不正侵入防止システム）（以下「ＩＤＳ及びＩＰＳ」という。）の調達計画。

賃貸借期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として、ＩＤＳについては平成２８年４月１日から平成２９年１月３日までの９ヶ月間とし、本件特定役務において機器の更新を行う。また、ＩＰＳについては平成２８年６月１日から平成３２年３月３１日までの４６ヶ月間を予定。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は賃貸借契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

（ハ）　分割単位Ⅲ

職員の操作研修を行うために必要な操作端末（ＰＣ）等（以下「研修端末等」という。）の調達計画。

賃貸借期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として平成２８年４月１日から平成３２年３月３１日までの４８ヶ月間を予定。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は賃貸借契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

ロ　歳入金電子納付システム用機器等

歳入金電子納付システムのハード更新及びその後の運用に必要となる機器等の調達計画。

賃貸借期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として平成２８年６月１日から平成３２年３月３１日までの４６ヶ月間を予定。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は賃貸借契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

ハ　監視支援用機器等

官庁会計システム等のハード更新後の監視運用に必要となる機器等の調達計画。

賃貸借期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として平成２８年１０月１日から平成３２年３月３１日までの４２ヶ月間を予定。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は賃貸借契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

（３）電算機械室等の提供一式

官庁会計システム等のハード更新及びその後の運用に必要となる電算機械室等の提供一式の調達計画。

機器等の設置を踏まえ平成２８年２月１日より賃貸借を開始予定。賃貸借期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として電算機械室等の使用開始から平成３２年３月３１日までを予定。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は賃貸借契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

（４）回線等の提供一式

官庁会計システム等のハード更新及びその後の運用に必要となる回線等の提供一式の調達計画。

回線等の用途に応じて平成２８年２月１日より順次使用を開始予定。使用期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として回線等の提供開始から平成３２年３月３１日までを予定。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式又は最低価格落札方式）。契約形態は賃貸借契約（長期継続契約）。

（５）官庁会計システム等に係る保守管理業務一式

官庁会計システム等の保守及び運用管理において必要となる業務（以下「保守管理業務」という。）一式の調達計画。

契約期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として平成２８年４月１日から平成３２年３月３１日までを予定。平成２９年１月３日までの約９ヶ月間は、現行機器等を使用するシステム（以下「現行システム」という。）と次期機器等を使用するシステム（以下「次期システム」という。）の双方に対応する。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は請負契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

（６）官庁会計システムの操作説明に係る支援業務一式

官庁会計システムの利用者へ操作説明を行うために必要となる支援業務（以下「操作支援業務」という。）一式の調達計画。

契約期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、原則として平成２８年４月１日から平成３２年３月３１日までを予定。平成２９年１月３日までの約９ヶ月間は、現行システムと次期システムの双方に対応する。契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式）。契約形態は請負契約（国庫債務負担行為による複数年度契約）。

また、以下、

・１．２（１）に記載の設計等業務の供給者を「設計等業務供給者」
・１．２（２）イ（イ）、１．２（２）イ（ハ）、１．２（２）ロ及び１．２（２）ハに記載の機器等に係る供給者を「他のハード供給者」
・１．２（３）に記載の電算機械室の提供を実施する供給者を「電算機械室等供給者」
・１．２（４）に記載の回線等の提供を実施する供給者を「回線供給者」
・１．２（５）に記載の保守管理業務を提供する供給者を「保守管理業務供給者」
・１．２（６）に記載の操作説明に係る支援業を提供する供給者を「操作支援業務供給者」
・現行システムの整備及び運用に必要となる業務を実施する供給者（ハードウェア等の賃貸借を実施する供給者、電算機械室の提供を実施する供給者、回線等の提供を実施する供給者、平成２７年度に実施が必要な官庁会計システム等の機能追加に係る業務を実施する供給者、平成２７年度末まで官庁会計システム等に係る保守管理業務を実施する供給者及び官庁会計システムの操作説明に係る操作支援業務の供給者）を「現行業務供給者」

という。

１．３　システム概要

官庁会計システム等のシステム概要を以下に示す。

１．３．１　官庁会計システム

官庁会計システムは、国の予算の執行等の会計事務の効率的な処理を主な目的として整備したものである。

各府省等の会計事務を行う職員の利用端末（以下「職員用パソコン」という。）とセンターに設置される処理装置をネットワーク回線で結び、オンラインリアルタイムでの処理を実現するとともに、センターで会計情報を集中管理し、債務者に対する納入告知書の発行、日本銀行への支払の依頼等の事務をセンターで一括して処理する。

また、日本銀行、各府省等のシステムと連携を行う。

さらに、官庁会計事務処理を行うシステムとしての重要性を踏まえ、バックアップセンターを設置する。

（1）システム化の範囲

官庁会計システムのシステム化の範囲を以下に示す。

イ　対象とする業務

官庁会計システムで対象とする業務は、予算現額の管理（歳出予算の繰越を含む。）、支出負担行為の実施計画と支払計画及びその示達、歳入金に係る債権の管理、歳入徴収、支出負担行為及び支出、歳出金に係る債務の管理、歳入歳出外現金の受払、決算（月次報告を含む。）、帳簿の登記、債務者への納入告知書の発行や債権者に対する支出の通知、日本銀行及びゆうちょ銀行からの歳入金収納の通知の受領、日本銀行への支払の依頼、会計検査院への計算書等の提出、予算現額異動の通知等である。

（2）業務処理概要

官庁会計システムの業務処理概要を以下に示す。また、官庁会計システムの業務フローを図１．３．１－１に示す。

イ　大臣業務

大臣業務は、予算異動情報の管理、示達情報の管理、繰越の管理、月次報告及び決算報告、決算情報の活用及び分析等に係る業務を行う。

大臣業務の業務フローを図１．３．１－２に示す。

ロ　歳入業務

歳入業務は、債権管理、歳入徴収、納入告知書等の作成及び送付、徴収簿の登記等に係る業務を行う。

歳入業務の業務フローを図１．３．１－３に示す。

ハ　歳出業務

歳出業務は、支出負担行為、支出決定及び支出等に係る業務を行う。

歳出業務の業務フローを図１．３．１－４に示す。

ニ　歳入歳出外業務

歳入歳出外業務は、歳入歳出外現金の受入れ及び払渡し、現金出納簿の登記等に係る業務を行う。

歳入歳出外業務の業務フローを図１．３．１－５に示す。

官庁会計システム（ADAMSⅡ）の全体構成

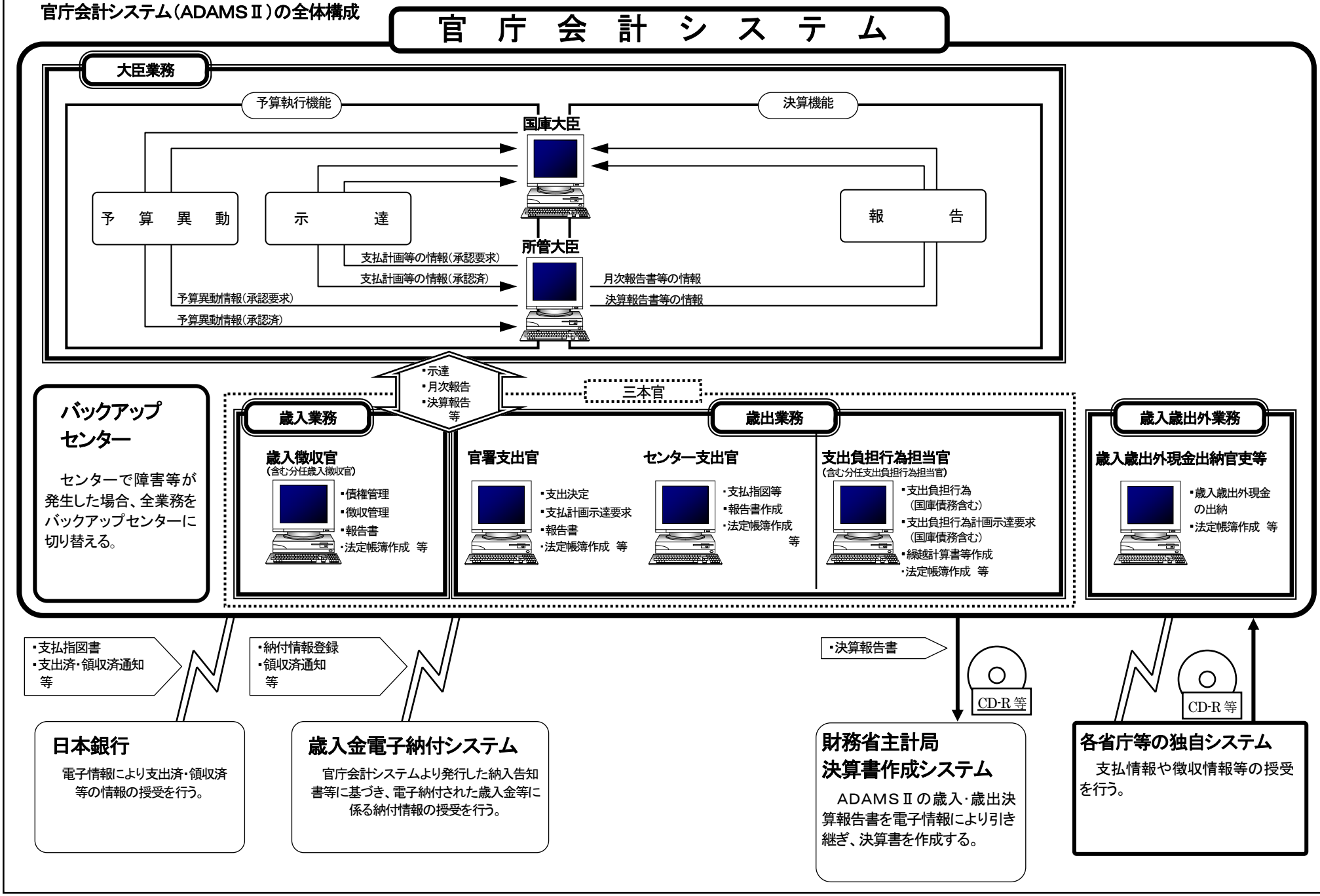

図1．3．1－1　官庁会計システムの業務フロー

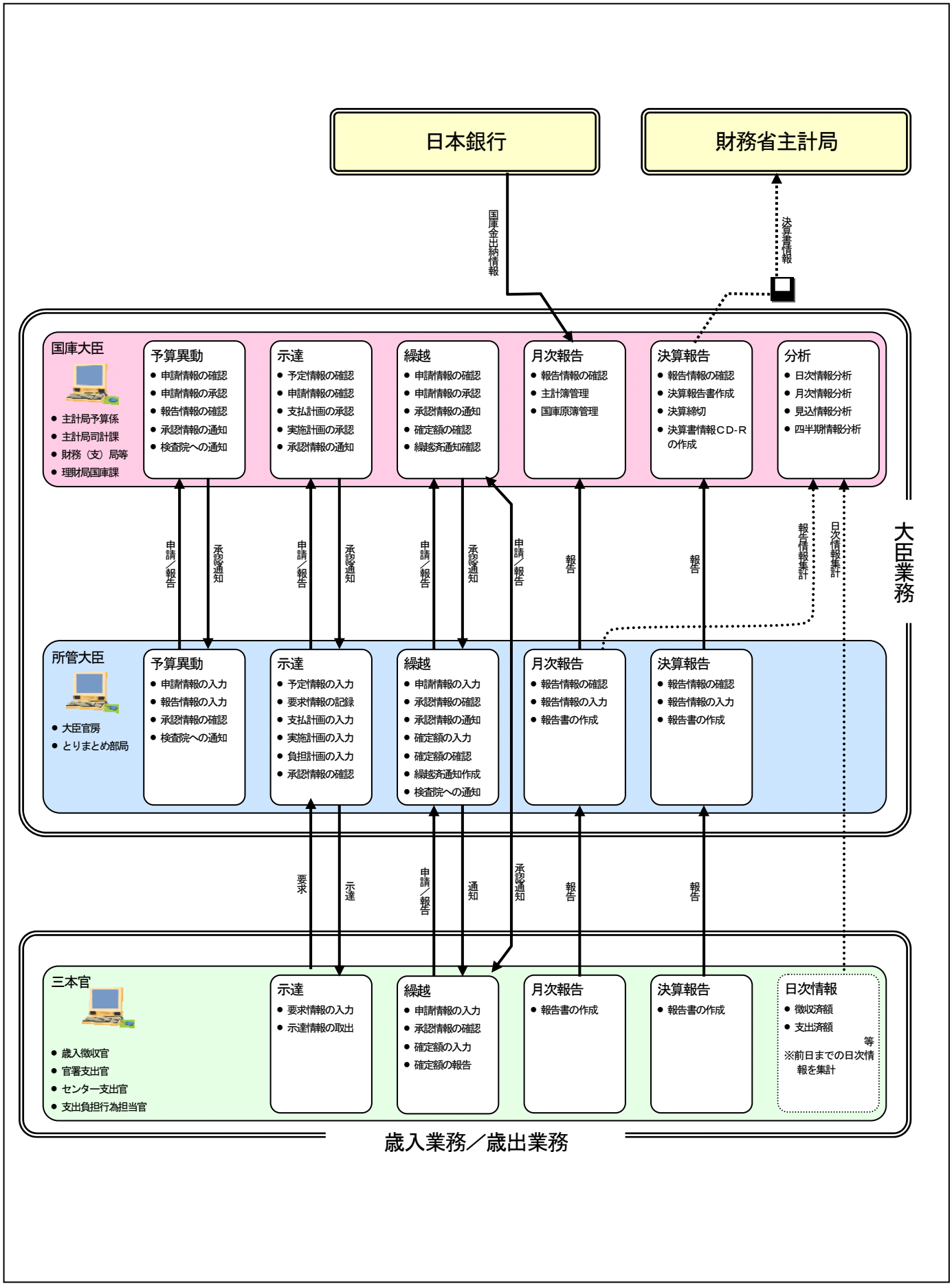

図１．３．１－２　大臣業務の業務フロー

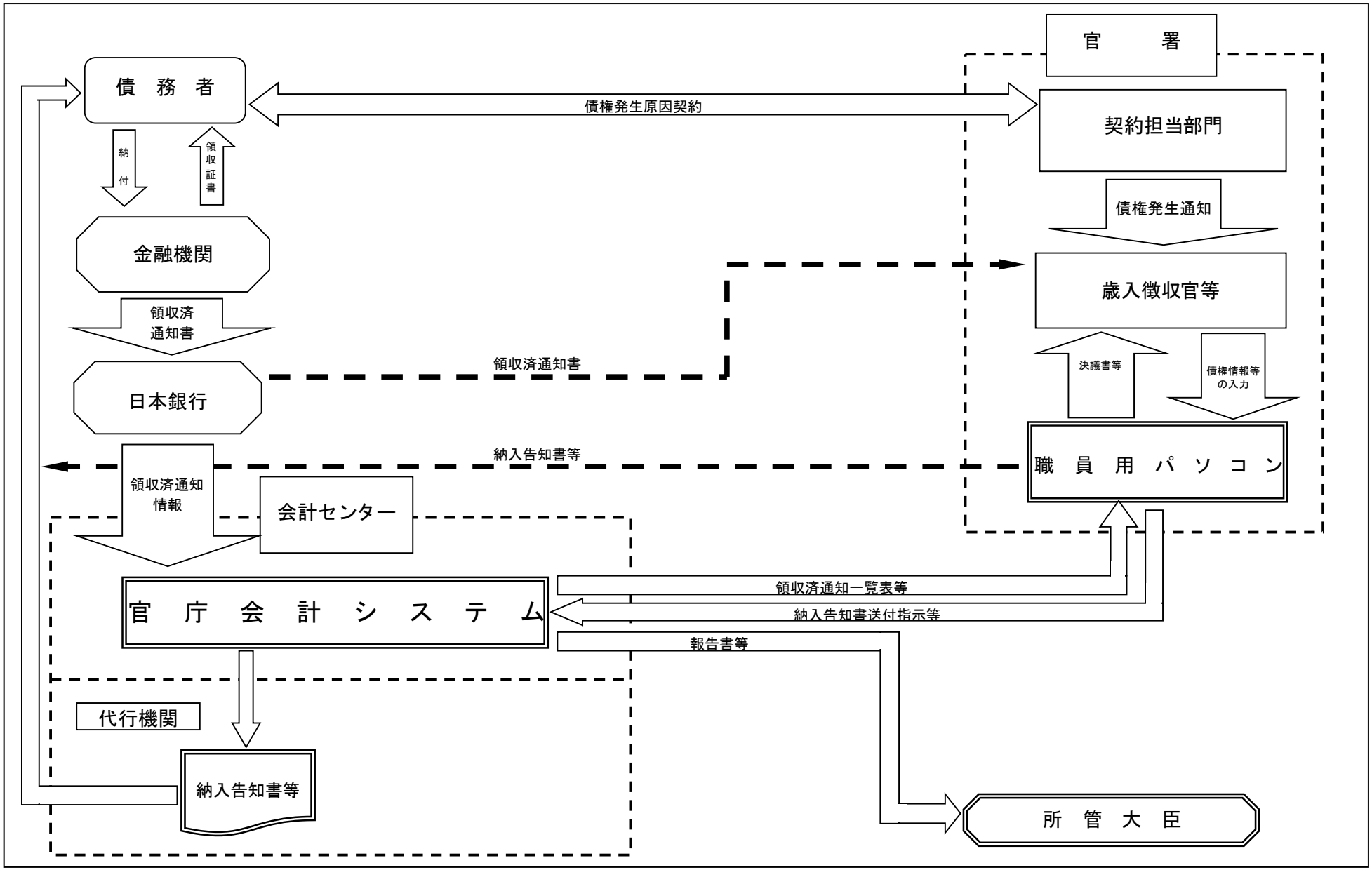

図1．3．1－3　歳入業務の業務フロー

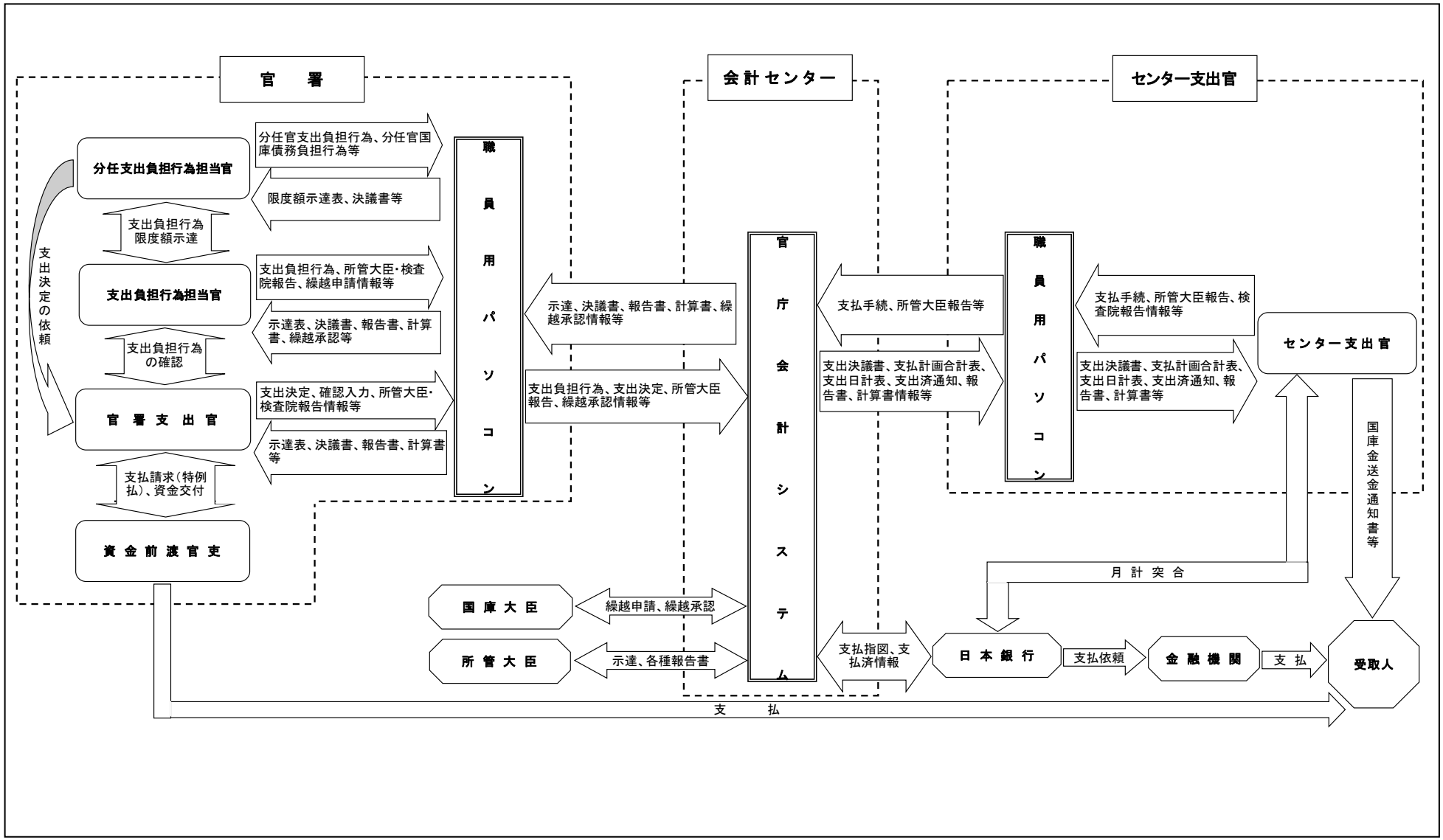

図1．3．1－4　歳出業務の業務フロー

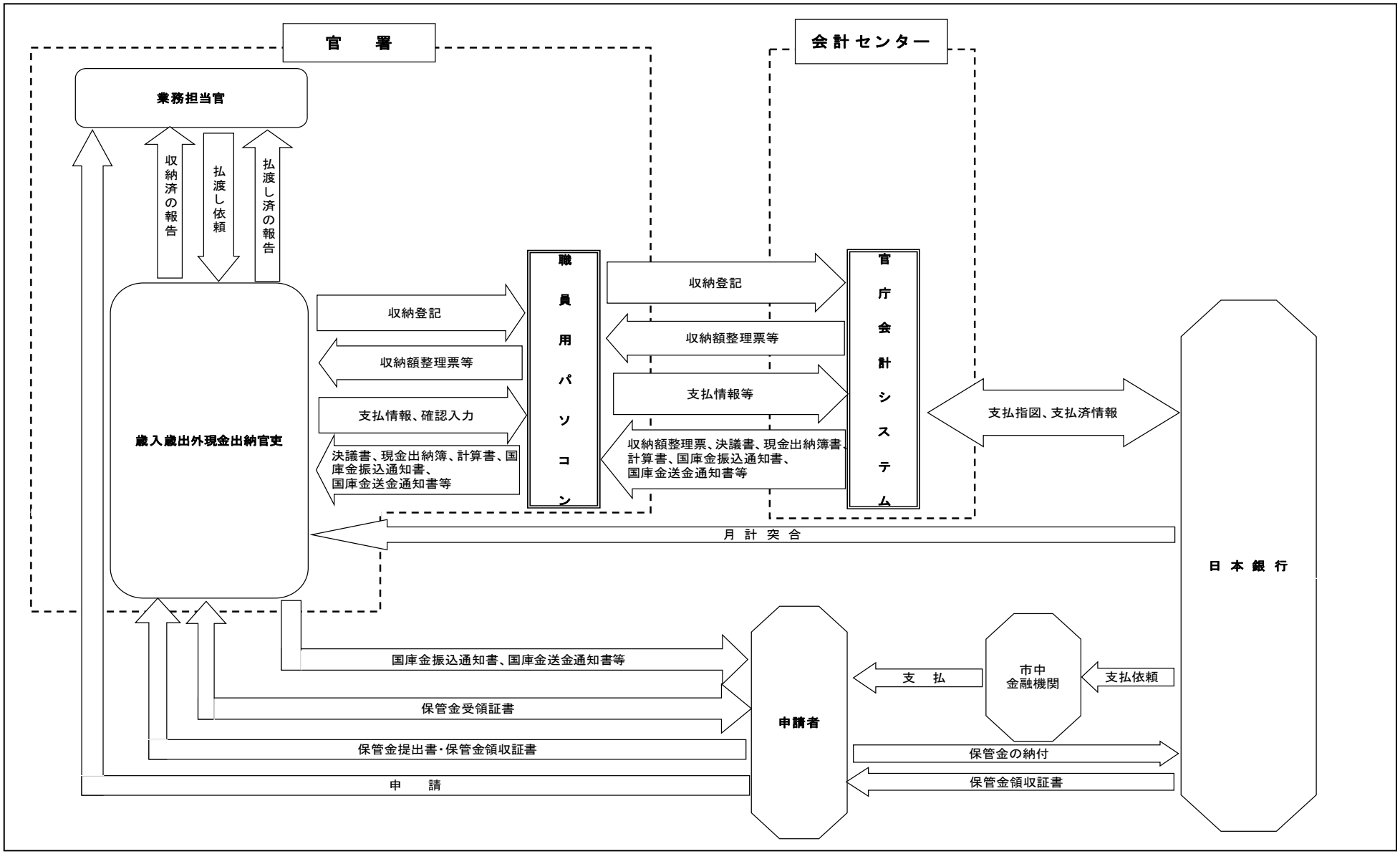

図1．3．1－5　歳入歳出外業務の業務フロー

１．３．２　歳入金電子納付システム

国民等が電子申請・届出等に際しての手数料等の電子納付を実現するためには、これに必要な納付の原因の確認、納付が誤りなく歳入徴収官等に行われることの確認を可能とする機能を持ったシステムが必要となる。

歳入金電子納付システムは、日本銀行の歳入代理店業務の一部を受託する民間収納インフラであるマルチペイメントネットワークシステム（以下「ＭＰＮ」という。）を活用して、この機能を実現する政府側の収納機関システムの役割を担う各府省等の共同利用型システムとして整備したものである。

（１）システム化の範囲

歳入金電子納付システムのシステム化の範囲を以下に示す。

イ　対象とする納付種別

（イ）申請・届出等手続きに伴う手数料等納付

各府省等で電子的に受け付けた申請・届出等手続きに伴う手数料並びに登録免許税及び自動車重量税の納付を対象とする。

（ロ）納入告知書等による国庫金納付

官庁会計システムを導入している歳入徴収官及び官署支出官が発行する納入告知書・納付書による国庫金の納付を対象とする。

（注）労働保険適用徴収システム、社会保険オンラインシステム、総合無線局監理システム（ＰＡＲＴＮＥＲ）で発行された納入告知書等による国庫金については、歳入金電子納付システムと調整を図りつつ、各システム独自で構築するシステムで扱うこととする。

また、登録免許税及び自動車重量税を除く国税についても同様とする。

ロ　対象とする納付方法

インターネットバンキング等の金融機関チャネルによりＭＰＮ経由で納付されたものを対象とする。

（注）本書において金融機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構に事務を委託する金融機関であって、日本銀行が歳入金の電子的な方法による収納事務の取扱いを認めた者をいう。

（２）業務処理概要

歳入金電子納付システムの業務処理概要を以下に示す。

イ　申請・届出等手続きに伴う手数料等納付

申請・届出等手続きに伴う手数料等納付に関する業務フローの基本例を図１．３．２－１に示す。

ロ　納入告知書等による国庫金納付

納入告知書等による国庫金納付に関する業務フローの基本例を図１．３．２－２に示す。

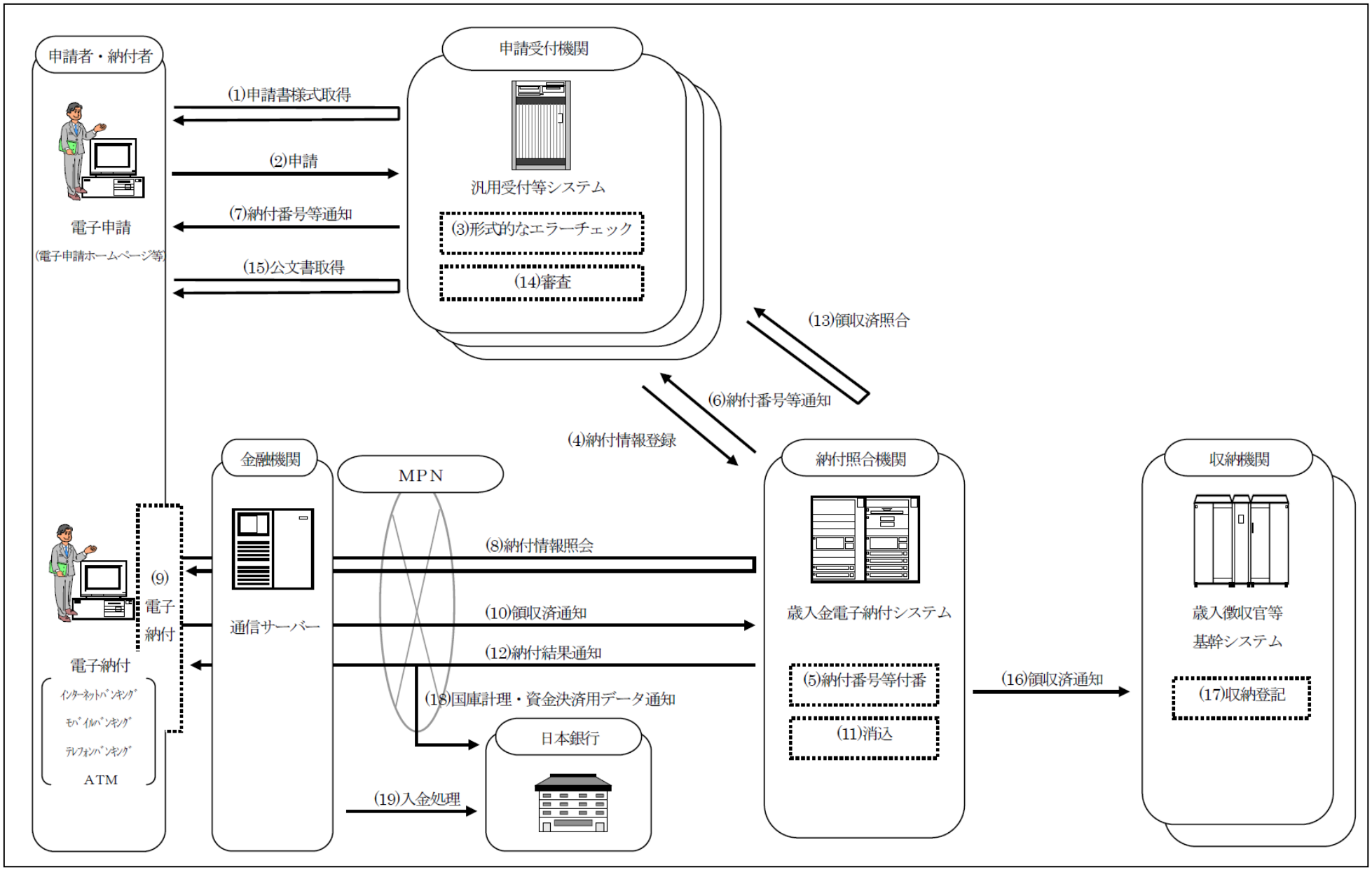

1．3．2－1　申請・届出等手続きに伴う手数料等納付に関する業務フロー（基本例）

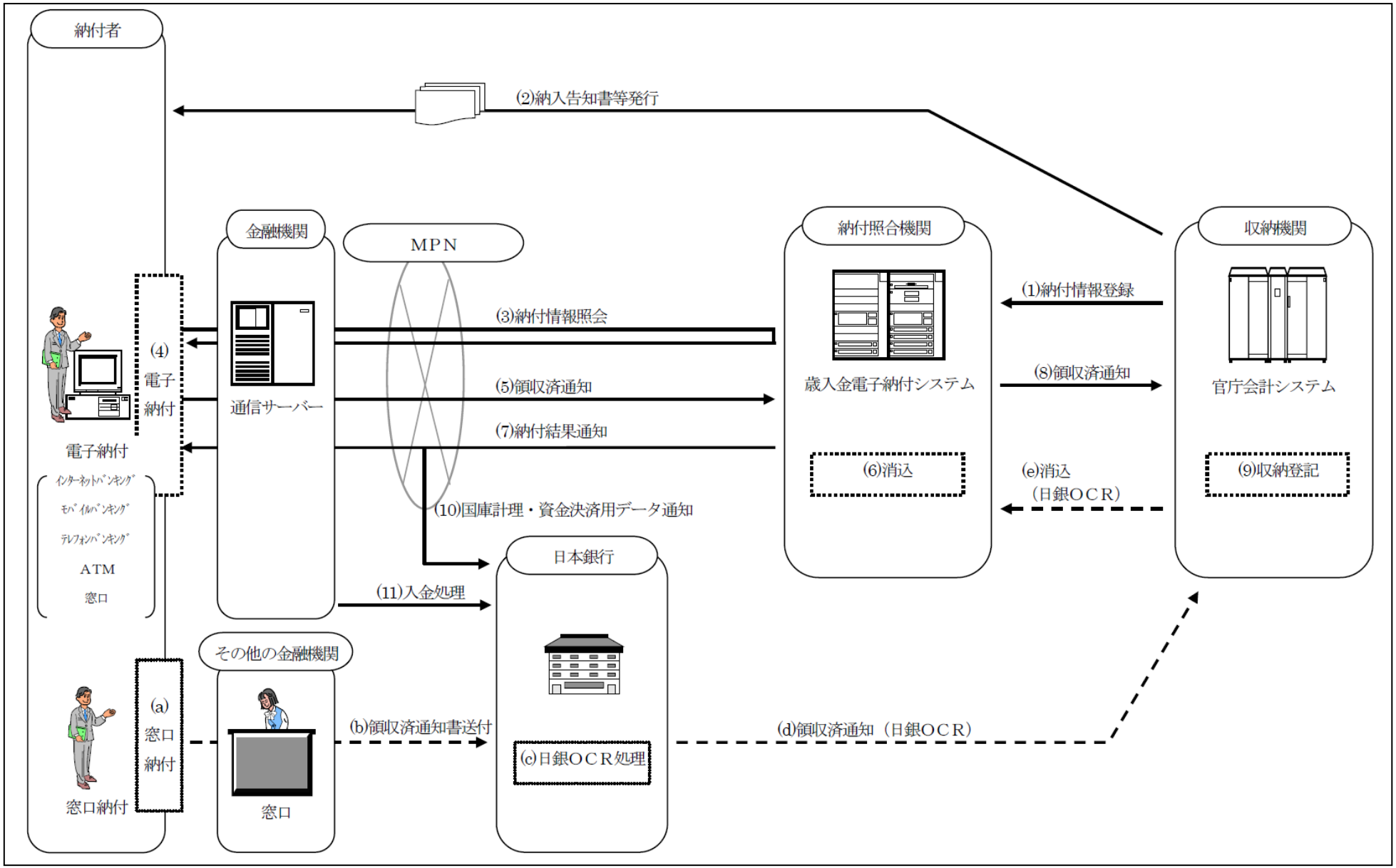

図１．３．２－２　納入告知書等による国庫金納付に関する業務フロー（基本例）

2　委託作業の概要

受託者は、本件特定役務として以下の作業を完了し、官庁会計システム等の運用として必要な要件をすべて満たした上で正常に動作する状態で提供する。

また、受託者は１．２（２）イ（ロ）に記載の作業範囲においてのみ責任を負うものとする。なお、本件特定役務の入札に参加を希望する者は、機能等証明を行ううえで必要があれば、本特定役務の調達に係る技術資料を閲覧することができる。閲覧に当たっては、別に示す「技術資料の閲覧要領」に従い諸手続を行うこと。

（１）官庁会計システム等における本件機器等の賃貸借の範囲

イ　官庁会計システム

（イ）現行機器等の構成と賃貸借の範囲

官庁会計システムの現行機器等の構成と当該構成における本件特定役務に係る機器等（以下「本件機器等」という。）の賃貸借の範囲（網掛けの部分）を図２－１に示す。

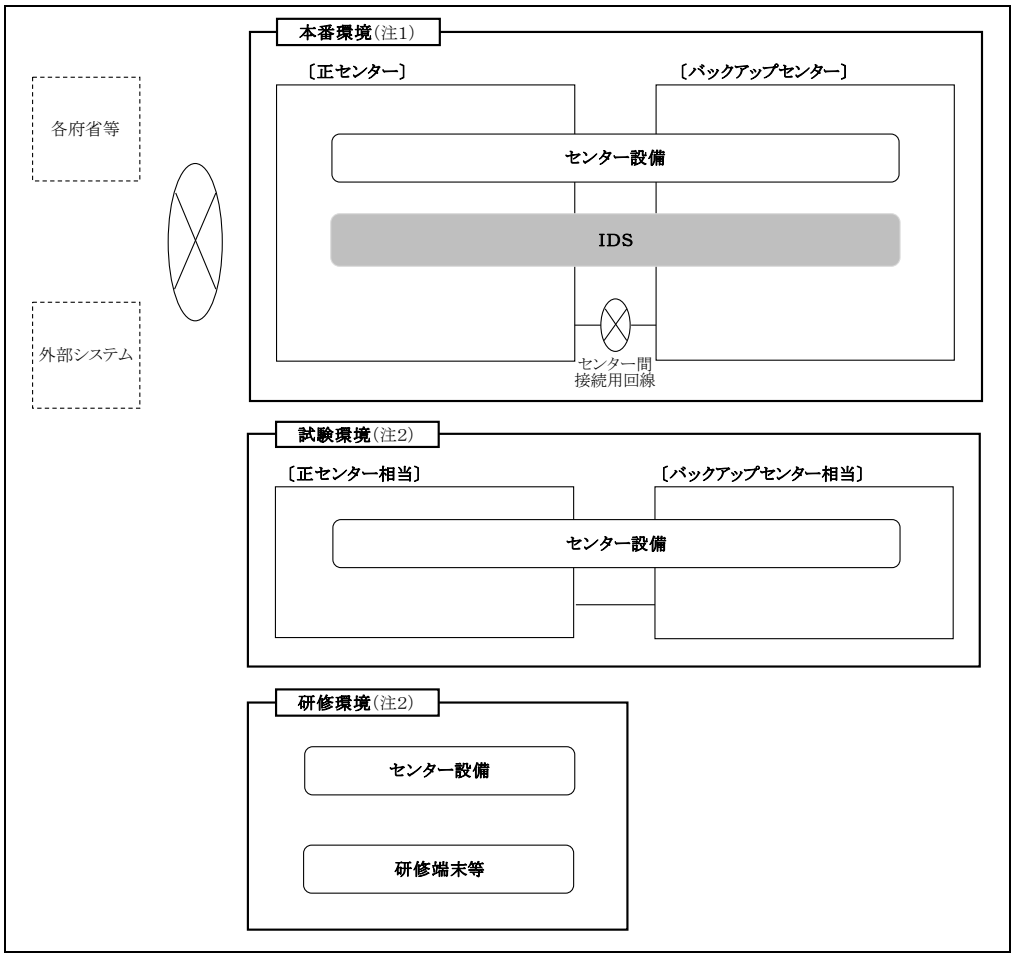

図２－１　官庁会計システムの現行機器等の構成と賃貸借の範囲

（注１）　本番環境は、正センターとバックアップセンターにより構成される。本番環境に係る機器等は、正センター及びバックアップセンターに設置する。

（注２）　試験環境及び研修環境に係る機器に係る機器等は、いずれも正センターに設置する。

（ロ）次期機器等の構成と賃貸借の範囲

官庁会計システムの次期機器等の構成と当該構成における本件特定役務に係る機器等（以下「本件機器等」という。）の賃貸借の範囲（網掛けの部分）を図２－２に示す。

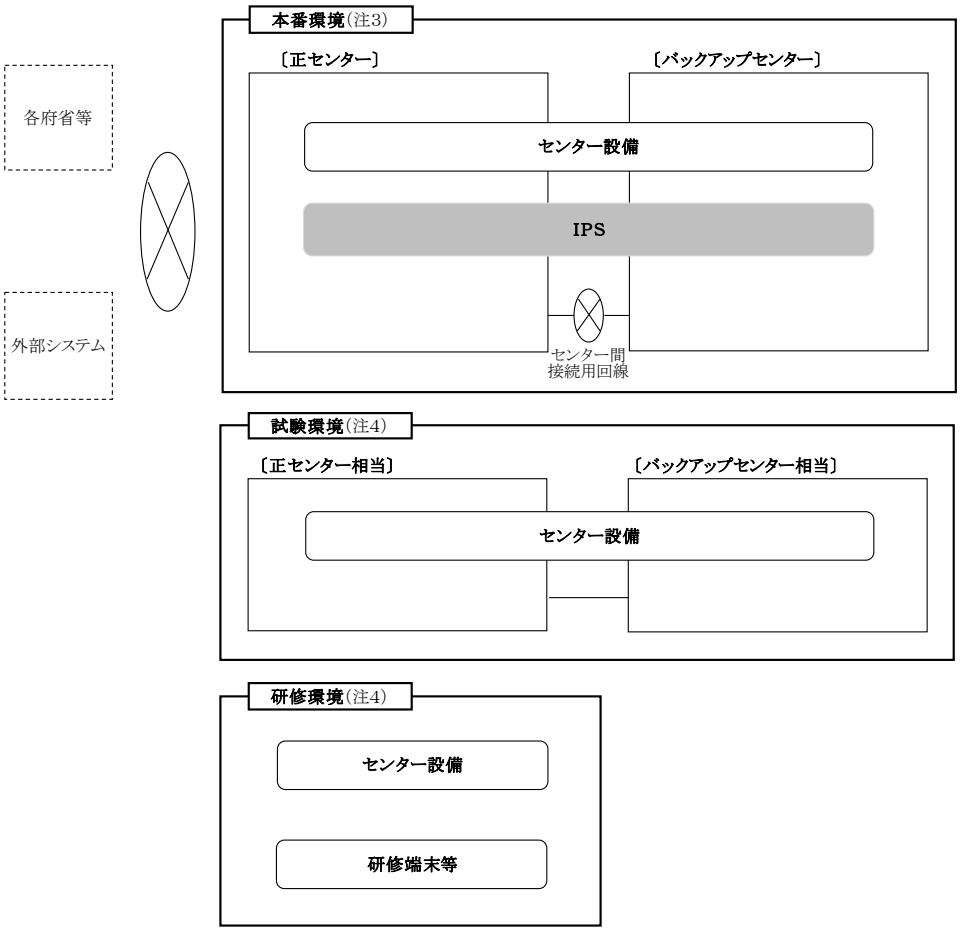

図２－２　官庁会計システムの次期機器等の構成と賃貸借の範囲

（注３）　本番環境は、正センターとバックアップセンターにより構成される。本番環境に係る機器等は、正センター及びバックアップセンターに設置する。

（注４）　試験環境及び研修環境に係る機器に係る機器等は、いずれも正センターに設置する。

ロ　歳入金電子納付システム

（イ）現行機器等の構成と賃貸借の範囲

歳入金電子納付システムの現行機器等の構成と当該構成における本件特定役務に係る機器等の賃貸借の範囲（網掛けの部分）を図２－３に示す。

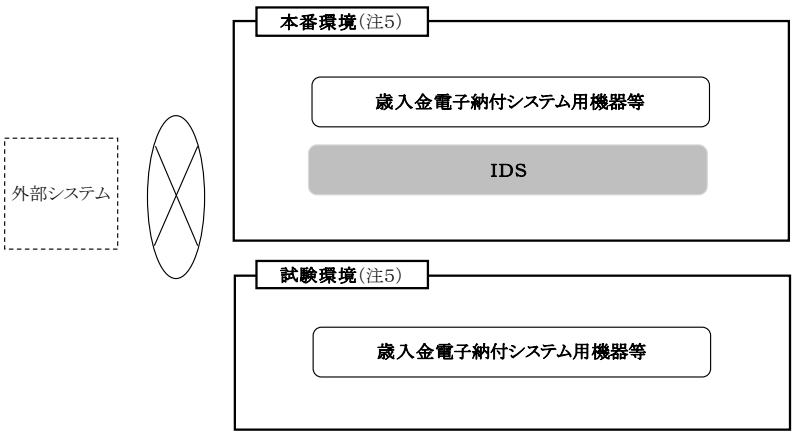

図２－３　歳入金電子納付システムの現行機器等の構成と賃貸借の範囲

（注５）　本番環境及び試験環境に係る機器等は、いずれも正センターに設置する。

（ロ）次期機器等の構成と賃貸借の範囲

歳入金電子納付システムの次期機器等の構成と当該構成における本件特定役務に係る機器等の賃貸借の範囲（網掛けの部分）を図２－４に示す。

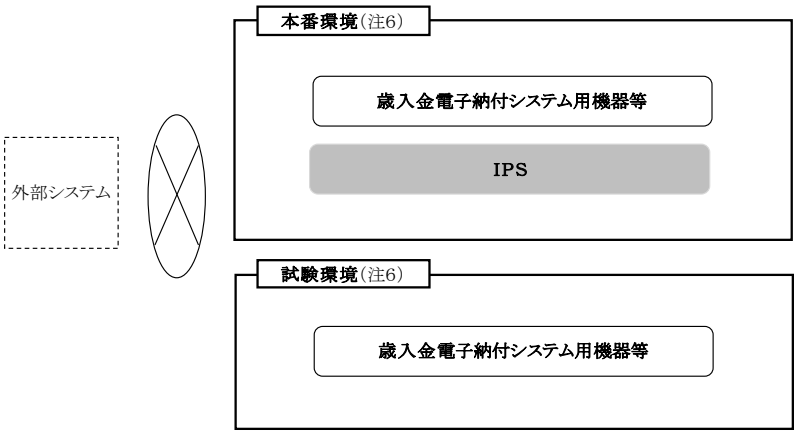

図２－４　歳入金電子納付システムの次期機器等の構成と賃貸借の範囲

（注６）　本番環境及び試験環境に係る機器等は、いずれも正センターに設置する。

ハ　官庁会計システムの各機器の構成要素と賃貸借の範囲

各機器の構成要素と当該構成要素における本件機器等の賃貸借の範囲（網掛けの部分）を図２－３に示す。

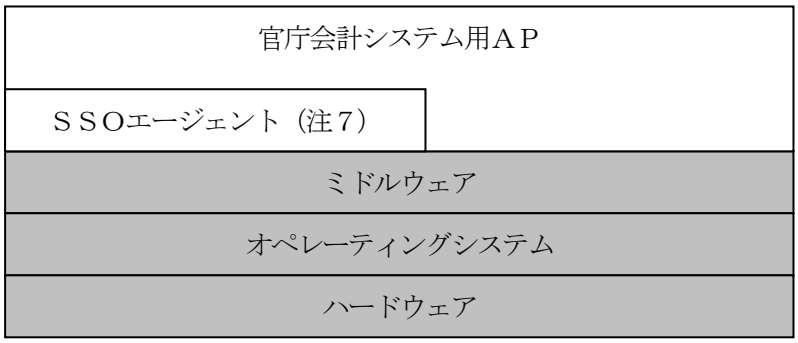

図２－５　各機器の構成要素と賃貸借の範囲

（注７）　「ＳＳＯエージェント」は、職員認証サービスから提供され、職員認証サービスとＷｅｂ－ＳＳＯ連携方式で認証機能を利用可能とするソフトウェアであり、現行機器等はＵＮＩＸ、次期機器等はＬＩＮＵＸ上で動作する。

ニ　歳入金電子納付システムの各機器の構成要素と賃貸借の範囲

各機器の構成要素と当該構成要素における本件機器等の賃貸借の範囲（網掛けの部分）を図２－６に示す。

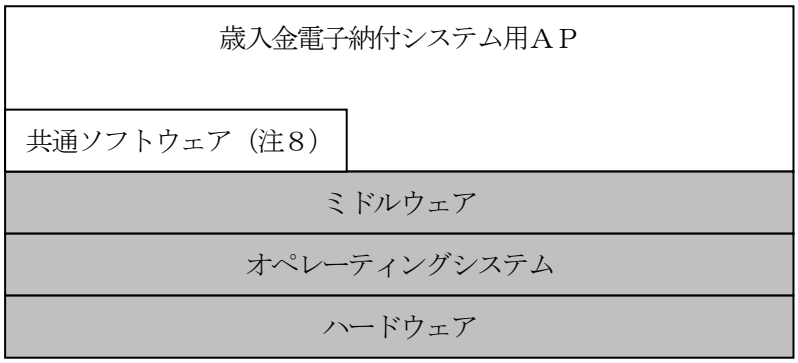

図２－６　歳入金電子納付システムの構成要素

（注８）　「共通ソフトウェア」は、ＭＰＮから提供され、伝送制御手順を意識することなくＭＰＮとの通信を行い、ＡＰＩ形式でデータ（電文、ファイル等）と結果の受け渡しを行うことを可能とする通信制御ソフトウェアであり、現行機器等はＵＮＩＸ、次期機器等はＬＩＮＵＸ上で動作する。

ホ　本件特定役務の調達における賃貸借対象機器等

本件特定役務の調達において賃貸借の対象となる機器等を表２－１に示す。

表２－１　ハードウェア・ソフトウェア対応表（ＩＤＳ及びＩＰＳ）

項番	ハードウェア	ソフトウェア
１	ＩＤＳ装置	ＩＤＳとして必要なソフトウェア
２	ＩＰＳ装置	ＩＰＳとして必要なソフトウェア

（2）作業の範囲

イ　本件機器等の賃貸借

受託者は、本件機器等を、官庁会計システム等の運用として必要な要件をすべて満たした上で正常に動作する状態で提供する。

ロ　本件機器等の賃貸借に伴う付帯作業

受託者は、本件機器等の賃貸借において以下に示す付帯作業を行う。

① 機器設計

本件機器等の構成、中継方式、設置レイアウト等の設計を行い、機器設計書を作成する。

② 搬入及び据付

本件機器等の搬入及び据付に関する計画及び手順について、機器導入計画書を作成する。
また、機器設計書及び機器導入計画書に基づき、本件機器等の搬入及び据付作業を行う。

③ 環境設計及び設定

本件機器等の動作条件設計を行い、環境条件書を作成する。
また、環境条件書に基づき、環境設定等の作業を行う。

④ 操作説明

本件機器等の操作説明を行う。

⑤ 検証運転

本件機器等の検証運転を行う。

⑥ 保守

本件機器等の保守作業を行う。

⑦ 撤去

賃貸借期間終了後、本件機器等の設置場所からの撤去及び設置場所の原状復帰を行う。

⑧ ＩＤＳ及びＩＰＳに係る作業

ＩＤＳ及びＩＰＳの提供に係る付帯作業を行う。

⑨ その他の作業

移行作業期間、サービス開始日及びサービス開始後の故障演習実施時は、要員を派遣する。

3　スケジュール

官庁会計システム等の全体スケジュールを図３－１に示す。

なお、本件特定役務の受託者が決定した後に、財務省と当該受託者とで調整のうえ詳細なスケジュールを作成する。

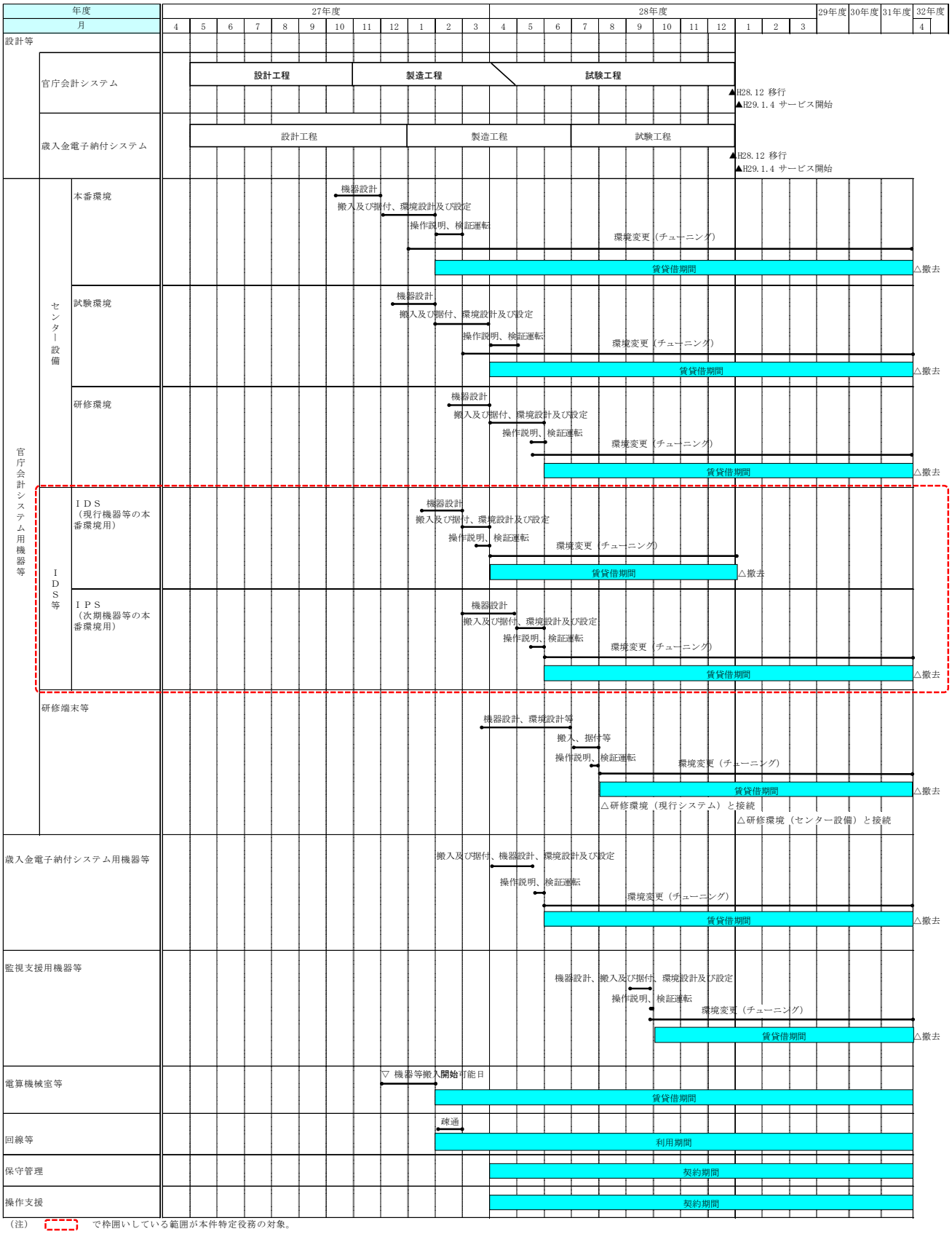

図３－１　官庁会計システムの全体スケジュール

4　委託内容

本件特定役務の委託内容を以下に示す。

4．1　受託者の作業

本件特定役務における受託者の作業は、本件機器等の賃貸借である。賃貸借における付帯作業を以下に示す。

なお、各作業項目については、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン（平成 26 年 12 月３日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定)」に基づき規定している。

4．1．1　共通作業

受託者は、契約期間を通じて作業全般に関する以下の作業を行う。作業の実施にあたっては、事前に実施要領を作成し、財務省の承認を受ける。

なお、受託者は、本件特定役務に係る内容について、政府情報システム管理データベース（Ｏｆｆｉｃｉａｌ　ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　ｓｙｓｔｅｍ　ｔｏｔａｌ　ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｄａｔａｂａｓｅ（以下、「ODB」という。））へ登録すべき情報（ＯＤＢ登録用シートに記載する情報）を財務省に適宜提供する。

（1）プロジェクト計画

受託者は、本件特定役務のコミュニケーション管理、実施体制、体制管理、情報セキュリティ対策、開発基本方針、ＷＢＳ（Ｗｏｒｋ　Ｂｒｅａｋｄｏｗｎ　Ｓｔｒｕｃｔｕｒｅ)、スケジュール及び実施方法等についてとりまとめたプロジェクト計画書を作成し、プロジェクト全体の実施を管理する。

（2）工程管理

受託者は、定期的な作業、計画及び実績の進捗状況を確認することにより、作業上の問題点を早期に把握することで、作業期限を遵守するように管理する。

なお、管理手法としてＥＶＭ（Ｅａｒｎｅｄ　Ｖａｌｕｅ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ）を用いることし、ＥＶＭ適用の作業範囲は、４．１．２～４．１．６とする。

（3）品質管理

受託者は、定期的な生産物の品質状況の確認により、品質上の問題点を早期に把握することで、品質を確保するように管理する。

また、納入後においても、故障発生状況等の品質状況の確認により、品質上の問題点を早期に把握することで、定期保守や予防保守等の対処を確実に行うように管理する。

（4）仕様・仕様変更等管理

受託者は、仕様決定及び仕様変更発生時のルールを予め策定し、仕様変更に伴う影響分析、本件機器等及び生産物への反映を確実に行うように管理する。

（5）構成管理

受託者は、構成管理のルールを予め策定し、本件機器等について、以下の項目を記載したシステム資産管理台帳を作成し、管理する。

なお、その他管理上必要な項目がある場合は、追加する。

イ　ハードウェア

設置場所、管理番号、品名、型名、数量

ロ　オペレーティングシステム、ミドルウェア
搭載されるハードウェア、管理番号、品名、型名、バージョン、数量、適用パッチ

また、生産物についても、体系付けてその版数を管理する。

（6）リスク管理

受託者は、本件特定役務において発生する可能性のあるリスクを洗い出し、予防策及び対応策を予め策定し、管理する。

（7）課題・問題管理

受託者は、課題及び問題発生時のルールを予め策定し、課題及び問題の対処を確実に行うように管理する。

４．１．２　機器設計

受託者は、落札後、速やかに設置場所の現地調査を行った上で、本件機器等の構成、中継方式、設置レイアウト及び分電盤からの電源配線設計、本件機器等の設計を行い、機器設計書を作成すること。また、他のハード供給者の指示に基づき、正センターの空調の消費エネルギー低減対策として必要な設計を行うこと。

なお、他のハード供給者が導入する機器等との接続に係る設計も含めて記載を行うこと。

４．１．３　搬入及び据付

受託者は、本件機器等の搬入及び据付について以下に示す作業を行うこと。作業に当たっては財務省及び設計等業務供給者の指示に従うこと。

（1）搬入及び据付計画

受託者は、本件機器等の搬入及び据付に関する計画（スケジュール・体制等）及び手順について、機器導入計画書を作成すること。

（2）搬入及び据付作業

受託者は、機器設計書及び機器導入計画書に基づき、本件機器等の搬入及び据付作業を行うこと。なお、作業等の条件は以下のとおり。

① 本件機器等の搬入に当たっては、適切な養生等を行い、搬入先の施設及び搬入する機器等に損傷を与えないよう留意すること。
② 本件機器等を格納するラックは、他のハード供給者が用意するため、受託者は、本件機器等を当該ラックに格納すること。なお、本件機器等をラックに搭載するために必要な部品等は、受託者が用意すること。
③ 本件機器等の据付については、安全性を考慮し、耐震対策を行うこと。ラックに搭載する機器等については、機器等をラックに固定し、地震等における転倒を防止すること。
④ 正センター及びバックアップセンターにおいて分電盤から機器等までの電源配線工事を行うこと。なお、電源配線工事においては、財務省及びビル管理業者（既設電力設備の維持管理業者）との連絡調整を行い、既設電力設備との結線時等、本据付作業による影響範囲を明らかにした上、ビル入居者等への影響を可能な限り排除した作業日程・時間帯を提案すること。、
⑤ 本件機器等を接続するケーブル類は、受託者が用意し、ケーブル配線工事等を行うこと。
なお、受託者は、他の官庁会計システム等の機器等との接続に係る配線工事も行うこと。
⑥ システム資産管理台帳に基づき本件機器等に管理番号等を記載したラベルを貼ること。また、ＬＡＮ・電源等の各種ケーブル類は、接続先を記載したタグを両端に取り付けること。

⑦　搬入した機器等については、それぞれ以下に記載の機器等の作業を完了させ、正常に動作することを確認すること。

イ　ネットワーク機器
・電源投入及び単体での動作確認
・関連機器との接続確認

ロ　ＩＤＳ装置
・電源投入及び単体での動作確認
・関連機器との接続確認
・ＩＤＳ装置と遠隔監視センターとの接続確認

ハ　ＩＰＳ装置
・電源投入及び単体での動作確認
・関連機器との接続確認
・ＩＰＳ装置と遠隔監視センターとの接続確認

⑧　搬入及び据付作業で必要なデータ及びデータを格納する可搬媒体等は、受託者が用意すること。
⑨　機器等の初期運用に必要な消耗品は装填又は格納した状態とすること。なお、運用に必要な交換用の消耗品は財務省にて別途用意する。
⑩　搬入及び据付でＩＤＳ及び施設に損傷が発生した場合、財務省及び現行システムの保守管理業務供給者に報告の後、財務省及び現行システムの保守管理業務供給者の指示に従い、受託者の責任と負担で修復すること。
⑪　搬入及び据付でＩＰＳ及び施設に損傷が発生した場合、財務省及び設計等業務供給者に報告の後、財務省及び設計等業務供給者の指示に従い、受託者の責任と負担で修復すること。

４．１．４　環境設計及び設定

本件機器等の据付後、以下に示す環境設計及び設定の作業を行うこと。

ＩＤＳの環境設計及び設定作業に当たっては、財務省及び現行システムの保守管理業務供給者の指示に従うこと。また、ＩＰＳの環境設計及び設定作業に当たっては、財務省及び設計等業務供給者の指示に従うこと。

（1）環境構築計画

受託者は、本件機器等の環境設計及び設定に関する計画について、環境構築計画書を作成すること。

（2）環境設計

受託者は、本件機器等の動作条件設計（政府共通ネットワーク等のネットワーク及び他の分割単位の機器等との接続に係る設定も含む）を行い、環境条件書を作成すること。なお、本件機器等の動作条件設計によって決まる設定値は、根拠が明確になるよう環境条件書に記載すること。

環境条件書のハードウェア、オペレーティングシステム及びミドルウェアの環境設計の作業を表４．１．４－１に示す。

表４．１．４－１　ハードウェア、オペレーティングシステム及びミドルウェアの環境設計内容

項番	ハードウェア名	ソフトウェア名	設計内容
1	Ｌ２スイッチ	－	・ネットワーク（ポート、ＩＰアドレス等） ・ＳＮＭＰ ・その他動作に必要な設定
2	Ｌ３スイッチ	－	・ネットワーク（ポート、ＩＰアドレス、ルーティング等） ・ＳＮＭＰ ・その他動作に必要な設定
3	ＩＤＳ装置	－	・ネットワーク（ポート、ＩＰアドレス、ルーティング等） ・シグネチャ ・その他動作に必要な設定
4	ＩＰＳ装置	－	・ネットワーク（ポート、ＩＰアドレス、ルーティング等） ・シグネチャ ・その他動作に必要な設定
5	その他	その他	・上記以外で必要に応じて導入するミドルウェア等の動作等に必要な設定

（3）環境設定

受託者は、環境条件書に基づき、環境設定の作業を行うこと。なお、作業の条件は以下のとおり。

① 環境条件書に従い、本件機器等の環境設定を行うこと。
② 環境設定後、可搬媒体にバックアップを取得すること。
③ 環境設定後、本件機器等の動作の確認を行うこと。

（4）環境変更

受託者は、必要に応じて、環境の変更作業を行うこと。なお、作業の条件は以下のとおり。

① 本件機器等の環境設定が原因で、官庁会計システム等の動作が最適でない（性能要件含む）場合、受託者の責任及び負担において、本件機器等の設定項目を変更すること。
② 環境変更後、可搬媒体にバックアップを取得すること。
③ 環境変更後、本件機器等の動作の確認を行うこと。
④ 環境条件書は、環境変更の都度、改版すること。

４．１．５　操作説明

受託者は、以下に示す本件機器等の操作説明を行うこと。

① 本件機器等の取扱説明書（マニュアル）を全て納入すること。
② 本件機器等に関する操作方法等について、電源のＯＮ／ＯＦＦ、ミドルウェアの起動方法及び稼働状況の確認方法等を記載した機器操作説明書を作成すること。
③ 機器操作説明書に基づき、実機によるＩＤＳの操作説明は、財務省、現行システムの電算機械室等供給者及び保守管理業務供給者に、ＩＰＳの操作説明は、財務省、設計等業務供給者、電算機械室等供給者及び保守管理業務供給者に行うこと。

４．１．６　検証運転

受託者は、４．１．２から４．１．４までの各作業を完了させた後、賃貸借開始日までの一定期間、本件機器等の検証運転を行う。検証運転にあたっては、疑似的な攻撃を行い、正常データを検知しないこと、疑似攻撃を検知（ＩＰＳは検知及び遮断）すること、本件機器等の動作に問題がないこと等

を確認すること。

ＩＤＳの検証運転結果は、財務省及び現行システムの保守管理業務供給者の確認を受け、ＩＰＳの検証運転結果は、財務省及び設計等業務供給者の確認を受けること。

なお、動作に問題が認められた場合は、受託者の責任及び負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

４．１．７　シグネチャバージョンアップ時の検証・チューニング

受託者は、本件機器等の賃貸借期間中において、以下のシグネチャバージョンアップ時の検証・チューニングを行うこと。

（1）シグネチャバージョンアップ時の検証

受託者は、本件機器等のシグネチャをバージョンアップする際は、適用前のシグネチャとの差異について把握し、検知傾向の違いがシグネチャの差異によるものか、通信の差異によるものかを確認したうえで適用すること。また、問題発生時の切り戻しに係る動作検証も行うこと。

（2）チューニング

受託者は、平成２９年１月４日までにＩＰＳの検知・遮断条件のチューニングを行うこと。

４．１．８　保守

受託者は、官庁会計システム等の運転時間帯において、以下に示す保守作業を行うこと。

① 本件機器等の故障時には速やかに原因の切り分け･調査を行い、部品交換等により修復すること。
② 本件機器等に関する技術的問題点、不具合については、必要な措置を行うこと。
③ 本件機器等に対し、機器の表示ランプ等の状態（故障ランプの点灯、表示メッセージ及び異音・異臭の有無の確認等）を定期的（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日に１回／日以上）に確認し、異常状態であることを確認した場合は速やかに財務省へ報告すること。本件機器等については、機器の状態の一部又は全てを遠隔監視センターから遠隔監視することも可とする。

なお、バックアップセンターに設置する機器の状態（遠隔監視できる機器の状態を除く）の確認は、電算機械室等供給者が行う。受託者は、電算機械室等供給者に機器の状態の確認方法等を指示するとともに、電算機械室等供給者による確認結果が正常であることを確認し、正センターに設置する機器の状態の確認結果と合わせて財務省に報告すること。

④ 本件機器等の消費電力、温度及び湿度を定期的に確認し、空調機器等のチューニングが必要な状態であることを確認した場合は速やかに財務省へ報告すること。
⑤ 各機器等に標準的な周期で定期メンテナンスを行うこと。
⑥ 本件機器等に関する操作説明等の問合せ対応を行うこと。
⑦ 故障対応、定期メンテナンス等、保守に関わる作業は、作業記録を財務省に提出すること。
⑧ 故障対応における部品交換までは、原則として、１日以内に実施すること。

４．１．９　撤去

賃貸借契約期間終了後は、受託者の負担において、本件機器等の設置場所からの撤去及び設置場所の原状回復を行うこと。原状回復は２ヶ月程度で完了すること。ＩＤＳの撤去は平成２９年１月４日以降、ＩＰＳの撤去は平成３２年４月１日以降を予定する。

なお、本件機器等に保存された官庁会計システム等のデータ等の情報については、撤去後第三者に漏洩しないよう消去を行うとともに情報機器及び記録媒体等を物理的に破壊すること。その実施に当たっては、事前に対象となる情報機器及び記録媒体等のリスト及び実施方法について財務省に報告し承認を受けること。また、作業実施後は、その結果を財務省に報告し、承認を受けること。

４．１．１０　ＩＤＳ装置及びＩＰＳ装置に係る作業

受託者は、以下に示す作業を行うこと。

（1）ＩＤＳ装置

官庁会計システム等の運転時間帯（官庁会計システムのクライアント通信制御サーバ及び歳入金電子納付システムは原則２４時間３６５日運転）において、以下に示す監視対象に対し不正侵入の監視、ログの取得及びログの分析を行うこと。

なお、ログについては3か月以上保存すること。

イ　官庁会計システム

官庁会計システムにおける監視対象について以下に示す。

・現行システムのクライアント通信制御サーバ
・現行システムの利用者通知サーバ
・現行システムの外部連携（一件別処理）サーバ
・現行システムの外部連携（一括処理）サーバ

ロ　歳入金電子納付システム

歳入金電子納付システムにおける監視対象について以下に示す。

・現行システムのアプリケーションサーバ
・現行システムのファイル転送サーバ

（2）ＩＰＳ装置

官庁会計システム等の運転時間帯（官庁会計システムのクライアント通信制御サーバ及び歳入金電子納付システムは原則２４時間３６５日運転）において、以下に示す監視対象に対し不正侵の監視、ログの取得及びログの分析を行い、不正侵入を検知した場合は遮断すること。

なお、ログについては3か月以上保存すること。

イ　官庁会計システム

官庁会計システムにおける監視対象について以下に示す。

・次期システムのクライアント通信制御サーバ
・次期システムの利用者通知サーバ
・次期システムの外部連携（一件別処理）サーバ
・次期システムの外部連携（一括処理）サーバ

ロ　歳入金電子納付システム

歳入金電子納付システムにおける監視対象について以下に示す。

・次期システムのアプリケーションサーバ
・次期システムのファイル転送サーバ

（3）不正侵入緊急報告

受託者は、以下に示す不正侵入緊急報告を行うこと。

① システムに影響を与える重大な不正侵入に関しては速やかに報告を行うこと。
なお、重大な不正侵入とは、ＩＤＳ装置又はＩＰＳ装置が検知した不正侵入のうち、以下に定めるものとする。
・監視対象に侵入を試みるもの
・不正にデータの取得あるいはデータの改ざんを試みるもの
・監視対象の停止あるいはサービス不能にさせる攻撃を試みるもの
・監視対象から外部に対するサービス不能攻撃を試みるもの（遮断された攻撃も含む）
② 重大な不正侵入の詳細な報告を別途行うこと。
③ 報告内容には以下の事項を含むこと。
・不正侵入検知日時
・不正侵入元／侵入先ＩＰアドレス及びポート
・不正侵入内容
・影響範囲
・対策

（4）セキュリティ情報の提出
監視対象の機器等に関する脆弱性等の情報を常に取得し、必要に応じてセキュリティ・ホール等に関する情報を提出すること。

（5）遠隔監視センターにおけるセキュリティ管理
受託者は、遠隔監視センターにおけるセキュリティ管理として、以下の要件を満たすこと。

イ 情報セキュリティマネジメントシステム
遠隔監視センターは、ＩＳＯ２７００１、ＩSMS、ＢＳ７７９９のいずれかの情報セキュリティマネジメントシステム規格の第三者認証を受けていること。

ロ 入退室管理
遠隔監視センターにおける入退室管理については、以下の条件を満たし実行すること。

① 不正侵入監視業務に携わる者以外の入退室を原則禁止すること。
② ＩＣカード等又は生体認証による入退室管理設備により入退室の監視を行うこと。
③ 入退室管理の実施状況について、財務省が報告を求めた場合は、それに応じること。

４．１．１１ その他の作業
上記以外に、受託者は、以下に示すその他の作業を行うこと。

① 官庁会計システム等の移行作業期間及びサービス開始日は、６．１（６）に記載の常駐場所に必要な要員を常駐すること。
② サービス開始後、官庁会計システムで年１回以上実施する故障演習に参加すること。
③ ＩＤＳ機器の賃貸借期間は９ヶ月間となるが、そのまま全ての機器を除却するのではなく、ＩＰＳ機器として引き続き有効活用する場合は、平成２８年１２月２９日から平成２９年１月３日の間に移設を行うこと。
なお、移設の具体的な日程については、財務省及び設計等業務供給者と調整のうえ決定すること。

４．２ 作業の進め方等
本件特定役務に係る作業の進め方等について以下に示す。

４．２．１　基本事項

基本的な考え方を以下に示す。

（1）作業計画

受託者は、契約締結後１週間以内を目処に、プロジェクト計画書を財務省に提出して承認を得る。また、変更の必要が生じた場合は、速やかに修正し承認を得る。

（2）作業報告

受託者は、毎月、作業状況を取りまとめた作業状況報告書を作成し、報告する。

なお、具体的な実施方法については、財務省の指示に基づき行うこととする。

また、財務省が必要と認めた場合においては、随時、作業状況報告書を作成し、報告する。

（3）指示等の書面主義

財務省及び受託者は、本件特定役務における具体的な指示、報告、申出、質問、回答、協議及び承認等を、原則として全て書面（保存可能な電子媒体でも可）で行うものとする。

なお、緊急時又はやむを得ない場合は、口頭で行うことができることとするが、事後において必ず書面に記載し、確認することとする。

（4）受託者と設計等業務供給者及び保守管理業務供給者間の作業指示形態

受託者は、４．２．２（2）及び（6）で求める各作業においては、原則として財務省の了承の下、設計等業務供給者及び保守管理業務供給者から直接作業指示を受けるものとする。

なお、受託者は、設計等業務供給者及び保守管理業務供給者からの指示内容に疑義がある場合は、財務省を交えて協議を行うものとする。

（5）全ての供給者間における他責による作業発生時の対処

受託者は、全ての供給者間における他責による作業が発生した場合、他供給者及び財務省を交えて協議を行うものとし、対処方法及び作業指示について財務省の指示に従うこと。

なお、この場合の手続きは、後述の６．２（2）①に記載の内容に従い契約の変更を行うものとする。

４．２．２　作業分担等

本件特定役務における作業分担について以下に示す。

（1）財務省の作業分担

財務省は、本件特定役務において以下の作業を行う。

① 受託者が作成するプロジェクト計画書の承認を行う。
② 本件特定役務における受託者の各種作業について承認を行う。
③ 受託者と各供給者間で整理できない事項の調整（不具合が発生した場合の対処を担当する供給者の決定等を含む。）を行う。
④ 各府省等との調整を行う。
⑤ 受託者の納品物の品質の検査を行う。

（2）設計等業務供給者との作業分担

受託者と設計等業務供給者との作業分担について以下に示す。

なお、以下の記載事項以外で作業分担を決定する必要が生じた場合は、その都度調整等を行う。

イ　共通作業

受託者は、官庁会計システム等のサービス開始前の共通作業に関して、以下の作業を必要とする。

① 受託者が行う工程管理、品質管理、仕様・仕様変更等管理、構成管理、リスク管理及び課題・問題管理の作業については、財務省の承認を受ける前に、設計等業務供給者による作業方法及び作業状況の確認を受ける。また、設計等業務供給者から改善が必要な事項について指示があった場合は、受託者はこれに従う。

② システム資産管理台帳の管理項目の追加については、財務省の承認を受ける前に、当該項目が管理上必要な項目であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

ロ　機器設計

受託者が作成する機器設計書については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

ハ　搬入及び据付

受託者は、搬入及び据付に関して、以下の作業を必要とする。

（イ）搬入及び据付計画

受託者が作成するＩＤＳの機器導入計画書については、財務省の承認を受ける前に、運用スケジュールとの整合性及び手順が適切であるか現行業務供給者（保守管理業務を実施する供給者）による確認を受ける。

また、ＩＰＳの機器導入計画書についても同様に、全体スケジュールとの整合性及び手順が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

（ロ）搬入及び据付作業

受託者が行う搬入及び据付作業については、財務省の承認を受ける前に、機器設計書及び機器導入計画書に基づき作業が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

ニ　環境設計及び設定

受託者は、官庁会計システム等のサービス開始前の環境設計及び設定に関して、以下の作業を必要とする。

（イ）環境構築計画

受託者が作成する環境構築計画書については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

（ロ）環境設計

受託者が作成する環境条件書については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

（ハ）環境設定

受託者が行う環境設定の作業内容については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。また、受託者が行う環境設定の結果についても、財務省の承認を受ける前に、その結果が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

（ニ）環境変更

受託者は、環境変更に関して、以下の作業を必要とする。

① 環境変更を受けて受託者が修正する環境条件書については、財務省の承認を受ける前に、その変更内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。
② 受託者が行う環境変更の作業内容については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。また、受託者が実施する環境設定の結果についても、財務省の承認を受ける前に、その結果が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

ホ 操作説明

受託者が作成する機器操作説明書については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

ヘ 検証運転

受託者が行う検証運転の作業内容については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。また、受託者が実施する検証運転の結果についても、財務省の承認を受ける前に、その結果が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。

ト 保守

受託者は、サービス開始前の保守作業に関して、以下の作業を必要とする。

① 受託者が作成する作業状況報告書については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。
② 本件機器等の故障時には、設計等業務供給者からの調査の指示に従う。また、調査結果及び対策方法については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。
③ 本件機器等に関する技術的問題点及び不具合については、財務省の承認を受ける前に、設計等業務供給者による確認を受ける。
④ 受託者が作成する定期メンテナンスの計画（スケジュール・体制等）及び手順については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。また、受託者が実施する定期メンテナンスの結果についても、財務省の承認を受ける前に、計画及び手順に基づき作業が適切であるか設計等業務供給者による確認を受ける。
⑤ その他、本件機器等の保守に関して必要な事項については、財務省の承認を受ける前に設計等業務供給者による確認を受ける。

チ その他の作業

受託者は、官庁会計システム等の移行作業期間及びサービス開始日に係る対応について、設計等業務供給者からの作業の指示に従う。

（3）他のハード供給者等との作業分担

受託者と他のハード供給者との作業分担について以下に示す。
なお、以下の記載事項以外で作業分担を決定する必要が生じた場合は、その都度調整等を行う。

イ 機器設計

受託者は、機器設計に関して、以下の作業を必要とする。

① 分割単位間で接続のある他のハード供給者と本件特定役務における受託者の双方で自ら提供する機器等に係る設計を行う。

ロ 搬入及び据付

受託者は、搬入及び据付に関して、以下の作業を必要とする。

① ＩＤＳは、現行業務供給者（ハードウェア等の賃貸借を実施する供給者）が指定する格納場所に据え付ける。また、ＩＰＳは、他のハード供給者が用意するラック内の指定する格納場所に据え付ける。

② 他のハード供給者が導入する機器等及び現行機器等との接続に係る配線工事については、受託者が他の官庁会計システム等の機器等への配線工事（接続用ケーブルの用意を含む。）を合わせて行う。

（4）電算機械室等供給者等との作業分担

受託者と電算機械室等供給者との作業分担について以下に示す。

なお、以下の記載事項以外で作業分担を決定する必要が生じた場合は、その都度調整等を行う。

イ 搬入及び据付

受託者は、本件機器等の搬入及び据付に関して必要な事項については、財務省の承認を受ける前に、電算機械室等供給者及び現行業務供給者（電算機械室の提供を実施する供給者）との協議を必要とする。

ロ 保守

受託者は、バックアップセンターに設置する機器の状態の確認について、電算機械室等供給者及び現行業務供給者（電算機械室の提供を実施する供給者）に機器の状態の確認方法等を指示するとともに、電算機械室等供給者及び現行業務供給者（電算機械室の提供を実施する供給者）による確認結果が正常であることを確認する。

ハ 撤去

受託者は、本件機器等の撤去に関して必要な事項については、財務省の承認を受ける前に、電算機械室等供給者との協議を必要とする。

（5）回線供給者との作業分担

受託者と回線供給者との作業分担について以下に示す。

なお、以下の記載事項以外で作業分担を決定する必要が生じた場合は、その都度調整等を行う。

イ 搬入及び据付

受託者は、本件機器等の搬入及び据付に関して必要な事項については、財務省の承認を受ける前に、回線供給者との協議を必要とする。

（6）保守管理業務供給者との作業分担

受託者と保守管理業務供給者との作業分担について以下に示す。

なお、以下の記載事項以外で作業分担を決定する必要が生じた場合は、その都度調整等を行う。

イ 共通作業

受託者は官庁会計システム等のサービス開始後の共通作業に関して、以下の作業を必要とする。

① 受託者が行う工程管理、品質管理、仕様・仕様変更等管理、構成管理、リスク管理及び課題・問題管理の作業については、財務省の承認を受ける前に、保守管理業務供給者による作業方法及び作業状況の確認を受ける。また、保守管理業務供給者から改善が必要な事項について指示があった場合は、受託者はこれに従う。

② システム資産管理台帳の管理項目の追加については、財務省の承認を受ける前に、当該項目が管理上必要な項目であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。

ロ 環境変更

受託者は、環境変更に関して、以下の作業を必要とする。

① 環境変更を受けて受託者が修正する環境条件書については、財務省の承認を受ける前に、その変更内容が適切であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。

② 受託者が行う環境変更の作業内容については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。また、受託者が実施する環境設定の結果についても、財務省の承認を受ける前に、その結果が適切であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。

ハ 保守

受託者は、官庁会計システム等のサービス開始後の保守作業に関して、以下の作業を必要とする。

① 受託者が作成する作業状況報告書については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。

② 本件機器等の故障時には、保守管理業務供給者からの調査の指示に従う。また、調査結果及び対策方法については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。

③ 本件機器等に関する技術的問題点及び不具合については、財務省の承認を受ける前に、保守管理業務供給者と必要な措置を協議する。

④ 受託者が作成する定期メンテナンスの計画（スケジュール・体制等）及び手順については、財務省の承認を受ける前に、その内容が適切であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。また、受託者が実施する定期メンテナンスの結果についても、財務省の承認を受ける前に、計画及び手順に基づき作業が適切であるか保守管理業務供給者による確認を受ける。

⑤ その他、本件機器等の保守に関して必要な事項については、財務省の承認を受ける前に、保守管理業務供給者による確認を受ける。

ニ その他の作業

受託者は、官庁会計システム等のサービス開始後の故障演習に係る対応について、保守管理業務供給者からの作業の指示に従う。

（7）各供給者等の作業分担、作業項目及び生産物

本件特定役務における各供給者等の作業分担、作業項目及び生産物について表４．２．２－１に示す。

なお、表４．２．２－１に示す作業項目、生産物及び作業分担の詳細については、受託者が決定した後に財務省と協議のうえ決定する。

表４．２．２－１（１／２）　作業項目、生産物及び作業分担

凡例：
●：作業承認者
◎：作業確認者
○：作業実施者（作業主管）
△：作業支援者（必要に応じて）

項番	作業区分			作業項目	生産物	作業分担								備考
						財務省	設計等業務供給者	受託者	他のハード供給者	電算機械室等供給者	回線供給者	保守管理業務供給者	現行業務供給者	
1	本システムのサービス開始前	共通作業	プロジェクト計画	実施体制、ＷＢＳ、スケジュール及び実施方法等の作成	プロジェクト計画書	●		○						
2			工程管理	工程管理実施要領の作成	工程管理実施要領	●	◎	○						
3				工程管理の実施		●	◎	○						
4				作業状況の報告	作業状況報告書	●	◎	○						
5			品質管理	品質管理実施要領の作成	品質管理実施要領	●	◎	○						
6				品質管理の実施		●	◎	○						
7			仕様・仕様変更等管理	仕様・仕様変更等管理実施要領の作成	仕様・仕様変更等管理実施要領	●	◎	○						
8				仕様・仕様変更等管理の実施		●	◎	○						
9			構成管理（ドキュメント）	構成管理実施要領（ドキュメント）の作成	構成管理実施要領（ドキュメント）	●	◎	○						
10				構成管理（ドキュメント）の実施		●	◎	○						
11			構成管理（機器等）	構成管理実施要領（機器等）の作成	構成管理実施要領（機器等）	●	◎	○						
12				構成管理（機器等）の実施		●	◎	○						
13				システム資産管理台帳の作成	システム資産管理台帳	●	◎	○						
14				システム資産管理台帳の管理項目の追加等		●	◎	○						
15			リスク管理	リスク管理実施要領の作成	リスク管理実施要領	●	◎	○						
16				リスク管理の実施		●	◎	○						
17			課題・問題管理	課題・問題管理実施要領の作成	課題・問題管理実施要領	●	◎	○						
18				課題・問題管理の実施		●	◎	○						
19		機器設計		機器設計書の作成	機器設計書	●	◎	○	△				△	
20		搬入及び据付	搬入及び据付計画	機器導入計画書の作成	機器導入計画書	●	◎	○	△	△	△		△	
21			搬入及び据付作業	搬入及び据付作業		●	◎	○	△	△	△		△	
22			サービス開始に伴う機器等の移設作業	賃貸借開始向け移設作業										
23				サービス開始向け移設作業										
24		環境設計及び設定	環境構築計画	環境構築計画書の作成	環境構築計画書	●	◎	○						
25			環境設計	環境条件書の作成	環境条件書	●	◎	○						
26			環境設定	環境設定手順等の確認		●	◎	○						
27				環境設定の実施				○						
28				環境設定後のバックアップの取得				○						
29				環境設定後の動作確認		●	◎	○						
30			環境変更	環境条件書の修正	環境条件書	●	◎	○						
31				環境変更手順等の確認		●	◎	○						
32				環境変更の実施				○						
33				環境変更後のバックアップの取得				○						
34				環境変更後の動作確認		●	◎	○						
35		操作説明等		本件機器等の取扱説明書（マニュアル）の納入	取扱説明書	●		○						
36				機器操作説明書の作成	機器操作説明書	●	◎	○				◎	◎	
37				操作説明の実施		●	◎	○		◎		◎	◎	
38		検証運転		検証運転の実施		●	◎	○	△					
39		性能検証（注１）	性能検証計画	性能検証計画書の作成	性能検証計画書									（注１）センター設備の受託者のみ実施の作業。
40			性能検証	性能検証手順等の確認										
41				性能検証の実施										
42				性能検証報告書の作成	性能検証報告書									
43		バージョンアップ等検証・チューニング	シグネチャ等バージョンアップ時の検証	シグネチャ等バージョンアップ時の検証の実施		●	◎	○				◎		
44			チューニング	チューニングの実施		●	◎	○						
45		保守		本件機器等の故障時の対応		●	◎	○						
46				本件機器等の技術的問題点、不具合への対応		●	◎	○						
47				本件機器等の表示ランプ等の状態確認				○		△			△	
48				定期メンテナンスの実施		●	◎	○						
49				本件機器等に関する操作説明等の問合せ対応				○						
50				作業記録の提出	作業状況報告書	●	◎	○						
51		ＩＤＳ及びＩＰＳ装置に係る作業（注２）	不正侵入監視	不正侵入の監視		●	△	○						（注２）ＩＤＳ及びＩＰＳの受託者のみ実施の作業。
52			不正侵入緊急報告	不正侵入緊急報告		●	△	○						
53			定例監視報告	定例監視報告	監視状況報告書	●	△	○						
54			セキュリティ情報の提供	セキュリティ・ホール等に関する情報の提示		●	△	○						
55		その他の作業		移行作業期間の対応		○	○	○						
56				サービス開始日の対応		○	○	○						

表４．２．２－１（２／２）　作業項目、生産物及び作業分担

凡例：
●：作業承認者
◎：作業確認者
○：作業実施者（作業主管）
△：作業支援者（必要に応じて）

項番	作業区分			作業項目	生産物	作業分担								備考
						財務省	設計等業務供給者	受託者	他のハード供給者	電算機械室等供給者	回線供給者	保守管理業務供給者	操作支援業務供給者	
57	本システムのサービス開始後	共通作業	工程管理	工程管理の実施		●		○				◎		
58				作業状況の報告	作業状況報告書	●		○				◎		
59			品質管理	品質管理の実施		●		○				◎		
60			仕様・仕様変更等管理	仕様・仕様変更等管理の実施		●		○				◎		
61			構成管理（ドキュメン	構成管理（ドキュメント）の実施		●		○				◎		
62			構成管理（機器等）	構成管理（機器等）の実施		●		○				◎		
63				システム資産管理台帳の管理項目の追加等	システム資産管理台帳	●		○				◎		
64			リスク管理	リスク管理の実施		●		○				◎		
65			課題・問題管理	課題・問題管理の実施		●		○				◎		
66		環境設計及び設定	環境変更	環境条件書の修正	環境条件書	●		○				◎		
67				環境変更手順等の確認		●		○				◎		
68				環境変更の実施				○						
69				環境変更後のバックアップの取得				○						
70				環境変更後の動作確認		●		○				◎		
71		操作説明等		操作説明の実施				○				◎		
78		バージョンアップ等検証・チューニング	シグネチャ等バージョンアップ時の検証	シグネチャ等バージョンアップ時の検証の実施		●	◎	○				◎		
73		保守		本件機器等の故障時の対応		●		○				◎		
74				本件機器等の技術的問題点、不具合への対応		●		○				◎		
75				本件機器等の表示ランプ等の状態確認				○		△			△	
76				定期メンテナンスの実施		●		○				◎		
77				本件機器等に関する操作説明等の問合せ対応				○						
78				作業記録の提出	作業状況報告書	●		○				◎		
79		ＩＤＳ及びＩＰＳ装置に係る作業（注２）	不正侵入監視	不正侵入の監視		●		○				△		（注２）ＩＤＳ及びＩＰＳの受託者のみ実施の作業。
80			不正侵入緊急報告	不正侵入緊急報告		●		○				△		
81			定例監視報告	定例監視報告	監視状況報告書	●		○				△		
82			セキュリティ情報の提供	セキュリティ・ホール等に関する情報の提示		●		○				△		
83		その他の作業		故障演習時の対応		○		○	○	○		○	○	
84	賃貸借期間終了後	撤去		本件機器等の撤去		●		○		△			△	

5　納品

受託者は、本件特定役務に係る納品物を定められた納入方法に従い、納入期限までに納品すること。

（1）本件機器等の賃貸借に係る納品

イ　機器等の納入場所

本件機器等の納入場所は正センター及びバックアップセンターとする。

表５－１　本件機器等の納入場所

分割単位		本件機器等の納入場所	
		正センター	バックアップセンター
ＩＤＳ及びＩＰＳ（本件機器等）	ＩＤＳ	正センターの機器等は現行システムが稼働している正センターに、バックアップセンターの機器等は現行システムが稼働しているバックアップセンターに納入する。	
	ＩＰＳ	正センターの機器等は次期システムが稼働する正センターに、バックアップセンターの機器等は次期システムが稼働するバックアップセンターに納入する。	

ロ　作業期限

本件機器等の賃貸借開始までに必要な作業の期限を表５－２に示す。

表５－２　本件機器等の賃貸借開始までに必要な作業の期限

分割単位	賃貸借開始までに必要な作業		作業期限
ＩＤＳ及びＩＰＳ（本件機器等）	ＩＤＳ	機器設計	平成２８年3月３１日
		搬入及び据付	
		環境設計及び設定	
		操作説明	
		検証運転	
	ＩＰＳ	機器設計	平成２８年5月３１日
		搬入及び据付	
		環境設計及び設定	
		操作説明	
		検証運転	

ハ　機器等の賃貸借開始日等

本件機器等の賃貸借開始日及び賃貸借期間を表５－３に示す。

表５－３　本件機器等の賃貸借開始日及び賃貸借期間

分割単位		賃貸借期間	
		賃貸借開始日	賃貸借終了日
ＩＤＳ及びＩＰＳ（本件機器等）	ＩＤＳ	平成２８年4月１日	平成２９年1月３日
	ＩＰＳ	平成２８年6月１日	平成３２年3月３１日

ニ　機器等の納入条件

受託者は、本件機器等の納入に際して以下の条件を満たすこと。

①　本件機器等の調達は、２に記載の本件機器等及び作業等に要する費用の一切を含む。

②　５（１）ロに記載の作業期限までに、据付、調整等を行い、納入を保証すること。

③　本件機器等の納入前に出荷前検査を十分に行うこと。
④　本件機器等の納入にあたり、本仕様書に記載の要求要件を十分に満足させること。
⑤　官庁会計システム等に関し受託者以外の他供給者が納入する機器等との　整合性を保つこと。
⑥　設計等業務供給者、他のハード供給者、電算機械室等供給者、回線供給者、操作支援業務供給者、及び現行業務供給者と十分な連携を行い、作業を実施すること。
⑦　本件機器等の据付後、官庁会計システム等のサービス開始まで、必要とする性能条件を全て満たし完全に動作するよう全ての機器等の設定変更等によるチューニング作業を実施すること。

（2）本件機器等の賃貸借に伴う付帯作業に係る納品

イ　納品物

本件機器等の賃貸借に伴う付帯作業に係る納品物を以下に示す。

1．　プロジェクト計画書

本件特定役務のコミュニケーション管理、実施体制、WBS（Ｗｏｒｋ　Ｂｒｅａｋｄｏｗｎ　Ｓｔｒｕｃｔｕｒｅ）、スケジュール及び実施方法等をとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後１週間以内を目途に財務省に提出し、承認を得ること。

2．　工程管理実施要領

本件特定役務の作業、その工程及び進捗の管理手法等の実施方法についてとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後速やかに財務省に提出し、承認を得ること。

3．　作業状況報告書

定期又は随時の作業の実施状況についてとりまとめたもの。

4．　品質管理実施要領

品質基準及び品質管理の実施方法についてとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後速やかに財務省に提出し、承認を得ること。

5．　仕様・仕様変更等管理実施要領

仕様決定及び仕様変更発生時における仕様の対象及び管理方法についてとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後速やかに財務省に提出し、承認を得ること。

6．　構成管理実施要領（ドキュメント）

ドキュメントの構成管理の実施方法についてとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後速やかに財務省に提出し、承認を得ること。

7．　構成管理実施要領（機器等）

機器等の構成管理の実施方法についてとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後速やかに財務省に提出し、承認を得ること。

8．　リスク管理実施要領

リスク管理の実施方法についてとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後速やかに財務省に提出し、承認を得ること。

9．　課題・問題管理実施要領

課題・問題管理の実施方法についてとりまとめたもの。なお、本納品物については、契約締結後速

やかに財務省に提出し、承認を得ること。

10. システム資産管理台帳
本件機器等について、管理番号、品名等の管理項目をとりまとめたもの。

11. 機器設計書
本件機器等の構成、中継方式、設置レイアウト等についてとりまとめたもの。

12. 機器導入計画書
本件機器等の搬入及び据付に関する計画（スケジュール・体制等）及び手順についてとりまとめたもの。

13. 環境構築計画書
本件機器等の環境設計及び設定に関する計画についてとりまとめたもの。

14. 環境条件書
本件機器等の動作条件設計についてとりまとめたもの。

15. 取扱説明書
本件機器等の取扱説明書。

16. 機器操作説明書
本件機器等の各種操作説明についてとりまとめたもの。

ロ 納入期限
財務省は、契約締結後、受託者と調整のうえ、各納品物の具体的な納入期限を決定する。
なお、原則として、各納品物の納入期限は以下のとおりとする。

① プロジェクト計画書は、契約締結後１週間以内を目途に納入する。
② 定期作業に係る作業状況報告書は、受託者が財務省に対し毎月行う作業報告の後、速やかに納入する。
また、随時作業に係る作業状況報告書は、随時作業完了の後、速やかに納入する。
③ 上記以外の納品物は、賃貸借開始日までに納入する。

ハ 納入方法
すべての納品物について、書面及び同内容を記録した電子媒体を提出（財務省が書面又は電子媒体による提出が不可能または不適切と認めた場合は除く）し、財務省による検査を受けなければならない。
なお、電子媒体に記録する納品物の作成ソフトウェア及びバージョンについては、少なくとも平成３２年３月３１日までサポートされることを原則とする。

6　受託者に対する条件等

受託者に対する条件等を以下に示す。

6．1　受託者に対する条件

受託者に対する条件を以下に示す。

（1）保有資格等

受託者は、以下に示すいずれかの資格等を有すること。ただし、いずれの条件も満たしていることが望ましい。

① 財団法人日本情報処理開発協会（ＪＩＰＤＥＣ）又は財団法人日本情報処理開発協会（ＪＩＰＤＥＣ）より指定されたプライバシーマーク付与認定指定機関により認定され、プライバシーマークの使用許諾又はそれと同等の資格等を保有していること。
② 財団法人日本情報処理開発協会（ＪＩＰＤＥＣ）により認定された認証機関により、ＩＳＭＳ適合性評価制度の認証又はそれと同等の資格等を保有していること。

（2）導入実績

本件特定役務の調達の開札日から５年以内に、ＩＤＳ（不正侵入検知システム）又はＩＰＳ（不正侵入防止システム）を提供した実績があること。

なお、同等の導入実績があったとしても、元請けから委託され若しくは委任され又は代理され若しくは下請けされたものである場合は、ここでいう実績には含まない。

（3）要員教育

受託者は、要員に対し、本件特定役務の安全確実な遂行に必要な以下に示す教育等を実施すること。

① 情報技術に関する教育
② セキュリティに関する教育
③ 個人情報保護に関する教育
④ 守秘義務に関する教育
⑤ その他コンプライアンスに関する教育　等

（4）体制

受託者は、本件特定役務を確実に実施できる体制をとるとともに、以下に示す体制をとること。

イ　全体

① 財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるＩＳＯ９００１及びＩＳＯ１４００１の認定を有している組織及び部門が、その品質及び環境マネジメントシステムに基づき作業管理を行うこと。
② トラブル発生時に迅速な原因究明、復旧の対応が取れる総合的な保守体制を有していること。
③ 全体を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を選任すること。
④ 総括責任者は、常時連絡をとれる状態とすること。
⑤ ２（2）に記載の本件特定役務が求める作業に一貫して関与する要員（以下「作業要員」という。）を選任し、当該作業要員により本件機器等の搬入から官庁会計システム等のサービス開始までの対応が可能であること。
⑥ 官庁会計システム等の移行作業期間、サービス開始日及びサービス開始後の故障演習実施時は、別途財務省が指定する場所に必要な要員を配置すること。
⑦ 本件機器等の保守に係る要員（以下「保守要員」という。）を選任すること。なお、当該保守要員は、

賃貸借期間中の対応が可能であること。

ロ　保守要員

① 保守要員への連絡窓口は１箇所とし、２４時間３６５日対応が可能であること。

② 故障発生時は、連絡後１時間以内に一次対応が可能であること。なお、正センター及びバックアップセンターの場所は、「１２　運用施設・設備要件」に示す。

（5）要員に対する要件

本件特定役務実施のため、以下に示す要員を置くこと。

イ　総括責任者

受託者は、総括責任者として以下に示す条件をすべて満たす者を必ず１名置くこと。

① 情報処理業務の経験年数を５年以上有することが望ましい。

② システム構築におけるプロジェクト管理経験を３年以上有することが望ましい。

③ ２（2）に記載の本件特定役務が求める作業と同等の作業に関与した経験を有すること。

④ プロジェクト・マネジメント協会（ＰＭＩ）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（ＰＭＰ）試験又は「情報処理の促進に関する法律」に基づいて行われる情報処理技術者試験のうちのプロジェクトマネージャ試験の合格者であること。

⑤ 本件機器等に精通していること。

ロ　作業要員

受託者は、必要に応じ、作業要員として以下に示す条件を満たす者を置くこと。

① 本件機器等に精通していること。

ハ　保守要員

受託者は、以下に示す条件を満たす者を必ず１名以上置くこと。

① 本件機器等に精通していること。

② ＣＩＳＳＰ（Ｃｅｒｔｉｆｉｅｄ　Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　Ｓｙｓｔｅｍｓ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ）の資格又はそれと同様の資格等を保有していることが望ましい。

（6）作業場所

本件特定役務のために必要となる作業場所は財務省において用意することを予定しているが、その際必要とされる机、椅子及びロッカー等の備品、物品類、交通費及び通信費等は受託者の負担において用意すること。また、退去時には、受託者の負担において原状回復を行うこと。

（7）特記事項

財務省ＣＩＯ補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成１２年１１月２７日法律第１２５号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成１１年１２月２２日法律２２４号）に基づき交流採用された職員は除く。）が現に属する又は過去２年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者は、本件特定役務は受注できないこととする。

また、官庁会計システム等のハード更新に係るプロジェクト管理等支援業務の受託者及びこの事業者の

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者も、本件特定役務は受注できないこととする。

６．２　一般事項

その他一般事項を以下に示す。

（１）監督及び検査

受託者は、以下の条項を遵守すること。

① 受託者は、本件特定役務の適切な履行を確保するために必要と認められる場合は、財務省が必要な場所に立ち入り監督及び検査を行うことを認めるものとする。

② 受託者は、作業を実施するに際し、財務省、設計等業務供給者及び保守管理業務供給者の質問、検査及び資料の提示等の指示に応じ、かつ修正及び改造要求があった場合には、これに応じなければならない。

③ 受託者は、本件機器等の納入が完了した時は、財務省に対してその旨を報告し、検査を受けなければならない。

なお、応札時に提出した６．３に記載の総合評価のための書類の内容は、この検査の対象とする。

④ 前記の検査に合格した時をもって、納入が完了したものとする。

（２）保証

受託者は、本件機器等の納入後、以下について保証すること。

① 賃貸借開始までの間において、財務省から本件特定役務の委託内容について変更を求められた場合は、円滑かつ誠実に対処すること。

この場合、財務省と詳細な条件について協議の上、必要に応じて変更契約を締結するものとする。

② 賃貸借後においても財務省から必要と認められる補正等（仕様変更を含む。）の契約を求められた場合は、これに応じるものとし、円滑かつ誠実に対処すること。

③ 本件機器等の動作及び保守について、物品の製造のいかんに関わらず、受託者が最終責任を負うこと。

④ 本件機器等が原因で、官庁会計システム等（ＡＰを含む）が動作しない、又は、官庁会計システム等の性能要件を満たせない場合は、受託者の責任及び負担において、環境の最適化、環境設定の変更を行うこと。また、環境設定の変更等で対応ができない場合は、受託者の責任及び負担において、機器等の構成要素の追加（ＣＰＵ、メモリ、ディスク等）あるいは機器等の交換を行うこと。

なお、分割調達の考え方を踏まえ、先行して開発しているＡＰの改修は行わないこととする。

（３）機密保持

受託者は、以下の条項を遵守すること。

① 受託者は、本件特定役務の履行に関し知り得た機密事項について、その機密を保持するものとし、相手方に無断で公開又は第三者への使用を行ってはならない。

② 受託者は、本件特定役務の履行において作成、又は出力した一切の帳票等を財務省の承認を得ることなく６．１（６）に記載の財務省が承諾した作業場所から持ち出してはならない。また、帳票等の管理及び処分は、財務省の指示に従うこと。

（４）著作権

受託者は、５（２）に記載の納品物に係る著作権（著作権法第２１条乃至２８条の権利）を対価の支払時点で財務省に無償で引き渡すものとする。

ただし、受託者が本件特定役務の履行以前から有していたか、または汎用性のある著作物（他のソフトウェア等の著作物に共通に利用し得る汎用的なルーチン、モジュール、フォーマット等のコンポーネント著作物）（以下「受託者著作物」という。）に関する著作権は、受託者に留保される。財務省は、受託者著作物を官庁会計システム等の開発、運用のために必要な範囲で使用できるが、受託者著作物に使用許諾条件が定められている場合は、その条件に従う。

また、第三者が著作権を有する著作物（以下「第三者著作物」という。）に関する著作権も、当該第三者に留保され、第三者著作物に使用許諾条件が定められている場合は、その条件に従う。

なお、受託者は、財務省に著作権が帰属する納品物においても、財務省の承諾を得て、本件特定役務以外の目的に利用することができる。

（5）関連書類の貸与

財務省は、受託者が本件特定役務を履行するうえで、必要な関連書類を随時貸与する。

受託者は、財務省から請求があった場合及び本件特定役務終了時に、貸与された書類（貸与後に複写したものを含む。）を財務省に返還しなければならない。

なお、受託者は、貸与された書類を本件特定役務以外の目的に使用してはならない。

（6）機器等の選定

受託者は、本件機器等の選定において、以下の条項を遵守すること。

① 本仕様書に特に定めのないものは、日本工業規格（ＪＩＳ）又はそれと同等の規格に適合する品質優良なものを使用すること。

② セキュリティに関する機能を提供する製品については、可能な限りＩＳＯ／ＩＥＣ１５４０８認証を取得しているものを選定すること。

③ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき定められた財務省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に規定された判断基準を満たすものとし、できる限り環境への負荷の少ないものとすること。

（7）体制の変更

受託者は、６．３に記載の機能等証明書に明記した体制を変更する必要が生じた場合は、変更内容を記載した書面をもって報告し、事前に財務省の承認を受けること。

（8）賠償・復旧

受託者は、以下の条項を遵守すること。

① 受託者の責めによる本件機器等の搬入・据付に関連した一切の事故、障害及び諸設備の破損等は、財務省の指示に従い、受託者の負担において当該設備等の修理、修復又は交換を速やかに実施すること。

② 受託者は、本件機器等に関する技術的問題点、ソフトウェアのバグ、パッチ及びバージョンアップ等の情報を速やかに公開し配布するとともに、財務省の指示に従い、本件機器等へのインストール及び動作確認を行い、正常に動作することを保証すること。

（9）セキュリティ

受託者は、本件特定役務を履行するにあたり、財務省が規定するセキュリティ関係規程を遵守すること。

（１０）その他

受託者は、全て日本語で対応すること。

６．３　総合評価のための提出書類

応札にあたっては、総合評価のため機能等証明書（要求要件を証明するための根拠（詳細資料・カタログ等を含む。））を提出すること。

7　官庁会計システムの業務・システム要件

現行システム及び次期システムにおける官庁会計システムの業務・システム要件を以下に示す。
なお、現行システム及び次期システムの当該要件が異なる場合には、それぞれについて記載する。

７．１　業務・機能要件定義

官庁会計システムの業務・機能要件を以下に示す。

（1）サービス指標

システム停止の許容時間については、3時間とする。ただし、バックアップセンター切り替えの場合、以下の時間を含むものとする。

① 切り替え判断時間
② センター運用者が作業を開始するまでの時間
③ システムサービス再開までの時間

なお、官庁会計システムの稼働率は９９．８６％以上とする。

（2）システムの利用者

官庁会計システムを利用する機関は、国庫大臣、所管大臣及び国の会計機関等（都道府県への委任含む）である。官庁会計システムの会計機関等の数を表７．１－１に示す。また、官庁会計システムの利用登録者数は３５，０００人程度である。

表７．１－１　会計機関等の数

項番	会計機関等	会計機関等の数	利用時間帯	備考
1	国庫大臣	１４	8:45～21:00	財務省主計局、理財局、財務局（財務支局含む）
2	所管大臣	１８	8:45～21:00	各省各庁の長
3	歳入徴収官	１，１２２	8:45～21:00	分任歳入徴収官含む
4	官署支出官	８４９	8:45～21:00	
5	センター支出官	1	8:45～21:00	
6	支出負担行為担当官	３，１３５	8:45～21:00	
7	分任支出負担行為担当官	２８９	8:45～21:00	
8	歳入歳出外現金出納官吏等	８８５	8:45～21:00	
9	市区町村	１，９２１	8:45～21:00	

（3）連携する外部システム

平成２７年６月時点で官庁会計システムと連携している外部システムを表７．１－２に示す。

なお、連携する処理方式における電文交換方式、ファイル転送方式及び媒体方式の各処理方式の詳細は７．４．１に示す。

表７．１－２（1／2）　官庁会計システムと連携する外部システム

項番	府省等名	外部システム	連携サブシステム	連携する処理方式
1	日本銀行	歳出金集中払システム 統合国庫記帳システム 日本銀行ＯＣＲシステム	大臣 歳入 歳出 歳入歳出外	・ファイル転送方式 ・媒体方式
2	ゆうちょ銀行	ゆうちょ総合情報システム	歳入	・媒体方式
3	最高裁判所	保管金事務処理システム	歳入歳出外	・電文交換方式
4	会計検査院	決算確認システム	大臣 歳入 歳出 歳入歳出外	・ファイル転送方式 ・媒体方式 ・文書交換システムを介したＣＳＶファイルの連携
5	総務省	総合無線局監理システム	歳入	・ファイル転送方式
		恩給事務総合システム	歳出	・ファイル転送方式 ・媒体方式
		職員認証サービス	業務共通	・職員認証サービスの定める情報連携方式
		電子調達システム	歳出	・ファイル転送方式 ・媒体方式
6	人事院	人事・給与関係業務情報システム	歳出	・ファイル転送方式
7	法務省	供託事務処理システム	歳入歳出外	・電文交換方式
8	財務省	予算編成支援システム 決算書作成システム	大臣	・媒体方式
		財政融資資金事務オンラインシステム	歳入歳出外	・電文交換方式
		国有財産総合情報システム	歳入歳出外	・電文交換方式
		歳入金電子納付システム	歳入 歳出 歳入歳出外	・ファイル転送方式
		財務書類作成システム	大臣 歳入 歳出 歳入歳出外	・媒体方式
9	厚生労働省	労働保険適用徴収システム	歳入 歳出	・ファイル転送方式
		労災行政情報管理システム	歳出	・ファイル転送方式 ・媒体方式
		ハローワークシステム（雇用保険事務処理）	歳出	・ファイル転送方式
		援護年金システム	歳出	・媒体方式
		特別児童扶養手当及び児童扶養手当支払システム	歳出	・媒体方式
		年金給付システム	歳出	・媒体方式
		年金局記録管理システム	歳出	・ファイル転送方式

表７．１－２（２／２）　官庁会計システムと連携する外部システム

項番	府省等名	外部システム		連携サブシステム	連携する処理方式
１０	農林水産省	経営所得安定対策情報管理システム		歳出	・ファイル転送方式
１１	経済産業省	旅費等内部管理業務共通システム		歳出	・ファイル転送方式 ・媒体方式
１２	国土交通省	建設事業債権管理システム		歳入	・電文交換方式
			東北地方整備局		
			関東地方整備局		
			中部地方整備局		
			北陸地方整備局		
			近畿地方整備局		
			中国地方整備局		
			四国地方整備局		
			九州地方整備局		
		建設事業予算執行管理システム		歳出	・ファイル転送方式
			東北地方整備局		
			関東地方整備局		
			中部地方整備局		
			北陸地方整備局		
			近畿地方整備局		
			中国地方整備局		
			四国地方整備局		
			九州地方整備局		
１３	防衛省	特別調達資金事務処理システム		歳入歳出外	・電文交換方式

なお、上記のほか、平成２７年６月現在で想定される連携開始予定の外部システムとして、防衛省人事・給与情報システム（防衛省）がある（平成２７年度以降）。

７．２　システム方式要件定義

官庁会計システムのシステム方式要件定義を以下に示す。

７．２．１　システム全体構成要件

官庁会計システムの概略図を図７．２－１に示す。

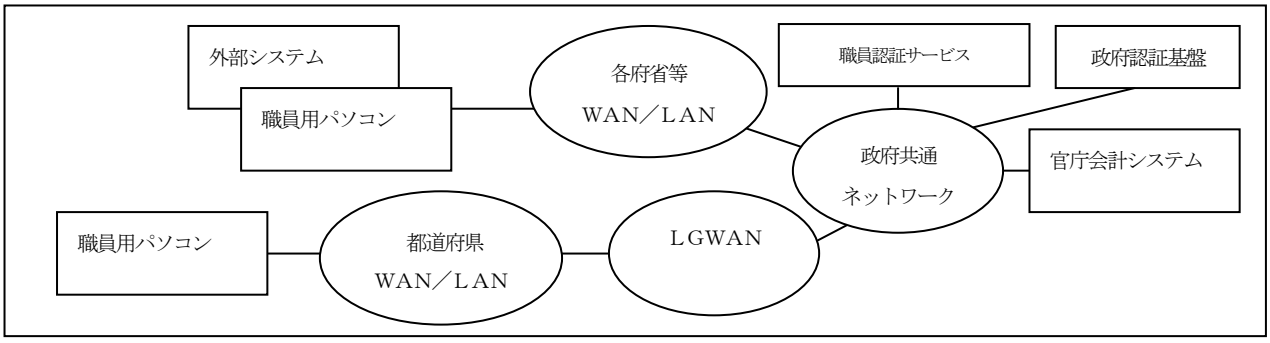

図７．２．１－１　システム概略図

７．２．２　オンライン処理に関する要件

オンライン処理は、職員用パソコンから利用する業務の処理方式である。オンライン処理に関する要件を以下に示す。

（1）即時処理

利用者は､職員用パソコンから必要な情報を官庁会計システムに登録後､即時に結果を確認する。本処理方式に必要な要件を以下に示す。

① 利用者は、官庁会計システムに登録されている会計情報を即時に検索、参照できること。
② 利用者は、会計情報の登録を行い、処理結果を画面で確認できること。
③ 帳票の作成を伴う業務では、会計情報の登録の処理結果を画面で確認するとともに、登録内容に基づき作成された帳票を職員用パソコンへ保存、印刷により取得できること。また、一度取得した帳票の再取出を行えること。

（2）リモートバッチ処理の依頼

大量データの検索や参照を伴う業務については、リモートバッチ処理にて行う。

リモートバッチ処理は、利用者の依頼により自動的に処理を実行し、帳票や外部システムと連携する情報等を作成する処理方式である。リモートバッチ処理の依頼に関する要件を以下に示す。

① 利用者は、職員用パソコンからリモートバッチ処理の実行を依頼できること。
② 利用者は、職員用パソコンから依頼したリモートバッチ処理の実行状況を確認できること。
③ 利用者は、依頼したリモートバッチ処理のうち、処理の開始していないものを取り消すことができること。

（3）バッチ処理結果の確認

利用者は､リモートバッチ処理とスケジュールバッチ処理の結果を職員用パソコンから確認する。本処理方式に必要な要件を以下に示す。

① 利用者は、バッチ処理で作成された帳票の取り出しを行えること。
なお、帳票は職員用パソコンへの保存及び印刷が行えること。

② 利用者は、バッチ処理の実行状況を確認できるとともに、帳票の取り出し状況を確認できること。また、バッチ処理の実行状況の確認から帳票の取り出しまでの一連の操作をスムーズに行えること。
③ 利用者は、帳票作成の処理方式に関わらず、同一の画面で確認及び取り出しを行えること。
④ 利用者は、利用者の誤操作等により帳票を消失した場合に備え、一度取り出した帳票の再度取り出しを行えること。
⑤ 利用者側の機器故障等により帳票を取り出せない場合に備え、会計センターで代行して取り出し及び印刷を行えること。

7．2．3 バッチ処理に関する要件

バッチ処理は、官庁会計システムで一括して行う業務の処理方式であり、周期的に行う業務や扱うデータ量が多い業務の処理を行う。

なお、バッチ処理にはオンライン処理と並行に実行する処理と、利用者がオンライン処理で登録した会計情報を当日分として確定させる締め切り時間（以下「オンライン時間帯終了時間」という。）後、当日分の確定した会計情報に対し行う処理（以下「バッチ時間帯のスケジュールバッチ処理」という。）がある。

バッチ処理に関する要件を以下に示す。

（1）リモートバッチ処理

リモートバッチ処理の処理方式に必要な要件を以下に示す。

① 当日中に完了しなければならないリモートバッチ処理は、確実に完了する仕組みとすること。
② 重要度の高いリモートバッチ処理は優先的に処理する仕組みとすること。
③ 利用者が指定した実行日に基づきリモートバッチ処理を行う仕組みとすること。
④ 業務特性に応じて、リモートバッチ処理の実行タイミングを設定できること。

（2）スケジュールバッチ処理

日次、週次、月次、年次などの周期、日時、実行順序等の設定された実行条件でバッチ処理を自動的に実行し、帳票や外部システムと連携する情報等を作成する。本処理方式に必要な要件を以下に示す。

① スケジュールバッチ処理は、業務の仕様に応じて周期、日時及び実行順序等の実行条件を設定できること。
なお、リモートバッチ処理とスケジュールバッチ処理の間の実行順序も設定できること。
② スケジュールバッチ処理の実行条件は、システム全体、会計機関の単位に設定できること。
③ スケジュールバッチ処理は実行条件を柔軟に変更できること。
④ スケジュールバッチ処理の実行条件として周期を設定した際、周期に基づく実行日が官庁会計システムの運転日以外の場合、業務特性に応じて前後の運転日へ実行日を自動的に変更する仕組みとすること。

（3）オペレータの指示で行うバッチ処理

特定のバッチ処理は、オペレータのコマンド投入を契機に実行し、帳票や外部システムと連携する情報等を作成する。

7．2．4 利用者への通知に関する要件

「利用者への通知」とは、業務運用やシステム運用上必要となる情報を電子メールまたは職員用パソコンに表示される官庁会計システムのトップページ（以下「トップページ」という。）への掲載によ

り利用者へ通知することである。利用者への通知に関する要件を以下に示す。

（1）業務運用に関する通知

業務上必要となる情報を電子メールで利用者へ通知する。業務運用に関する通知の要件を以下に示す。

① 利用者に対し、別の利用者がオンライン処理で行った結果を通知できること。通知を受けた利用者は、通知に基づき業務を行う。

② 期限が定められている業務を完了していない利用者に対し、官庁会計システムよりその旨を通知できること。通知を受けた利用者は、通知に基づき業務を行う。

（2）システム運用に関する通知

官庁会計システムは、システムの運用に関する情報を電子メールまたはトップページへの掲載により利用者へ通知する。システム運用に関する通知の要件を以下に示す。

① 利用者に対し、故障の発生に伴う利用規制や復旧に伴う規制解除に関する情報を通知できること。

② 利用者に対し、その他システム運用上必要な情報を通知できること。

７．２．５ 性能要件

国の会計事務の特性を十分に考慮した上で、システム全体として、業務が滞りなく安定したサービスを提供可能とするための性能を確保する。官庁会計システムの性能に関する要件を以下に示す。なお、現時点で想定される最大の業務量を見込んだ性能要件を仕様書（別紙X）に示す。

官庁会計システムの性能目標を設定する区間は、図７．２．５－１における官庁会計システムの区間とする。

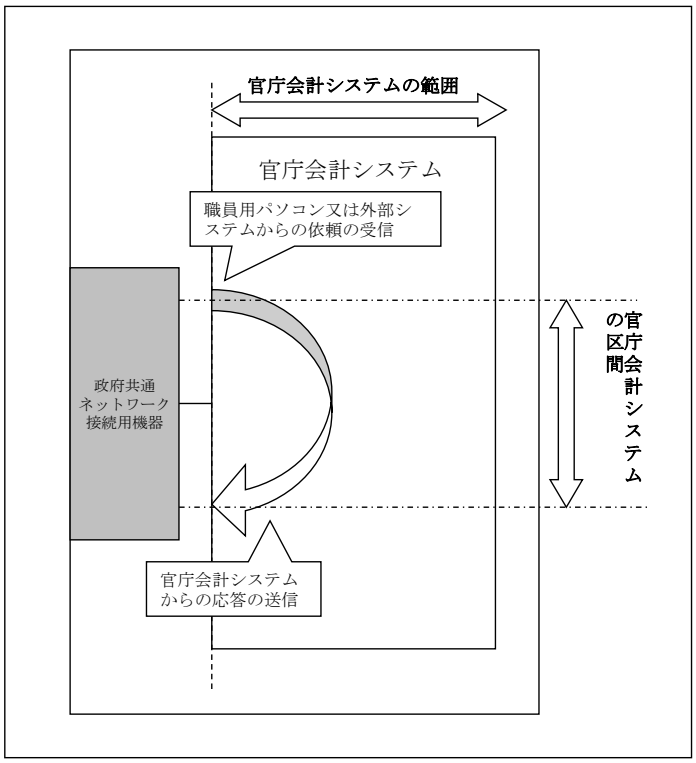

図７．２．５－１ 官庁会計システムの性能目標の範囲

（1）オンライン処理の性能

オンライン処理の性能目標は、レスポンスタイム及びスループットとする。レスポンスタイムは、官庁会計システムが職員用パソコン又は外部システムから依頼電文を受信してから応答電文の送信を開始するまでの時間とし、スループットは、職員用パソコン又は外部システムから、オンライン処理により業務処理を依頼し、官庁会計システムより業務処理の結果を返信するまでの処理を１件とした１秒あたりのオンライン処理の実行件数とする。オンライン処理の目標値を表７．２．５－１に示す。

表７．２．５－１　オンライン処理の性能目標値

項番	処理方式	レスポンスタイム（秒）	スループット（件／秒）（注１）（注２）
1	現行システムのオンライン処理	２．０（秒）	７４．４（件／秒）
2	次期システムのオンライン処理	２．０（秒）	６９．６（件／秒）

（注１）職員用パソコンからのオンライン処理方式、電文交換方式及びファイル転送方式の各方式の割合を以下に示す。

［現行システム］

① 職員用パソコンからのオンライン処理方式（９５．７％）

② 電文交換方式（３．６％）　③ファイル転送方式（０．７％）

［次期システム］

① 職員用パソコンからのオンライン処理方式（９４．７％）

② 電文交換方式（３．７％）　③ファイル転送方式（１．６％）

（注２）バッチ時間帯のオンライン処理のスループットを以下に示す。

・現行システム　３．２（件／秒）

・次期システム　６．２（件／秒）

（2）バッチ処理の性能

バッチ処理の性能目標は、バッチ時間帯において実行されるバッチ処理及びＰＤＦを作成する処理を対象として、処理時間及びスループットとする。

処理時間は、運転スケジュールを遵守するためにバッチ時間帯における全てのバッチ処理の実行及びＰＤＦの作成を開始してから終了するまでの時間とする。バッチ処理の処理時間の目標値を表７．２．５－２に示す。

表７．２．５－２　バッチ処理の性能目標値（処理時間）

項番	処理方式	バッチ時間帯の処理時間（分）
1	バッチ処理	１００（分）

スループットは、バッチ処理による業務処理の実行を１件とし、バッチ時間帯での１分あたりのバッチ処理の実行件数及びＰＤＦ作成枚数とする。バッチ処理のスループットの目標値を表７．２．５－３に示す。

表７．２．５－３　バッチ処理の性能目標値（スループット）

項番	性能目標項目		バッチ時間帯のスループット
1	現行システム	バッチ処理の実行件数	６８０（件／分）
2		ＰＤＦ作成枚数	１，８４０（枚／分）
3	次期システム	バッチ処理の実行件数	６３０（件／分）
4		ＰＤＦ作成枚数	１，７１０（枚／分）

７．２．６　信頼性要件

国の会計事務が故障や災害等により停止した場合の社会的影響を十分に考慮し、システム全体としての信頼性を確保する。官庁会計システムの信頼性に関する要件を以下に示す。

（1）データの信頼性

データの信頼性に関する要件を以下に示す。

① 処理の正常異常に関わらず、データの整合性を確保する仕組みとすること。
② 複数の処理が並列で実行される場合でも、データ更新、参照の独立性及び整合性を確保する仕組みとすること。

（2）故障時の影響の局所化

故障時の影響の局所化に関する要件を以下に示す。

① ハードウェアの単一故障が発生した場合でも、システム全体の運用が継続可能であり、性能要件を満たすシステム構成とすること。
② ソフトウェアの故障が発生した場合でも、システム全体の運用に影響が出ないように局所化する仕組みとすること。
③ ソフトウェアの故障が発生した場合でも、運転スケジュールを遵守するため、該当する処理は抑止し、後続処理が実行できること。
④ 官庁会計システムからの処理結果を送信中にネットワークの故障が発生した場合でも、利用者や外部システムに対し処理結果を保証し、業務を継続できる仕組みとすること。
⑤ 職員用パソコンの故障が発生した場合でも、他の職員用パソコンを使用して業務を継続できる仕組みとすること。
⑥ 特定の外部システムとの間で情報等の連携ができなくなった場合でも、他の外部システムとの連携を継続できること。
⑦ システムの安定運用のために、状況に応じて会計機関、業務及びその両方の組み合わせで処理の受付及び実行を制限できる仕組み等とすること。

（3）故障の解析

故障時の解析を迅速に行うための要件を以下に示す。

① 故障解析に必要となる業務実行履歴等の情報は、ファイル等へ出力することで常に取得可能とすること。
② 出力する業務実行履歴等の情報は、視認性が高く且つ解析しやすい形式で速やかに取得できること。
③ 職員用パソコンで官庁会計システムに起因する故障が発生した際に、迅速な故障解析ができる仕組みとすること。

（4）故障からの復旧

故障からの復旧を迅速に行うための要件を以下に示す。

① ハードウェアの故障等によるデータの消失に備え、データのバックアップを取得すること。
なお、バックアップは業務に影響を与えない仕組みとすること。
また、バックアップは可搬媒体に取得し、センター内及び遠隔地での外部保管を行うこととする。

② 取得しているバックアップ等から指定した時点へのリカバリが速やかに行えること。
③ 故障復旧を迅速且つ確実に行うために、復旧手段はツール及びコマンドを用いて可能な限り自動化すること。
④ 故障が発生した処理は、故障の原因を除去した後に再実行できること。

（5）バックアップセンター機能

官庁会計システムの正センターが大規模地震災害発生時等で停止した場合でも事務の運用を継続可能とするため、バックアップセンターとしての機能を実現する。バックアップセンターの機能に関する要件を以下に示す。

① バックアップセンター機能は、適用判断後、速やかに利用できること。
② すべての業務を対象とすること。
③ すべての利用者が利用可能とすること。
④ バックアップセンター機能を適用する際、業務の連続性及びデータの整合性を確保すること。
⑤ バックアップセンター機能を適用する際、利用者の操作が極力不要な仕組みとすること。利用者の操作を伴う場合には、極力簡易に操作できる仕組みとすること。
⑥ 災害等によりバックアップセンター機能の適用が長期化した場合でも、対応可能な構成とすること。
⑦ 停止したセンターの復旧後、通常運転状態へ速やかに復帰できること。また、バックアップセンター機能の適用の際と同様に、業務の連続性及びデータの整合性を確保する仕組みとすること。

７．３　情報・データ要件定義

官庁会計システムの情報・データ要件定義について、以下に示す。なお、現時点で想定される最大の業務量を見込んだ情報・データ要件を仕様書（別紙X）に示す。

（1）事務件数

現行システム及び次期システムにおける各サブシステムの事務件数等を表７．３－１及び表７．３－２に示す。

表７．３－１　各サブシステムの主な事務件数等（現行システム）

項番	サブシステム	事務件数名	年間件数		
			合計	最大 （会計機関等単位）	最小 （会計機関等単位）
1	大臣	支出負担行為計画示達件数	２０５，０００	５２，０００	５０
2		支払計画示達件数	３９０，０００	１１１，０００	１００
3	歳入	納入告知書発行件数	８８６，０００	８３，０００	１０
4	歳出	本官支払件数	５６，８６１，０００	１５，０６４，０００	６０
5	歳入歳出外	受払件数	１，７２６，０００	７８，０００	１０

表７．３－２　各サブシステムの主な事務件数等（次期システム）

項番	サブシステム	事務件数名	年間件数		
			合計	最大 （会計機関等単位）	最小 （会計機関等単位）
1	大臣	支出負担行為計画示達件数	１６８，０００	４８，０００	６０
2		支払計画示達件数	２８４，０００	９６，０００	６０
3	歳入	納入告知書発行件数	９０４，０００	７７，０００	１０
4	歳出	本官支払件数	３６，９８５，０００	１２，６５９，０００	６０
5	歳入歳出外	受払件数	１，１８７，０００	５９，０００	１０

（2）実行件数等

官庁会計システムの実行件数等を以下に示す。

イ　オンライン処理及びバッチ処理の実行件数

現行システム及び次期システムにおけるオンライン処理及びバッチ処理の実行件数を表７．３－３及び表７．３－４に示す。

表７．３－３　オンライン処理及びバッチ処理の実行件数（現行システム）

項番	処理方式	業務処理の分類 （注１）	年間件数 （注２）	最繁日件数 （注２）
１	オンライン処理	照会系業務(帳票なし)	３２，８６５，０００	２６２，０００
２		照会系業務(帳票あり)	１，６０７，０００	１６，０００
３		更新系業務(帳票なし)	２，５２８，０００	１８，０００
４		更新系業務(帳票あり)	１９，９４０，０００	２９３，０００
５		帳票取出業務	６，６４３，０００	４１，０００
６		合計	６３，５８３，０００	６３０，０００
７	バッチ処理	―	２９，５００，０００	２２４，０００

（注１）照会系業務（帳票なし）：　帳票の作成を伴わない照会を行う業務処理
照会系業務（帳票あり）：　帳票の作成を伴う照会を行う業務処理

更新系業務（帳票なし）：　帳票の作成を伴わない更新を行う業務処理
更新系業務（帳票あり）：　帳票の作成を伴う更新を行う業務処理
帳票取出業務　　：　事前にセンターにて作成した帳票を取り出す業務処理

（注２）オンライン処理の実行件数は、電文交換方式及びファイル転送方式により処理されるオンライン処理の件数を含んだ件数である。

表７．３－４　オンライン処理及びバッチ処理の実行件数（次期システム）

項番	処理方式	業務処理の分類（注１）	年間件数（注２）	最繁日件数（注２）
1	オンライン処理	照会系業務（帳票なし）	４８，７７９，０００	５１０，０００
2		照会系業務（帳票あり）	１，２１３，０００	９，０００
3		更新系業務（帳票なし）	７，０７０，０００	５９，０００
4		更新系業務（帳票あり）	１２，５６２，０００	１４４，０００
5		帳票取出業務	６，４２２，０００	５４，０００
6		合計	７６，０４６，０００	７７６，０００
7	バッチ処理	―	２９，１８２，０００	１７０，０００

（注１）照会系業務（帳票なし）：　帳票の作成を伴わない照会を行う業務処理
照会系業務（帳票あり）：　帳票の作成を伴う照会を行う業務処理
更新系業務（帳票なし）：　帳票の作成を伴わない更新を行う業務処理
更新系業務（帳票あり）：　帳票の作成を伴う更新を行う業務処理
帳票取出業務　　：　事前にセンターにて作成した帳票を取り出す業務処理

（注２）オンライン処理の実行件数は、電文交換方式及びファイル転送方式により処理されるオンライン処理の件数を含んだ件数である。

ロ　帳票出力件数

現行システム及び次期システムにおける帳票の出力枚数を表７．３－５及び表７．３－６に示す。帳票出力枚数は、会計機関等により出力する帳票とセンターにて出力する帳票を分類している。

表７．３－５　帳票の出力枚数（現行システム）

項番	処理方式	出力場所	年間出力枚数	最繁日出力枚数
1	オンライン処理	会計機関等	２４，３９６，０００	３２１，０００
2	バッチ処理	会計機関等	３４，００６，０００	６６７，４００
3		センター（普通紙）	１３１，０００	４，１００
4		センター（連続紙）	２６，０００	１，３００
5		センター（電子帳票）	６，０５９，０００	１７７，０００

表７．３－６　帳票の出力枚数（次期システム）

項番	処理方式	出力場所	年間出力枚数	最繁日出力枚数
1	オンライン処理	会計機関等	１６，７４８，０００	１２４，０００
2	バッチ処理	会計機関等	３３，９０８，０００	４４５，０００
3		センター（普通紙）	１１９，０００	５，６００
4		センター（連続紙）	２１，０００	２，５００
5		センター（電子帳票）	３，８６９，０００	９７，０００

ハ　外部システムとのファイル送受信件数

現行システム及び次期システムにおいて、外部システムとファイル送受信により連携を行う処理の送受信件数を表７．３－７及び表７．３－８に示す。

表７．３－７　ファイル送受信により連携する送受信件数（現行システム）

項番	送受信	年間		最繁時			平均レコード長 (byte)
		ファイル数	レコード件数	ファイル数	レコード件数	送受信量 (MByte)	
1	送信	424,000	143,188,000	820	1,320,000	870	700
2	受信	423,000	92,723,000	810	1,196,000	400	400
3	合計	847,000	235,911,000	1,630	2,516,000	1,270	－

表７．３－８　ファイル送受信により連携する送受信件数（次期システム）

項番	送受信	年間		最繁時			平均レコード長 (byte)
		ファイル数	レコード件数	ファイル数	レコード件数	送受信量 (MByte)	
1	送信	443,000	124,833,000	680	1,090,000	740	700
2	受信	450,000	50,624,000	610	363,000	150	400
3	合計	893,000	175,457,000	1,290	1,462,000	890	－

ニ　電子メール量

官庁会計システムの利用者に電子メールにて利用者に通知する電子メール量を表７．３－９に示す。

表７．３－９　電子メール量

項番	平均メールサイズ (byte)	配信件数 (件数／分)
１	８００	３，５００

（３）データ量

官庁会計システムのデータ量を仕様書（別紙X）に示す。データ量は、ディスク装置に必要な容量を示すものではない。

７．４　外部インタフェース要件定義

官庁会計システムにおける外部インタフェース要件定義を以下に示す。

７．４．１　外部システムと連携を行う処理に関する要件

外部システムと連携を行う処理に関する要件を以下に示す。

（1）電文交換方式

電文交換方式は、外部システムから電文形式で連携する情報を受信し、官庁会計システムで即時に処理を行い、結果を電文形式で送信する方式である。電文交換方式に必要な要件を以下に示す。

① 外部システムから受信した電文に従い、官庁会計システムで即時処理又はバッチ処理の依頼を行い、結果を電文形式で送信すること。

② 外部システムと取り決めた通信プロトコル、電文シーケンス、電文フォーマット、文字コード等に従うこと。

なお、電文シーケンスは、電文の送受信が行われたことを送信元で確認できる仕組みとすること。

③ 複数の会計機関を有する外部システムとは、会計機関ごとに並行して電文の送受信及び処理を行い、各会計機関の独立性を保つこと。

（2）ファイル転送方式

ファイル転送方式は、外部システムと連携する情報をファイルにて送受信する方式である。ファイル転送方式に必要な要件を以下に示す。

① 外部システムから受信したファイルに従い、官庁会計システムで処理を行うこと。

② 官庁会計システムでの処理は、受信したファイルを入力としてバッチ処理を行う場合と、受信したファイルを電文に分割し即時に処理を行い、結果をファイル形式としてとりまとめる場合がある。

また、官庁会計システムでの処理の結果をファイル形式で外部システムへ送信すること。

③ 外部システムと取り決めた通信プロトコル、送受信多重度、文字コード、ファイル形式、レコード形式及びファイル送受信シーケンス等に従うこと。

なお、送受信シーケンスは、ファイルの送受信が行われたことを送信元で確認できる仕組みとすること。

（3）媒体方式

媒体方式は、可搬媒体により外部システムとデータを授受する処理方式である。媒体方式に必要な要件を以下に示す。

① 外部システムと取り決めた、媒体種別、文字コード、ファイル形式及びレコード形式等に従うこと。

② 受領した可搬媒体を入力とするバッチ処理を起動できること。

③ 外部システムと連携する情報をバッチ処理で作成し、可搬媒体に格納できること。

７．５　ネットワーク要件定義

官庁会計システムにおけるネットワーク要件定義について、以下に示す。

① 官庁会計システムと外部システム間を結ぶネットワーク回線は、政府共通ネットワークを使用する。
なお、官庁会計システム（正センター）と歳入金電子納付システム間を結ぶネットワーク回線については、ＬＡＮを使用する。

② 官庁会計システムと各府省等の職員の端末を結ぶネットワーク回線については、各府省等で整備されるＬＡＮ、その他の基盤となるネットワーク回線及び政府共通ネットワークを使用する。

③ 官庁会計システムと都道府県職員の端末を結ぶネットワーク回線については、ＬＧＷＡＮを使用する。

④ 政府共通ネットワーク接続用回線（政府共通ネットワーク接続用機器を含む）は回線供給者等より提供される。

⑤ 官庁会計システム（正センター）と官庁会計システム（バックアップセンター）については、回線で接続し、通信することとする。センター間接続用回線（センター間接続用機器を含む）については、回線供給者より提供される。

⑥ 特定の外部システムについては、政府共通ネットワークでの通信以外にも、回線を敷設し、通信することとする。特定外部システム接続用回線（特定外部システム接続用機器を含む）については、回線供給者より提供される。

⑦ 現行システムとの移行用ネットワーク回線については、ＬＡＮを使用する。

官庁会計システムにおけるネットワーク構成の概略図を図７．５－１に示す。

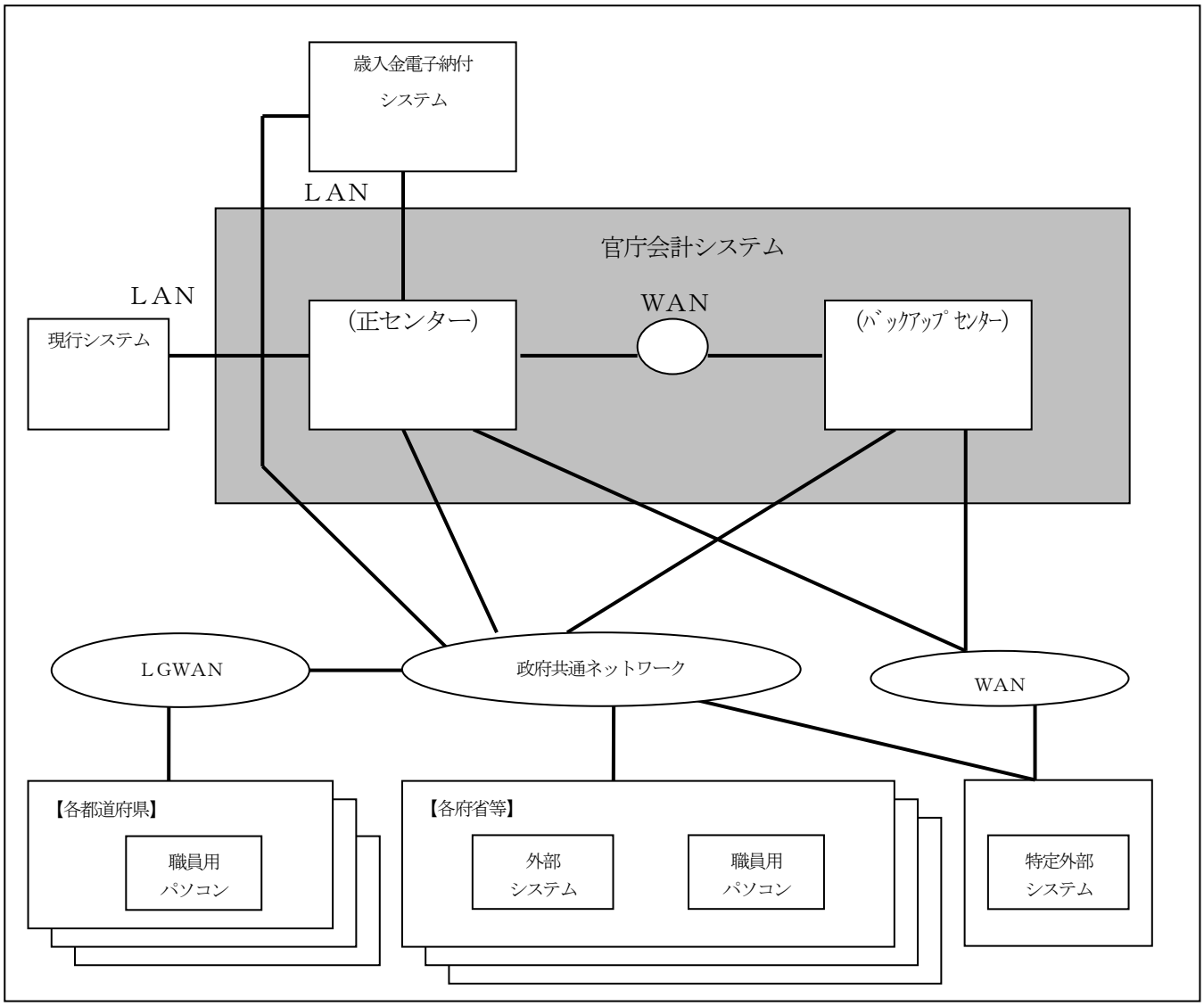

図７．５－１　ネットワーク構成の概略図

７．６　情報セキュリティ要件定義

国の会計事務に関わる情報に求められる機密性と完全性を十分に考慮し、システム全体として情報セキュリティを確保する。情報セキュリティに関する要件を以下に示す。

（１）利用者の管理

官庁会計システムの利用者の管理に関する要件を以下に示す。

イ　利用者の認証

利用者の認証は、職員認証サービスと連携しその機能を利用することとする。ただし、職員認証サービスの停止等においても運用継続を可能とするため、官庁会計システム独自の利用者の認証機能を有する。

ロ　利用者の権限

利用者ごとのその権限に応じて、実行可能な業務を制限する。利用者の権限に関する要件を以下に示す。

① 利用者の権限に応じて実行可能な業務及び取り出し可能な帳票を制限できること。
② 利用者の官庁会計システムの業務実行履歴を取得するとともに、一定期間保持し、監査できること。

ハ　利用者に関する情報の操作

利用者の権限に関する情報は、官庁会計システムで保持する。また、各府省等の利用者への権限の登録、変更及び削除作業は、各府省等において行う。要件を以下に示す。

① 官庁会計システムの運用を担当する財務省の職員は、官庁会計システムを利用中のＩＤの確認ができること。
② 各府省等において、職務に応じた利用権限を利用者ごとに設定できること。
③ 利用者の権限に応じた複数のテンプレートを用意し、登録時に利用するなど、各府省等における登録、変更及び削除作業の運用負荷を軽減すること。
④ 官庁会計システムの運用を担当する財務省の職員は、緊急時に備え、特定の利用者について、官庁会計システムを利用不可とできること。

（２）官庁会計システムの機器に対するアクセス制御

官庁会計システムの機器に対するアクセス制御に関する要件を以下に示す。

① 官庁会計システムの機器に対し、許可された者のみが操作できる仕組みとすること。
② 官庁会計システムの機器の操作履歴を取得するとともに、一定期間保存し、監査できること。

（３）ネットワークセキュリティ

官庁会計システムにおいて、ネットワークからの脅威への対策に関する要件を以下に示す。

① 官庁会計システム内のネットワークを外部からの脅威の度合いに応じてゾーンに区分し、ゾーン間の通信を制限すること。
② 外部システムとの情報等の連携について、あらかじめ取り決めるシステムのみと連携が行えるようにすること。
③ 官庁会計システムと各会計機関等とを結ぶネットワーク上でのデータの盗聴を防止すること。
④ 現行システムにおいては､外部ネットワークから官庁会計システムへの不正侵入を検知できること。

⑤　次期システムにおいては、外部ネットワークから官庁会計システムへの不正侵入を検知し、遮断できること。

（4）ウイルス対策

官庁会計システムをコンピュータウイルスから保護するための要件を以下に示す。

①　外部ネットワークを経由したウイルスへの対策を行うこと。
②　官庁会計システムで使用する媒体を経由したウイルスへの対策を行うこと。

（5）改ざん対策

プログラム、データに対する改ざんにより、会計情報が不正に利用されること等への対策に関する要件を以下に示す。

①　職員用パソコン上で官庁会計システム用のプログラム、データの改ざんへの対策を行うこと。
②　官庁会計システムのプログラム、データに対する改ざんを防止するための対策を行うこと。
③　外部システムと授受する可搬媒体に保存するデータに対する暗号化の対策を行うこと。
④　遠隔地での外部保管を行う可搬媒体に保存するデータに対する暗号化の対策を行うこと。

（6）なりすまし対策

システムのなりすましにより、会計情報が不正に利用されること等への対策に関する要件を以下に示す。

①　外部システムと連携する業務では、接続時に外部システムの認証を行うこと。
②　利用者に対し、正規のシステムに接続していることを証明できること。
③　利用者に対し、職員用パソコン上で動作する官庁会計システム用のプログラムが正規のものであることを証明できること。

（7）情報漏えい対策

可搬媒体により、会計情報が不正に持ち出されること等への対策に関する要件を以下に示す。

①　官庁会計システムのクライアントで使用する媒体以外の媒体による情報の持ち出しへの対策を行うこと。

７．７　運用・保守要件定義

官庁会計システムの運用・保守要件を以下に示す。

７．７．１　運転スケジュール等に関する要件

官庁会計システムの運転スケジュール等に関する要件を以下に示す。

（1）運転スケジュール

官庁会計システムの運転スケジュールを図７．７．１－１に示す。

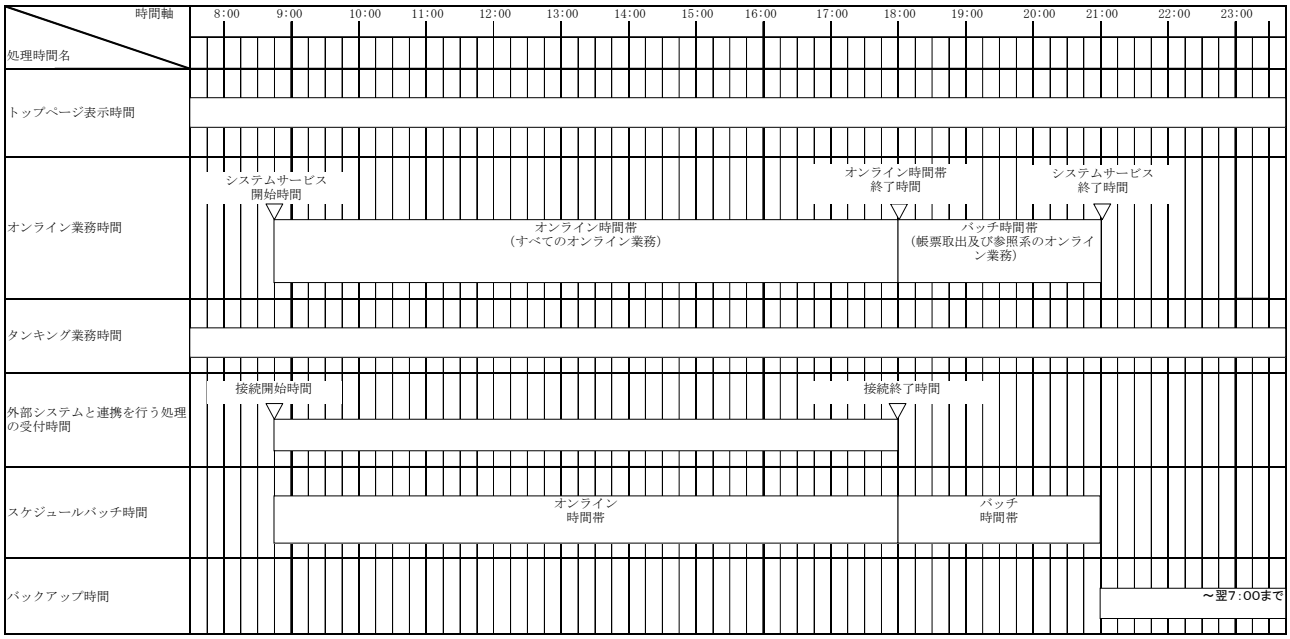

図７．７．１－１　運転スケジュール

① システムの運転日は、原則として土、日、祝祭日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く平日である。ただし、必要と判断した場合には、上記以外にもシステムの運転を行うことがある。

② トップページの表示時間及びタンキングの業務時間は２４時間とする。

③ 帳票取出及び参照系のオンライン業務の受付時間は、８：４５～２１：００、すべてのオンライン業務の受付時間は、８：４５～１８：００である。

④ 外部システムと連携を行う処理の受付時間は、８：４５～１８：００である。

ただし、日本銀行との給与支払に係る連携においては、人事院規則に定める俸給の支給定日（期末手当の支給日を含む）やその他やむを得ないと判断される場合には、事前の取り決めによって受付の開始時刻を繰り上げる。各支給定日における受付の開始時刻は原則以下である。

定例支給定日　８：００
期末手当支給日（6月）　７：００
期末手当支給日（１２月）　７：３０

⑤ バッチ時間帯のスケジュールバッチ処理は、１８：００～２１：００である。

⑥ バックアップ時間帯は、２１:００～翌７：００（最大）である。

⑦ オンライン時間帯終了時間は、日を跨った延長が行えること。

⑧ オンライン時間帯終了時間は、システム全体及び会計機関の単位に変更できること。

（2）操作及び監視

システムの安定運用のため操作及び監視に関する要件を以下に示す。監視の対象は、官庁会計システムのハードウェア及びソフトウェアとする。官庁会計システムの監視範囲を図７．７．１－２

に示す。

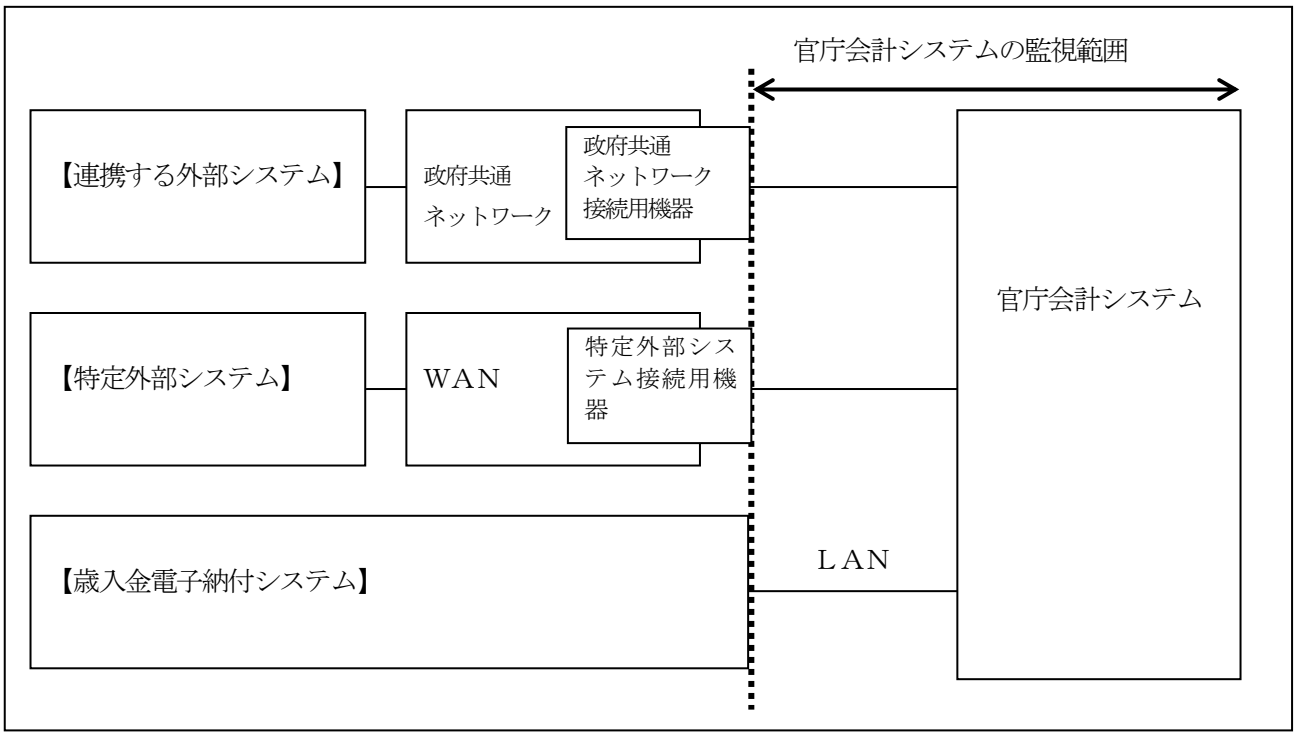

図７．７．１－２　官庁会計システムの監視範囲

① システムの開始及び終了、データのバックアップ及び利用する媒体の世代管理のほか、システム運用に関わる操作は可能な限り自動化し、オペレータの誤操作の防止を考慮した仕組みとすること。
② ハードウェア及びソフトウェアの稼働状況を監視できること。
③ オンライン処理の実行状況を監視できること。
④ バッチ処理の実行状況を監視できること。また、リモートバッチ処理については、依頼状況を監視できること。オペレータの指示で行うバッチ処理については、操作の結果を確認できること。
⑤ セキュリティ侵害を監視できること。
⑥ システムリソースの使用状況を監視できること。
⑦ システムリソースの使用状況及び業務の実行状況等を統計的に分析できるかたちで定期的に収集できること。
⑧ オペレータは、一箇所で集中的に操作や監視を行えること。
⑨ システム運用を行う上において重要な事象や異常を検知した場合は、オペレータへメッセージ等で通知を行うこと。また、メッセージ等を放置させない仕組みを用意すること。
⑩ オペレータ向けのメッセージや監視対象は、オペレータの誤認防止や操作の負荷軽減のために、重要度や種類に応じて分類し、色分け、必要に応じて図表化する等により視認性を高めること。
⑪ 収集した情報及びメッセージは、一定期間保存できること。また、過去一定期間までのメッセージの検索が行えること。

（3）利用者実施状況の確認

官庁会計システムに対する利用者からの問い合わせに備え、利用者の業務の実施状況を確認できる仕組みとすること。

７．７．２　保守性に関する要件

官庁会計システムの保守性に関する要件を以下に示す。

① 対象業務、会計機関、利用者、外部システムの追加等のシステムの対象範囲の変化に柔軟に対応できるシステム構成及び仕組みとすること。

② 対象業務の追加や故障発生時等に伴うソフトウェア及びハードウェアの追加及び変更等が発生した際に、ソフトウェア及びハードウェアの正当性や追加及び変更作業の正当性を確認するために、リハーサル等が行える仕組みとすること。

特に、月次、年次等周期的に処理する業務を考慮し、必要に応じて日付を柔軟に変更してリハーサル等が行える仕組みとすること。

③ ソフトウェア及びハードウェアの定義情報等の効率的な配布及び確実なバージョンアップ管理が行える仕組みとすること。

④ ソフトウェア及びハードウェアの定義情報等の追加及び変更作業や環境設定等は、ツール等により確実に行えること。

⑤ 会計事務上不要となった情報は、データベースから削除できる仕組みとすること。

⑥ 故障時には速やかに原因の切り分け・調査を行い、ソフトウェア及びハードウェアの追加及び変更等により修復すること。

⑦ 各機器等に標準的な周期で定期メンテナンスを行うこと。

8　歳入金電子納付システムの業務・システム要件

現行システム及び次期システムにおける歳入金電子納付システムの業務・システム要件を以下に示す。

8．1　業務・機能要件定義

歳入金電子納付システムの業務・機能要件を以下に示す。

（1）業務

歳入金電子納付システムの業務は、現行システムと同等な機能を実現するとともに、同値を保証する。

（2）サービス指標

歳入金電子納付システムの稼働率は、９９．８６％以上とする。

（3）連携する外部システム

平成２６年１２月時点で歳入金電子納付システムと連携している外部システムを表８．１－１に示す。

なお、処理方式における電文交換方式及びファイル転送方式の各処理方式の詳細は、８．４．１に示す。

表８．１－１　歳入金電子納付システムと連携する外部システム

項番	府省等名	外部システム		処理方式
１	最高裁判所	汎用受付等システム		・電文交換方式 ・ファイル転送方式
２	金融庁			
３	総合無線局			
４	登記・供託			
５	財務省			
６	国税庁			
７	厚生労働省			
８	特許庁			
９	国土交通省			
１０	自動車局			
１１	環境省			
１２	－	ＭＰＮ		・電文交換方式 ・ファイル転送方式
１３	財務省	歳入徴収官等基幹システム	官庁会計システム	・ファイル転送方式
１４	国税庁		国税庁電子手続システム	・電文交換方式 ・ファイル転送方式

８．２　システム方式要件定義

歳入金電子納付システムのシステム方式要件定義を以下に示す。

８．２．１　システム全体構成要件

歳入金電子納付システムのシステム概略図を図８．２．１－１に示す。

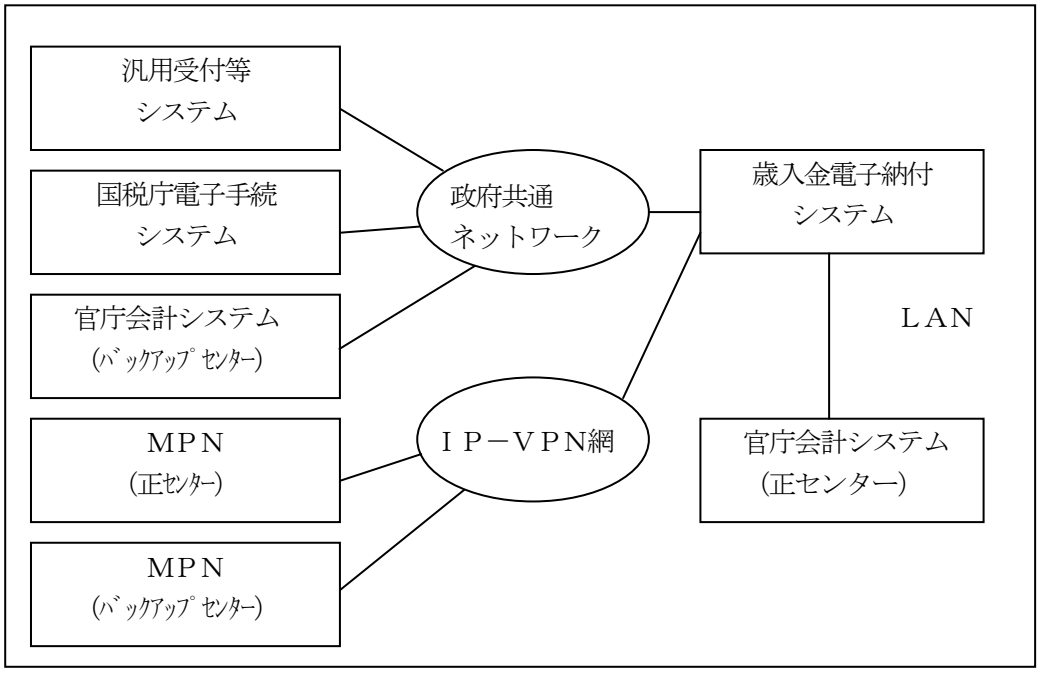

図８．２．１－１　システム概略図

８．２．２　性能要件

歳入金電子納付システムの性能に関する要件を以下に示す。

（1）電文交換処理の性能

歳入金電子納付システムでは、電文交換処理をアプリケーションサーバーとデータベースサーバーの連携によって行う。申請・届出等手続きに伴う手数料等納付の電文交換処理の目標スループットを表８．２．２－１に示す。

表８．２．２－１　電文交換処理の目標スループット

項番	接続システム	処理名	現行システムのスループット[件／秒]	次期システムのスループット[件／秒]
1	汎用受付等システム	手数料等納付情報登録処理（オンライン）	５６．９	２６．０１
2		手数料等領収済照合処理（随時回答・汎用受付運転中）	２７．６	１６．９９
3	ＭＰＮ	ＭＰＮ照会処理（注１）	５．６	１．２１
4		ＭＰＮ消込処理（注１）	２７．６	１６．９９
5		ＭＰＮ照会処理（注２）	１．７	０．０５
6		ＭＰＮ消込処理（注２）	１．７	０．０５
7	合計		１２１．１	６１．３０

（注１）申請・届出等手続きに伴う手数料等納付に関する処理

（注２）納入告知書等による国庫金納付に関する処理

（2）バッチ処理の性能

歳入金電子納付システムでは、バッチ処理をファイル転送サーバーとデータベースサーバーの連携処理によって行う。現行システムの要件とするバッチ処理の目標処理時間を表８．２．２－２に示す。また、次期システムにおけるバッチ処理の目標処理時間を表８．２．２－３に示す。

表８．２．２－２　バッチ処理の目標処理時間（現行システム）

項番	処理名	処理件数 ［件／日］	目標処理時間
1	手数料等領収済累積ファイルデータ削除処理	600,000	3.0 時間

表８．２．２－３　バッチ処理の目標処理時間（次期システム）

項番	処理名	処理件数 ［件／日］	目標処理時間
1	手数料等領収済累積ファイルデータ削除処理	317,190	合計で3.0 時間
2	データのバックアップ （ディスク装置）	－（注１）	

（注１）別紙×に示す全データのうち、１世代分を目標処理時間内に処理できること。

（3）ファイル転送処理の性能

歳入金電子納付システムでは、ファイル転送処理をファイル転送サーバーによって行う。現行システムの要件とするファイル転送処理の目標処理時間を表８．２．２－４に示す。また、次期システムにおけるファイル転送時間の目標処理時間を表８．２．２－５に示す。

表８．２．２－４　ファイル転送処理の目標処理時間

項番	処理名	ファイル名	処理件数 ［件／日］	ﾚｺｰﾄﾞ長 ［byte］	伝送ﾃﾞｰﾀ量 ［byte］	目標処理時間
1	一括データ送信処理(国税庁電子手続システム)	登録免許税等領収済通知送信ファイル	246,528	400	98,611,200	30 分

表８．２．２－５　ファイル転送処理の目標処理時間

項番	処理名	ファイル名	処理件数 ［件／日］	ﾚｺｰﾄﾞ長 ［byte］	伝送ﾃﾞｰﾀ量 ［byte］	目標処理時間
1	一括データ送信処理(国税庁電子手続システム)	登録免許税等領収済通知送信ファイル	290,786	320	93,051,520	30 分

８．２．３　信頼性要件

故障や災害等により停止した場合の社会的影響を十分に考慮し、システム全体としての信頼性を確保する。歳入金電子納付システムの信頼性に関する要件を以下に示す。

（1）データの信頼性

データの信頼性に関する要件を以下に示す。

① 処理の正常異常に関わらず、データの整合性を確保する仕組みとすること。
② 複数の処理が並列で実行される場合でも、データ更新、参照の独立性及び整合性を確保する仕組みとすること。

（2）故障時の影響の局所化
故障時の影響の局所化に関する要件を以下に示す。

① ハードウェアの単一故障が発生した場合でも、システム全体の運用が継続可能であり、性能要件を満たすシステム構成とすること。
② ソフトウェアの故障が発生した場合でも、システム全体の運用に影響が出ないように局所化する仕組みとすること。
③ ソフトウェアの故障が発生した場合でも、運転スケジュールを遵守するため、該当する処理は抑止し、後続処理が実行できること。
④ 歳入金電子納付システムからの処理結果の送信中にネットワークの故障が発生した場合でも、外部システムに対し処理結果を保証し、業務を継続できる仕組みとすること。
⑤ 特定の外部システムとの間で情報等の連携ができなくなった場合でも、他の外部システムとの連携を継続できること。

（3）故障の解析
故障の解析を迅速に行うための要件を以下に示す。

① 故障解析に必要となる業務実行履歴等の情報は、ファイル等へ出力することで常に取得可能とすること。
② 出力する業務実行履歴等の情報は、視認性が高く且つ解析しやすい形式で速やかに取得できること。

（4）故障からの復旧
故障からの復旧を迅速に行うための要件を以下に示す。

① ハードウェアの故障等によるデータの消失に備え、データのバックアップを取得すること。
なお、バックアップは業務に影響を与えない仕組みとすること。
また、バックアップは可搬媒体に取得し、センター内及び遠隔地での外部保管を行うこととする。
② 取得しているバックアップ等から指定した時点へのリカバリが速やかに行えること。
③ 故障復旧を迅速且つ確実に行うために、復旧手段はツール及びコマンドを用いて可能な限り自動化すること。
④ 故障が発生した処理は、故障の原因を除去した後に再度実行できること。

８．３　情報・データ要件定義

歳入金電子納付システムの情報・データ要件定義について以下に示す。

（1）申請・届出等手続きに伴う手数料等の電子納付件数等

現行システムの要件とする各府省等の、申請・届出等手続きに伴う手数料等の電子納付件数と、その中に含まれる登録免許税及び自動車重量税の電子納付件数を表８．３－１に示す。

また、次期システムにおける各府省等の、申請・届出等手続きに伴う手数料等の登録件数及び電子納付件数と、その中に含まれる登録免許税及び自動車重量税の電子納付件数を表８．３－２に示す。

表８．３－１　申請・届出等手続きに伴う手数料等の電子納付件数（現行システム）

	手数料等 (件／年)		
		登録免許税 (件／年)	自動車重量税 (件／年)
電子納付件数	30,000,000	6,035,753	840,00

表８．３－２　申請・届出等手続きに伴う手数料等の登録件数及び電子納付件数（次期システム）

	手数料等 (件／年)		
		内、登録免許税 (件／年)	内、自動車重量税 (件／年)
登録件数	31,704,057	4,495,360	21,439,685
電子納付件数	28,066,922	2,806,004	21,439,685

（2）官庁会計システムから発行された納入告知書等による国庫金の電子納付件数

現行システムの要件とする官庁会計システムにおける納入告知書等発行想定件数を表８．３－３に示す。また、次期システムにおける官庁会計システムから発行された納入告知書等による国庫金の電子納付件数を表８．３－４に示す。

表８．３－３　納入告知書等発行想定件数（現行システム）

項番	システム名	年間発行想定件数（件／年）
1	官庁会計システム	915,744

表８．３－４　納入告知書等による国庫金の登録件数及び電子納付件数（次期システム）

項番	システム名	登録件数（件／年）	電子納付件数（件／年）
1	官庁会計システム	921,256	287,893

８．４　外部インタフェース要件定義

歳入金電子納付システムにおける外部インタフェース要件定義を以下に示す。

８．４．１　外部システムと連携を行う処理に関する要件

外部システムと連携を行う処理に関する要件を以下に示す。

（1）電文交換方式

電文交換方式は、外部システムから電文形式で連携する情報を受信し、歳入金電子納付システムで即時に処理を行い、結果を電文形式で送信する方式である。電文交換方式に必要な要件を以下に示す。

① 外部システムから受信した電文に従い、歳入金電子納付システムで即時に処理を行い、結果を電文形式で送信すること。

② 外部システムと取り決めた通信プロトコル、電文シーケンス、電文フォーマット及び文字コード等に従うこと。

なお、電文シーケンスは、電文の送受信が行われたことを送信元で確認できる仕組みとすること。

（2）ファイル転送方式

ファイル転送方式は、外部システムと連携する情報をファイルにて送受信する方式である。

ファイル転送方式に必要な要件を以下に示す。

① 外部システムから受信したファイルに従い、歳入金電子納付システムで即時に処理を行い、結果をファイル形式で送信すること。

② 外部システムと取り決めた通信プロトコル、送受信多重度、文字コード、ファイル形式、レコード形式及びファイル送受信シーケンス等に従うこと。

なお、送受信シーケンスは、ファイルの送受信が行われたことを送信元で確認できる仕組みとすること。

８．５　ネットワーク要件定義

歳入金電子納付システムにおけるネットワーク要件定義について、以下に示す。

① 歳入金電子納付システムと汎用受付等システム、官庁会計システム（バックアップセンター）及び国税庁電子手続システムを結ぶネットワーク回線は、政府共通ネットワーク使用する。

なお、歳入金電子納付システムと官庁会計システム（正センター）間を結ぶネットワーク回線については、ＬＡＮを使用する。

② 政府共通ネットワーク接続用回線（政府共通ネットワーク接続用機器を含む）は回線供給者より提供される。

③ 歳入金電子納付システムとＭＰＮ間を結ぶネットワーク回線については、ＩＰ－ＶＰＮ網を使用する。ＩＰ－ＶＰＮ網については、回線供給者より提供される。

④ 現行システムとの移行用ネットワーク回線については、ＬＡＮを使用する。

歳入金電子納付システムにおけるネットワーク構成の概略図を図８．５－１に示す。

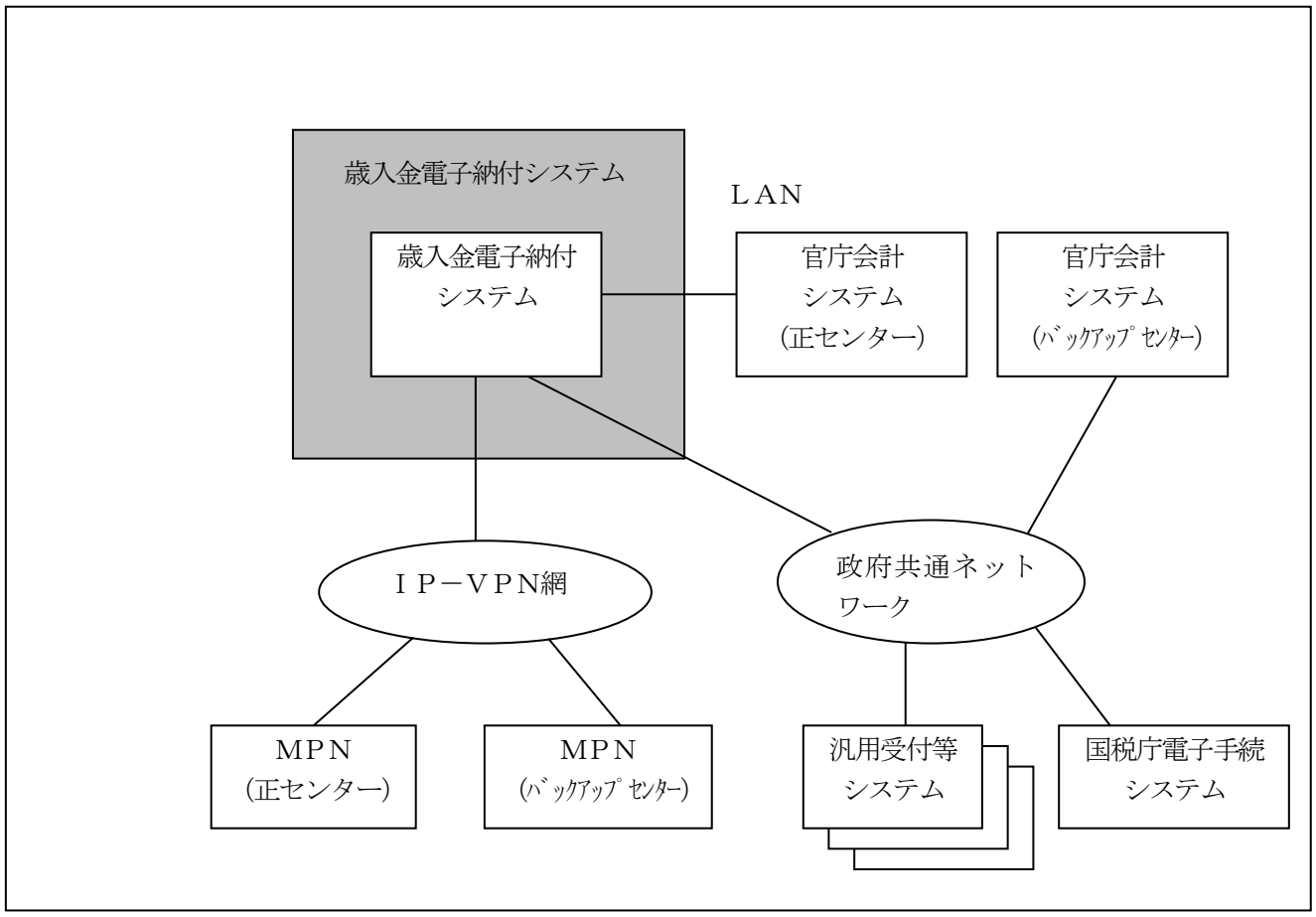

図８．５－１　ネットワーク構成の概略図

８．６　情報セキュリティ要件定義

国の会計事務に関わる情報に求められる機密性と完全性を十分に考慮し、システム全体として情報セキュリティを確保する。情報セキュリティに関する要件を以下に示す。

（1）歳入金電子納付システムの機器に対するアクセス制御

歳入金電子納付システムの機器に対するアクセス制御に関する要件を以下に示す。

① 歳入金電子納付システムの機器に対し、許可された者のみが操作できる仕組みとすること。
② 利用者が歳入金電子納付システムにログインする際にＩＤ及びパスワードによる認証を行うこと。また、利用を終了する際にはログアウトする仕組みとすること。
③ パスワードは、文字数、使用可能文字及び有効期限を定めること。
④ パスワードは、利用者が定期または随時に変更できること。
⑤ ログイン時のパスワード誤入力が一定の回数を越えた場合、ＩＤを無効化すること。
⑥ 利用者の権限に応じて、実行可能な業務を制限できること。
⑦ 歳入金電子納付システムの機器の操作履歴を取得するとともに、一定期間保持し、監査できること。

（2）ネットワークセキュリティ

歳入金電子納付システムにおいて、ネットワークからの脅威に対する対策に関する要件を以下に示す。

① 外部システムとの情報等の連携について、あらかじめ取り決めるシステムのみと連携が行えるようにすること。
② 歳入金電子納付システムと外部システムとを結ぶネットワーク上でのデータの盗聴を防止すること。
③ 現行システムは、外部ネットワークから歳入金電子納付システムへの不正侵入を検知できること。
次期システムは、外部ネットワークから歳入金電子納付システムへの不正侵入を検知し、遮断できること。

（3）ウイルス対策

歳入金電子納付システムをコンピュータウイルスから保護するための要件を以下に示す。

① 外部ネットワークを経由したウイルスへの対策を行うこと。
② 歳入金電子納付システム内で使用する媒体を経由したウイルスへの対策を行うこと。

（4）改ざん対策

プログラム、データに対する改ざんにより、情報が不正に利用されること等への対策に関する要件を以下に示す。

① 歳入金電子納付システムのプログラム、データに対する改ざんへの対策を行うこと。
② 遠隔地での外部保管を行う可搬媒体に保存するデータに対する暗号化の対策を行うこと。

（5）なりすまし対策

システムのなりすましにより、情報が不正に利用されること等への対策に関する要件を以下に示す。

① 外部システムと連携する業務では、接続時に外部システムの認証を行うこと。

８．７　運用・保守要件定義

歳入金電子納付システムの運用・保守要件を以下に示す。

８．７．１　運転スケジュール等に関する要件

歳入金電子納付システムの運転スケジュール及び監視に関する要件を以下に示す。

（1）運転スケジュール

歳入金電子納付システムのサービス時間は２４時間３６５日である。ただし、機器の定期点検等を実施するために、計画停止を行う。

（2）操作及び監視

システムの安定運用のため操作及び監視に関する要件を以下に示す。監視の対象は、歳入金電子納付システムのハードウェア及びソフトウェアとする。歳入金電子納付システムの監視範囲を図８．７．１－１に示す。

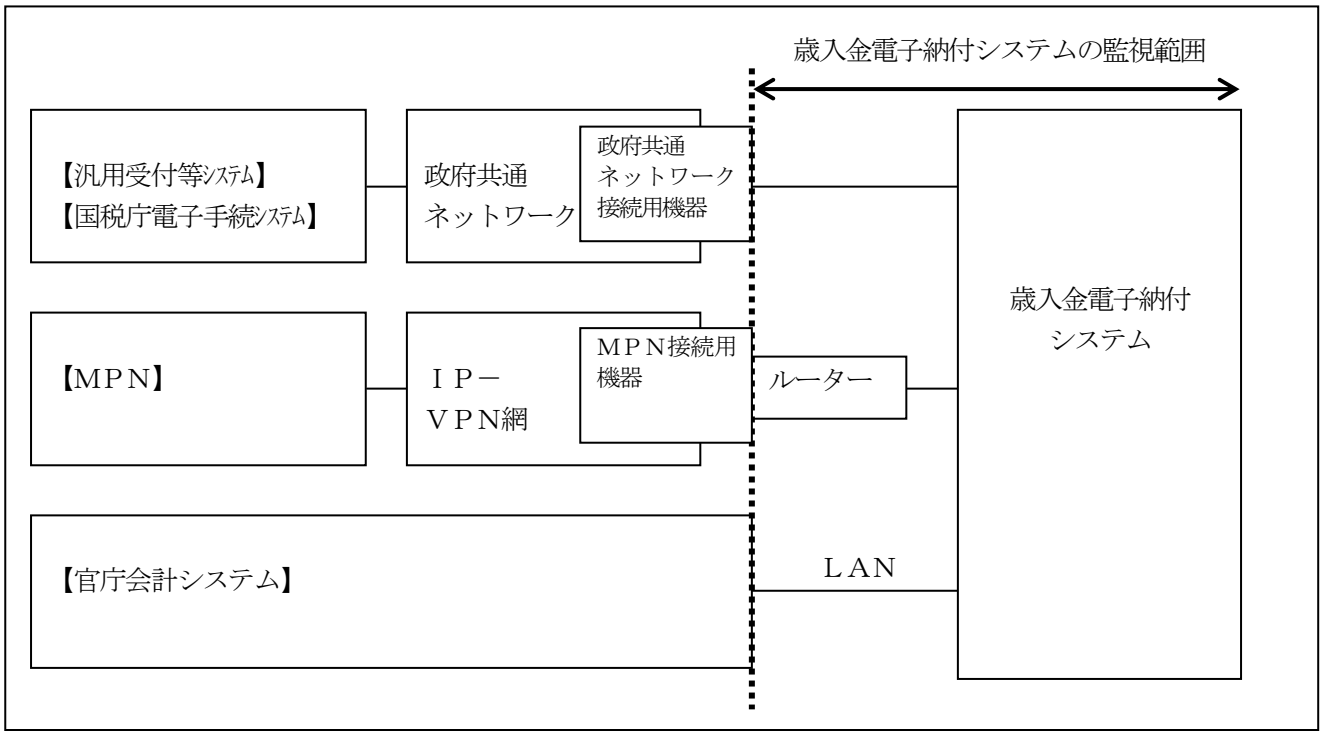

図８．７．１－１　歳入金電子納付システムの監視範囲

①　システムの開始及び終了、データのバックアップ及び利用する媒体の世代管理のほか、システム運用に関わる操作は可能な限り自動化し、オペレータの誤操作の防止を考慮した仕組みとすること。

②　ハードウェア及びソフトウェアの稼動状況を監視できること。

③　バッチ処理の実行状況を監視できること。また、オペレータの指示で行うバッチ処理については、操作の結果を確認できること。

④　セキュリティ侵害を監視できること。

⑤　システムリソースの使用状況を監視できること。

⑥　システムリソースの使用状況及び業務の実施状況等を統計的に分析できるかたちで定期的に収集できること。

⑦　オペレータは、一箇所で集中的に操作や監視を行えること。

⑧　システム運用を行う上において重要な事象や異常を検出した場合は、オペレータへメッセージ

等で通知を行うこと。また、メッセージ等を放置させない仕組みを用意すること。

⑨　オペレータ向けのメッセージや監視対象は、オペレータの誤認防止や操作の負荷軽減のために、重要度や種類に応じて分類し、色分け、必要に応じて図表化する等により視認性を高めること。

⑩　収集した情報及びメッセージは、一定期間保存できること。また、過去一定期間までのメッセージの検索が行えること。

８．７．２　保守性に関する要件

歳入金電子納付システムの保守に関する要件を以下に示す。

①　外部システムの追加等のシステムの対象範囲の変化に柔軟に対応できるシステム構成及び仕組みとすること。

②　ソフトウェア及びハードウェアの定義情報等の効率的な配布及び確実なバージョン管理が行える仕組みとすること。

③　ソフトウェア及びハードウェアの定義情報等の追加及び変更作業や動作環境設定等は、ツール等により確実に行えること。

④　不要となった情報は、データベースから削除できる仕組みとすること。

⑤　故障時には速やかに原因の切り分け・調査を行い、ソフトウェア及びハードウェアの追加及び変更等により修復すること。

⑥　各機器等に標準的な周期で定期メンテナンスを行うこと。

９　本件機器等の構成に関する詳細な要件

９．１　官庁会計システムにおけるハードウェア構成に関する要件

現行機器等の官庁会計システムにおけるハードウェアの全体構成図を図９．１－１、次期機器等の官庁会計システムにおけるハードウェアの全体構成図を図９．１－２に示す。

なお、全体構成図では、ハードウェアの接続イメージを記載しており、ハードウェアの台数や詳細な接続構成については表記していない。また、Ｌ２スイッチ及びＬ３スイッチについては、機器自体、表記していない。そのため、受託者は、本件機器等の要件を踏まえ、適切な機器設計を行い、当該構成で必要なネットワーク機器及びケーブルを導入すること。

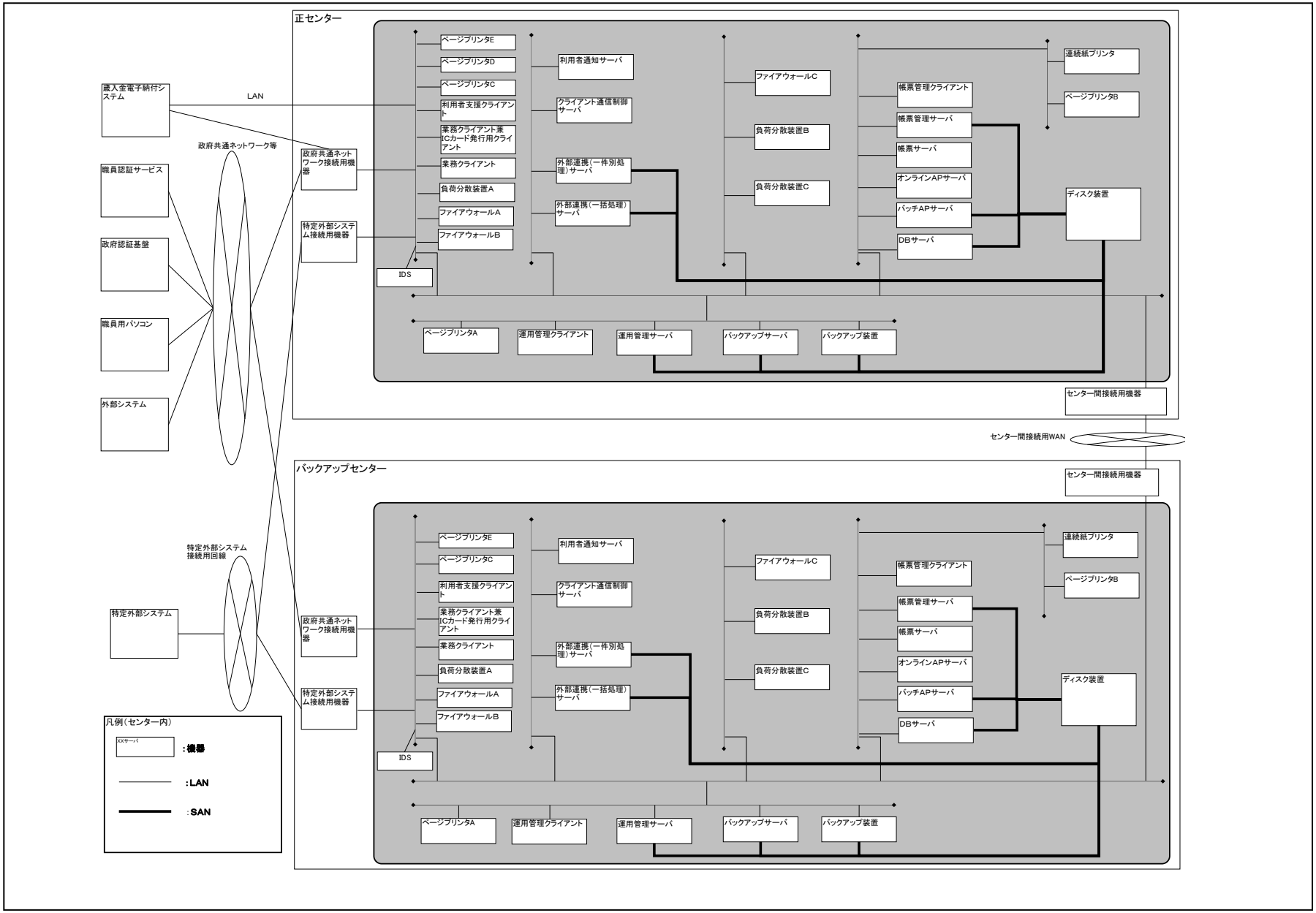

図９．１－１　現行機器等の全体構成図（本番環境）

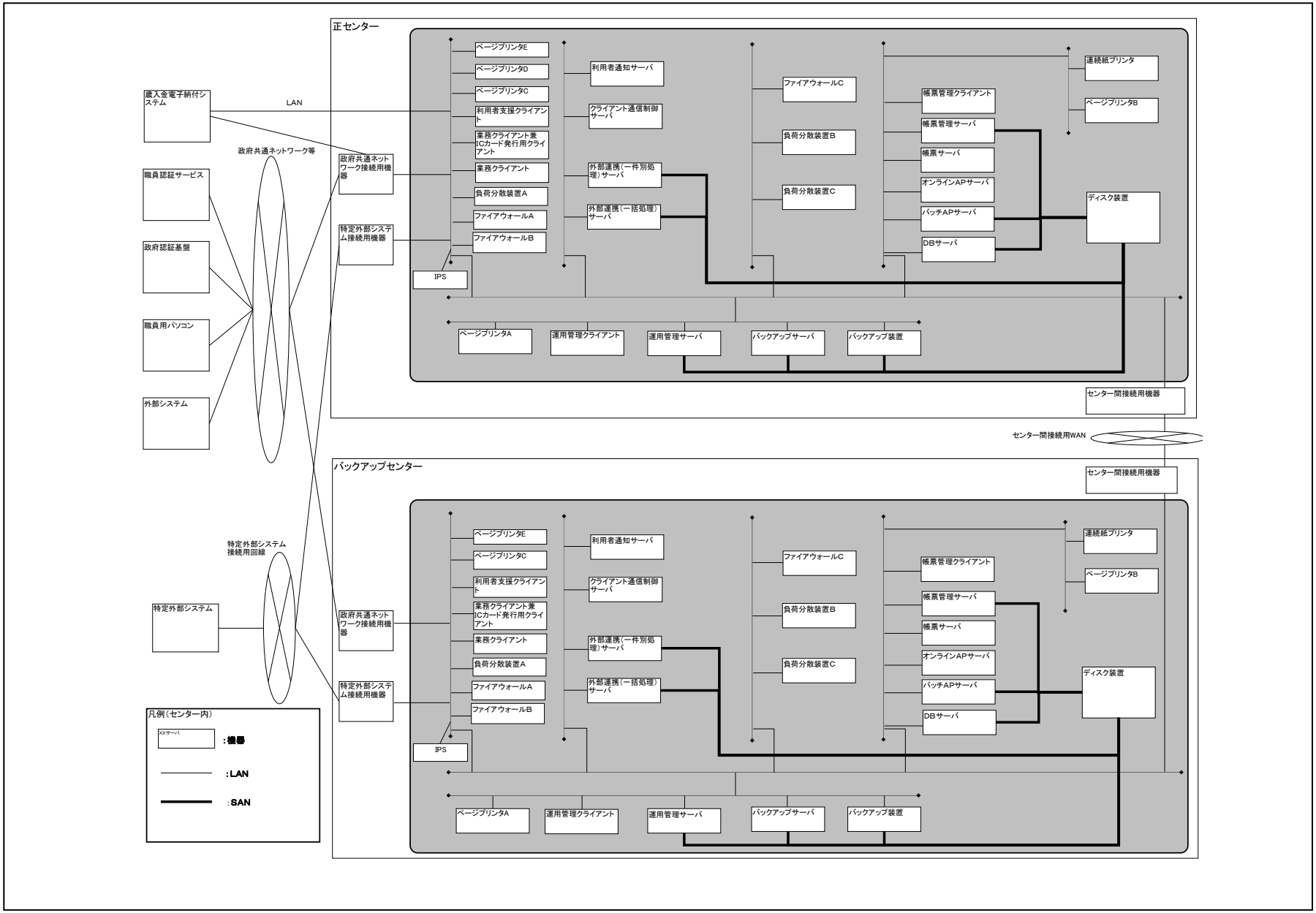

図９．１－２　次期機器等の全体構成図（本番環境）

官庁会計システムにおける各ハードウェアの説明を表９．１－１に示す。

表９．１－１　ハードウェア一覧

項番	機器名	説明
１	クライアント通信制御サーバ	職員用パソコンからのＨＴＴＰ／ＨＴＴＰＳによる電文を受信し、オンラインＡＰサーバへ引き継ぐ。また、職員用パソコンに処理結果を送信する。
２	外部連携（一件別処理）サーバ	外部システムからの電文を受信し、データ形式の変換、認証処理等の必要な処理を行い、データベースにデータを保存する。また、外部システムに処理結果を電文形式により送信する。
３	外部連携（一括処理）サーバ	外部システムからのファイルを受信し、データ形式の変換、認証処理等の必要な処理を行い、データベースにデータを保存する。また、外部システムに処理結果をファイル形式により送信する。
４	オンラインＡＰサーバ	クライアント通信制御サーバ、外部連携（一件別処理）サーバ及び外部連携（一括処理）サーバで受け付けた即時処理、リモートバッチ処理の依頼等のオンライン処理を実行する。
５	バッチＡＰサーバ	リモートバッチ処理、スケジュールバッチ処理及びオペレータの指示で行うバッチ処理を実行する。
６	ＤＢサーバ	データベースに対する処理要求に応じたデータを管理する。
７	帳票サーバ	クライアント通信制御サーバやバッチＡＰサーバで作成したデータを使用し、ＰＤＦを生成する。
８	運用管理サーバ	各サーバのジョブの実行及び停止を一元的に管理する。また、各サーバやネットワーク機器等の稼動状況を一元的に管理する。
９	運用管理クライアント	ジョブ管理及びシステム監視に係る表示及び操作を行う。
１０	ディスク装置	データベースやフラットファイル等の大容量のデータを格納する。
１１	バックアップ装置	データを可搬媒体にバックアップする。また、可搬媒体の暗号化を行う。
１２	バックアップサーバ	ディスク装置に保存されたデータや各サーバのログ等の情報のバックアップを管理する。
１３	負荷分散装置	同一の処理を行う複数台のサーバを並行して稼動させるため、各サーバに対する処理を分散して割り当てる。用途に応じて３種類ある。
１４	ファイアウォール	フィルタリング機能等により機器間通信を制御する。用途に応じて３種類ある。
１５	Ｌ２スイッチ	各機器間のデータの通信を中継する。
１６	Ｌ３スイッチ	各機器間のデータの転送経路の選択を行う。
１７	ページプリンタ	Ａ４用紙に帳票を印刷する。用途に応じて５種類ある。
１８	帳票管理サーバ	プリンタへの印刷を制御する。また、帳票形式のデータを蓄積し、検索及び表示を行う。
１９	帳票管理クライアント	帳票管理サーバに格納された帳票形式のデータの検索及び表示を行う。
２０	業務クライアント	職員用パソコンと同様にオンライン業務を行う。
２１	業務クライアント兼ＩＣカード発行用クライアント	職員用パソコンと同様にオンライン業務を行うと共に、ＩＣカードの発行及びクライアントにインストールするディスクの発行を行う。
２２	利用者支援クライアント	利用者からの操作方法や業務の実施状況の問い合わせに対して、利用者の業務実施状況確認等を行う。
２３	連続紙プリンタ	連続紙に帳票を印刷する。
２４	利用者通知サーバ	電子メールを送信する。また、ドメインの管理及び名前解決を行う。
２５	ＩＤＳ	ＩＤＳは、現行システムへの不正侵入を検知し、通報する。なお、設置箇所はファイアウォール及び負荷分散装置の内側とする。

２６	ＩＰＳ	ＩＰＳは、次期システムへの不正侵入を検知し、遮断及び通報する。 なお、設置箇所はファイアウォール及び負荷分散装置の内側とする。

９．２　歳入金電子納付システムにおけるハードウェア構成に関する要件

現行機器等の歳入金電子納付システムにおけるハードウェアの全体構成図を図９．２－１、次期機器等の現行機器等の官庁会計システムにおけるハードウェアの全体構成図を図９．２－２に示す。

なお、全体構成図では、ハードウェアの接続イメージを記載しており、ハードウェアの台数や詳細な接続構成については表記していない。また、レイヤ２スイッチ及びレイヤ３スイッチについては、機器自体、表記していない。そのため、受託者は、本件機器等の要件を踏まえ、適切な機器設計を行い、当該構成で必要なネットワーク機器及びケーブルを導入すること。

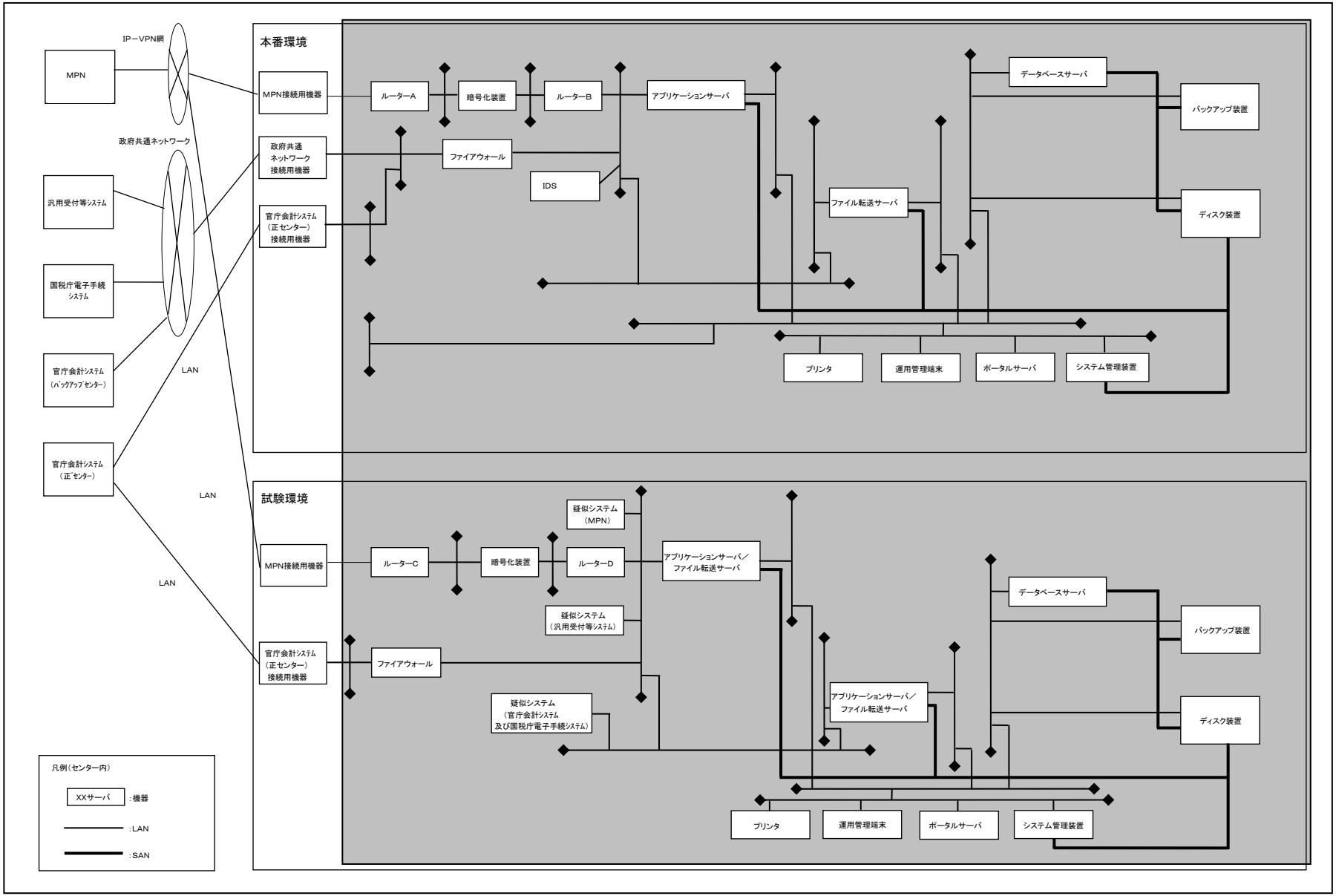

図９．２－１　現行機器等における全体構成図

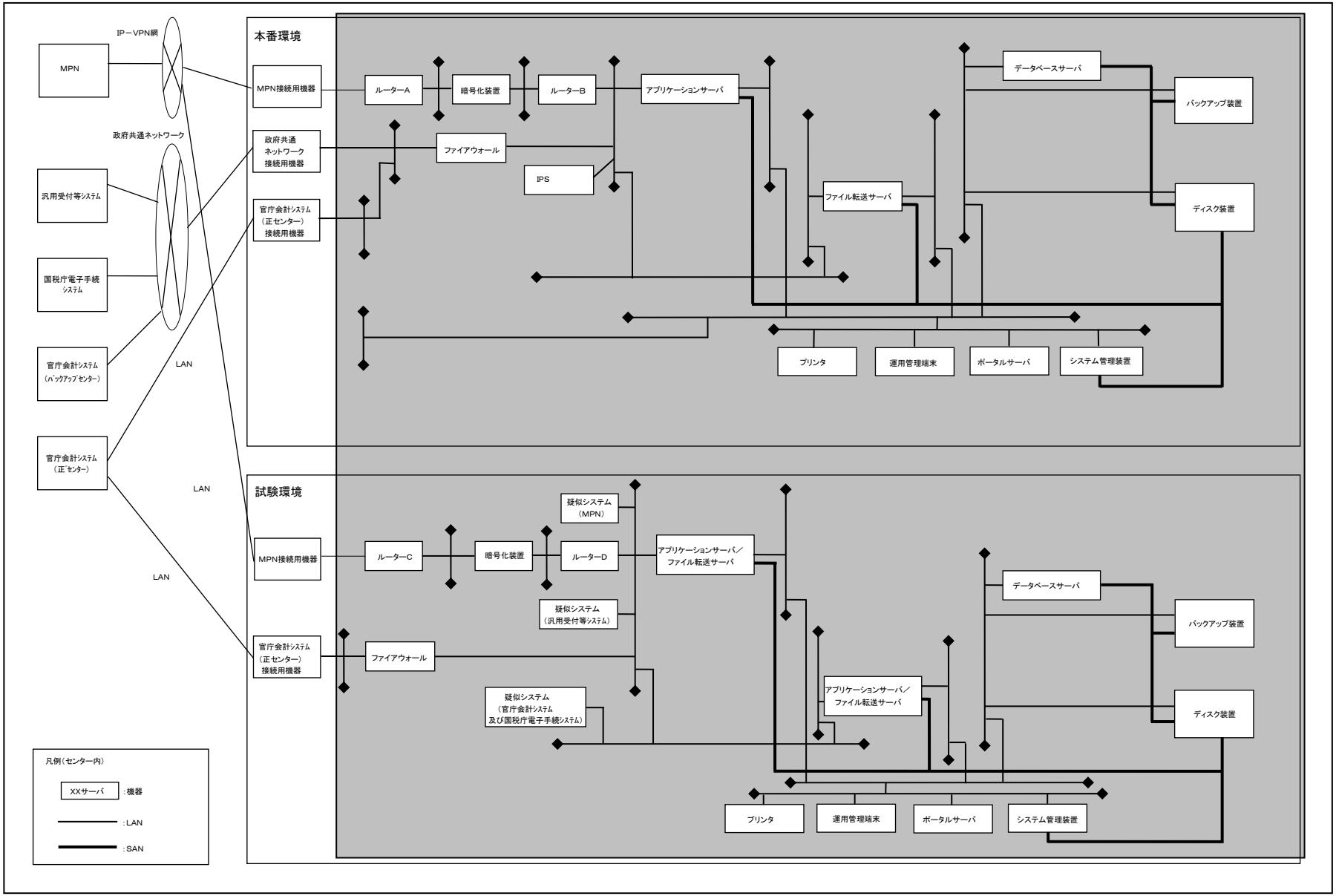

図９．２－２　次期機器等における全体構成図

歳入金電子納付システムにおける各ハードウェアの説明を表９．２－１に示す。

表９．２－１　ハードウェア一覧

項番	機器名	説明
１	アプリケーションサーバ	外部システムからの電文を受信し、データ形式の変換、認証処理等の必要な処理を行い、データベースにデータを保存する。また、外部システムに処理結果を電文形式により送信する。
２	ファイル転送サーバ	外部システムからのファイルを受信し、データ形式の変換、認証処理等の必要な処理を行い、データベースにデータを保存する。また、外部システムに処理結果をファイル形式により送信する。
３	データベースサーバ	データベースに対する処理要求に応じたデータを管理する。
４	システム管理装置	各サーバのジョブの実行及び停止を一元的に管理する。
５	運用管理端末	ジョブ管理及びシステム監視に係る表示及び操作を行う。
６	ディスク装置	データベースやフラットファイル等の大容量のデータを格納する。
７	バックアップ装置	データを可搬媒体にバックアップする。
８	ファイアウォール	フィルタリング機能等により機器間通信を制御する。
９	ルーター	他のネットワーク間のデータの通信を中継する。
１０	暗号化装置	他のネットワーク間のデータを暗号化及び復号化する。
１１	レイヤ２スイッチ	各機器間のデータの通信を中継する。
１２	レイヤ３スイッチ	各機器間のデータの転送経路の選択を行う。
１３	プリンタ	Ａ４用紙に帳票を印刷する。
１４	疑似システム（汎用受付等システム）	試験時に、疑似的に汎用受付等システムとする。
１５	疑似システム（ＭＰＮ）	試験時に、疑似的にＭＰＮとする。
１６	疑似システム（官庁会計システム及び国税庁電子手続システム）	試験時に、疑似的に官庁会計システム及び国税庁電子手続システムとする。
１７	ポータルサーバ	各サーバやネットワーク機器等の稼動状況を一元的に管理する。
１８	ＩＤＳ	ＩＤＳは、現行システムへの不正侵入を検知し、通報する。なお、設置箇所はファイアウォール及び負荷分散装置の内側とする。
１９	ＩＰＳ	ＩＰＳは、次期システムへの不正侵入を検知し、遮断及び通報する。なお、設置箇所はファイアウォール及び負荷分散装置の内側とする。

１０　ハードウェアに係る詳細な要件

ハードウェアに係る詳細な要件を以下に示す。

各ハードウェアは以下の要件を満足すること。また、連携するハードウェア及びソフトウェアとの動作保証がとれていること。

１０．１　正センター

正センターにおけるハードウェアに係る詳細な要件を以下に示す。

１０．１．１　ＩＤＳ装置

以下に示す要件を満足すること。

① 官庁会計システムにおいては、職員用パソコンからの通信向けにアクティブーアクティブ構成の２台、外部システムからの通信向けにアクティブーアクティブ構成の２台、合計４台とすること。
② 歳入金電子納付システムにおいては、行政ネットワークインフラからの通信向けにアクティブーアクティブ構成の２台とすること。
③ 監視用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔ／１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを４つ以上有すること。
④ 管理通信用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。
⑤ 不正侵入検知機能が動作可能なＯＳを搭載すること。
⑥ ＩＰアドレスを持たないステルス監視が可能であること。
⑦ １００Ｍｂｐｓのトラフィックを処理する能力を有すること。
⑧ 検出した不正侵入パケットに対応する応答パケットの内容（コンテキスト等の通信内容）を取得可能であること。
⑨ Ａｎｏｍａｌｙ検出技術を使った不正侵入検知が可能であること。
⑩ 監視用インタフェースに流入するトラフィックの停止及び開始を検知可能であること。
⑪ 不正侵入検出シグネチャ及び検出エンジン（不正侵入検出プログラム）を自動的に取得できること。
⑫ 不正侵入検出シグネチャはオープンソースでないこと。
⑬ 米国電子工業会（ＥＩＡ）標準の１９インチラックに搭載可能であること。
⑭ ＩＰｖ６トラフィックについて、不正侵入検出が可能なこと。

１０．１．２　ＩＰＳ装置

以下に示す要件を満足すること。

① 官庁会計システムにおいては、職員用パソコンからの通信向けにアクティブーアクティブ構成の２台、外部システムからの通信向けにアクティブーアクティブ構成の２台、合計４台とすること。なお、平成２８年６月１日から平成２９年１月３日までの期間においては、片系の構成を可とする。
② 歳入金電子納付システムにおいては、行政ネットワークインフラからの通信向けにアクティブーアクティブ構成の２台とすること。なお、平成２８年６月１日から平成２９年１月３日までの期間においては、片系の構成を可とする。
③ 監視用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔ／１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを４つ以上有すること。
④ 管理通信用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。

⑤　不正侵入検知及び遮断機能が動作可能なＯＳを搭載すること。
⑥　ＩＰアドレスを持たないステルス監視が可能であること。
⑦　１００Ｍｂｐｓ以上のトラフィックを処理する能力を有すること。
⑧　検出した不正侵入パケットに対応する応答パケットの内容（コンテキスト等の通信内容）を取得可能であること。
⑨　Ａｎｏｍａｌｙ検出技術を使った不正侵入検知が可能であること。
⑩　監視用インタフェースに流入するトラフィックの停止及び開始を検知可能であること。
⑪　不正侵入検出シグネチャ及び検出エンジン（不正侵入検出プログラム）を自動的に取得できること。
⑫　不正侵入検出シグネチャはオープンソースでないこと。
⑬　米国電子工業会（ＥＩＡ）標準の１９インチラックに搭載可能であること。
⑭　ＩＰｖ４環境、ＩＰｖ６環境、ＩＰｖ４/ＩＰｖ６混在環境、トンネル化されたＩＰｖ６の通信解析が可能であること。
⑮　シグネシャの更新時に継続してセンサが稼働し、非監視時間が発生しないこと。

１０．１．３　ＩＤＳ装置・ＩＰＳ装置と遠隔監視センター間の回線

ＩＤＳ装置・ＩＰＳ装置と遠隔監視センター間の回線及び回線に接続するために必要となるネットワーク機器（ルータ、回線終端装置等）は受託者が提供し、以下の要件を満足すること。

①　回線は専用線サービスまたは、専用線サービスと同等のクローズドネットワークとし、冗長化すること。
②　回線速度は、以下に示す要件を満足するよう、十分な帯域を有すること。
・ＩＤＳ装置・ＩＰＳ装置からのアラームが遅延なく遠隔監視センターへ通知可能であること。
・ＩＤＳ装置・ＩＰＳ装置が不正侵入検出シグネチャ及び検出エンジン（不正侵入検出プログラム）を遠隔監視センターより取得可能であること。

１０．１．４　Ｌ２スイッチ

必要であれば、Ｌ２スイッチを準備し、以下に示す要件を満足すること。

①　ネットワーク構成に対応して必要な台数を準備すること。また、配置した各々の機器については、冗長化構成とすること。
②　ネットワーク構成に対応する必要なポート数を有すること。
③　１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。
④　すべて同一製品（同一シリーズも可）とすること。
⑤　ＳＮＭＰエージェント機能を有すること。
⑥　管理コンソールをＧＵＩで提供していること。
⑦　コンソールＰＣを必要台数準備し、ラックに搭載すること。また、コンソールＰＣには、環境設定作業に必要なオペレーティングシステム及びミドルウェアを搭載すること。なお、コンソールＰＣは全ネットワーク機器での共有も可とする。

１０．１．５　Ｌ３スイッチ

必要であれば、Ｌ３スイッチを準備し、以下に示す要件を満足すること。

①　ネットワーク構成に対応して必要な台数を準備すること。また、配置した各々の機器については、冗長化構成とすること。
②　ネットワーク構成に対応する必要なポート数を有すること。
③　１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。

④ すべて同一製品（同一シリーズも可）とすること。
⑤ ＳＮＭＰエージェント機能を有すること。
⑥ 管理コンソールをＧＵＩで提供していること。
⑦ コンソールＰＣを必要台数準備し、ラックに搭載すること。また、コンソールＰＣには、環境設定作業に必要なオペレーティングシステム及びミドルウェアを搭載すること。なお、コンソールＰＣは全ネットワーク機器での共有も可とする。

１０．２ バックアップセンター

バックアップセンターにおけるハードウェアに係る詳細な要件を以下に示す。

１０．２．１ ＩＤＳ装置

以下に示す要件を満足すること。

① 職員用パソコンからの通信向けに１台、外部システムからの通信向けに１台、合計２台とすること。
② 監視用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔ／１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを４つ以上有すること。
③ 管理通信用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。
④ 不正侵入検知機能が動作可能なＯＳを搭載すること。
⑤ ＩＰアドレスを持たないステルス監視が可能であること。
⑥ １００Ｍｂｐｓのトラフィックを処理する能力を有すること。
⑦ 検出した不正侵入パケットに対応する応答パケットの内容（コンテキスト等の通信内容）を取得可能であること。
⑧ Ａｎｏｍａｌｙ検出技術を使った不正侵入検知が可能であること。
⑨ 監視用インタフェースに流入するトラフィックの停止及び開始を検知可能であること。
⑩ 不正侵入検出シグネチャ及び検出エンジン（不正侵入検出プログラム）を自動的に取得できること。
⑪ 不正侵入検出シグネチャはオープンソースでないこと。
⑫ 米国電子工業会（ＥＩＡ）標準の１９インチラックに搭載可能であること。
⑬ ＩＰｖ６トラフィックについて、不正侵入検出が可能なこと。

１０．２．２ ＩＰＳ装置

以下に示す要件を満足すること。

① 職員用パソコンからの通信向けに１台、外部システムからの通信向けに１台、合計２台とすること。
② 監視用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔ／１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを４つ以上有すること。
③ 管理通信用インタフェースとして、１０ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。
④ 不正侵入検知及び遮断機能が動作可能なＯＳを搭載すること。
⑤ ＩＰアドレスを持たないステルス監視が可能であること。
⑥ １００Ｍｂｐｓ以上のトラフィックを処理する能力を有すること。
⑦ 検出した不正侵入パケットに対応する応答パケットの内容（コンテキスト等の通信内容）を取得可能であること。
⑧ Ａｎｏｍａｌｙ検出技術を使った不正侵入検知が可能であること。

⑨　監視用インタフェースに流入するトラフィックの停止及び開始を検知可能であること。
⑩　不正侵入検出シグネチャ及び検出エンジン（不正侵入検出プログラム）を自動的に取得できること。
⑪　不正侵入検出シグネチャはオープンソースでないこと。
⑫　米国電子工業会（ＥＩＡ）標準の１９インチラックに搭載可能であること。
⑬　ＩＰｖ４環境、ＩＰｖ６環境、ＩＰｖ４/ＩＰｖ６混在環境、トンネル化されたＩＰｖ６の通信解析が可能であること。
⑭　シグネシャの更新時に継続してセンサが稼働し、非監視時間が発生しないこと。

１０．２．３　ＩＤＳ装置・ＩＰＳ装置と遠隔監視センター間の回線

ＩＤＳ装置と遠隔監視センター間の回線及び回線に接続するために必要となるネットワーク機器（ルータ、回線終端装置等）は受託者が提供し、以下の要件を満足すること。

①　回線は専用線サービスまたは、専用線サービスと同等のクローズドネットワークとすること。
②　回線速度は、以下に示す要件を満足するよう、十分な帯域を有すること。
・ＩＤＳ装置・ＩＰＳ装置からのアラームが遅延なく遠隔監視センターへ通知可能であること。
・ＩＤＳ装置・ＩＰＳ装置が不正侵入検出シグネチャ及び検出エンジン（不正侵入検出プログラム）を遠隔監視センターより取得可能であること。

１０．２．４　Ｌ２スイッチ

必要であれば、Ｌ２スイッチを準備し、以下に示す要件を満足すること。

①　ネットワーク構成に対応して必要な台数を準備すること。
②　ネットワーク構成に対応する必要なポート数を有すること。
③　１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。
④　すべて同一製品（同一シリーズも可）とすること。
⑤　ＳＮＭＰエージェント機能を有すること。
⑥　管理コンソールをＧＵＩで提供していること。
⑦　コンソールＰＣを必要台数準備し、ラックに搭載すること。また、コンソールＰＣには、環境設定作業に必要なオペレーティングシステム及びミドルウェアを搭載すること。なお、コンソールＰＣは全ネットワーク機器での共有も可とする。

１０．２．５　Ｌ３スイッチ

必要であれば、Ｌ３スイッチを準備し、以下に示す要件を満足すること。

①　ネットワーク構成に対応して必要な台数を準備すること。
②　ネットワーク構成に対応する必要なポート数を有すること。
③　１０００ＢＡＳＥ－Ｔのインタフェースを有すること。
④　すべて同一製品（同一シリーズも可）とすること。
⑤　ＳＮＭＰエージェント機能を有すること。
⑥　管理コンソールをＧＵＩで提供していること。
⑦　コンソールＰＣを必要台数準備し、ラックに搭載すること。また、コンソールＰＣには、環境設定作業に必要なオペレーティングシステム及びミドルウェアを搭載すること。なお、コンソールＰＣは全ネットワーク機器での共有も可とする。

１１　ソフトウェアに係る詳細な要件

ＩＤＳ及びＩＰＳとして必要なソフトウェアを搭載すること。

１２　運用施設・設備要件

官庁会計システムの運用施設・設備要件を以下に示す。

（1）設置場所

官庁会計システム等の設置場所を以下に示す。

イ　現行機器等を設置している正センター及びバックアップセンターの場所

正センターの場所は、東京都千代田区内である。バックアップセンターの場所は、東京駅より、概ね３０ｋｍ以上６０Km以内の遠隔地（電車等の公共交通機関及び徒歩で１時間３０分以内）である。

ロ　次期機器等を設置する正センター及びバックアップセンターの場所

正センターの場所は、東京都千代田区内である。バックアップセンターの場所については、１．２（３）に記載の調達により提供され、 以下の場所を予定している

① 東京駅より、概ね３０ｋｍ以上６０ｋｍ以内の遠隔地とする。
② 東京駅より、電車等の公共交通機関及び徒歩で１時間３０分以内に所在すること。また、同一の条件を満たす異なる交通機関を使ったアクセスルートが複数存在すること。

（2）設備

官庁会計システム等の設置場所の設備を以下に示す。機器導入にあたっては、この設備要件の範囲内で対応可能であること。なお、各機器単体で要求要件を満たさない場合は対策を講じること。

空調設備、フリーアクセス床、正センターの分岐盤及び分岐盤までの電源、並びにバックアップセンターの分岐盤、分電盤及び分電盤までの電源等は財務省で用意する。バックアップセンターに設置する分電盤のブレーカ交換が必要な場合、受託者が工事を行い、対応すること。また、受託者は、他の機器等の要件の設置スペースや電源設備を十分考慮すること。

イ　設置スペース

本件機器等は他のハード供給者のラックに搭載する。なお、ハードウェアの設置にあたっては、省スペース化を十分に考慮すること。

ロ　床荷重

床荷重は、約６，０００Ｎ／㎡である。

ハ　電源設備

正センター及びバックアップセンターの電源設備を表１２－１に示す。なお、ＩＤＳ又はＩＰＳへ割当られる個数分のみを記載している。

表１２－１　電源設備

項番	センター		総電力（ｋＶＡ）	種別	個数	備考
1	現行機器等	正センター	2	単相１００Ｖ３０Ａ	2	
2		バックアップセンター	2	単相１００Ｖ３０Ａ	1	
3	次期機器等	正センター	2	単相１００Ｖ３０Ａ	2	
4		バックアップセンター	2	単相１００Ｖ３０Ａ	1	

１３　その他の要件

本システムのその他の要件を以下に示す。

（1）出荷実績

導入するハードウェア及びソフトウェアについては、当該製品の出荷実績があること（同一シリーズも可）。